会　　報

第　186　号

（令和元年９月号）

目　　次

1　業　務　日　誌（H31. 4. 1～R1. 6.30）…… 1

2　事　業　報　告（H31. 4. 1～R1. 6.30）…… 3

２－１　会の運営に関する活動

２－１－１　令和元年度　第１回　業務運営会議

２－１－２　令和元年度　第１回　通常理事会

２－１－３　令和元年度　定時総会

２－１－４　令和元年度　第２回　通常理事会

２－１－５　平成30年度　事業報告及び決算報告

２－１－６　平成31年度　変更事業計画及び変更収支予算

２－１－７　役員名簿

２－１－８　会員名簿

２－２　一般事業

２－２－１　令和元年度　西日本海難防止強調運動推進連絡会議

２－２－２　令和元年度　南九州海難防止強調運動推進連絡会議

２－２－３　令和元年度　沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議

２－３　受託事業

２－３－１　宇部港港湾計画改訂に伴う航行安全対策調査専門委員会

２－３－２　川内港港湾計画変更に伴う航行安全対策調査専門委員会

２－３－３　那覇港（泊ふ頭地区8号岸壁）17万GT級大型旅客船入出港に伴う航行安全対策調査専門委員会

２－３－４　志布志港航行安全対策調査専門委員会

２－３－５　長崎港大型客船入出港に伴う航行安全対策調査専門委員会

２－３－６　次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究適地選定に伴う航行安全検討調査専門委員会

２－３－７　石垣新港巡視船係留施設整備（建設工事）に伴う航行安全対策調査専門委員会

3　ミニ知識・海（４９）　「港湾（その５）」…… 112

4　協会だより …… 116

5　刊末寄稿　「海図で知る北九州港130年の変遷 ～第148回水路記念日展～」… 117

公益社団法人　西部海難防止協会

関門海峡を通航した船舶

ばら積貨物船

船名　CHIN SHAN

【　船籍：リベリア　総トン数：91,166 トン　載貨重量トン数：175,569 トン
　　全長：291.0m　　全幅：45.05m　　喫水：10.5m　　】

船名　NSU VOYAGER

【　船籍：日本　総トン数：107,440 トン　載貨重量トン数：208,745 トン
　　全長：299.95m　　全幅：50.0m　　喫水：10.5m　　】

1　業務日誌（H 31. 4. 1 ～ R 1. 6. 30）

1－1　本　　部

日　付	内　容
4月24日(水)	下関港港湾計画改訂に伴う航行安全対策調査専門委員会 第2回委員会　於：下関市
5月14日(火)	九州北部小型船舶安全協会　令和元年度第1回理事会 於：西部海難防止協会　会議室
5月20日(月)	北九州空港周辺海域における荒天時の走錨に起因する事故防止に関する調査研究委員会　第1回委員会 於：北九州市
5月23日(木)	日本海難防止協会　令和元年度第1回通常理事会 於：東京
5月24日(金)	西部海難防止協会　令和元年度第1回業務運営会議 於：西部海難防止協会　会議室
5月27日(月)	次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究適地選定に伴う航行安全検討調査専門委員会　第2回委員会 於：北九州市
5月31日(金)	西部海難防止協会　令和元年度第1回通常理事会 於：西部海難防止協会　会議室
6月3日(月)	西日本海難防止強調運動推進連絡会議 於：北九州市
6月7日(金)	石垣新港巡視船係留施設整備（建設工事）に伴う航行安全対策調査専門委員会　第2回委員会　於：石垣市
6月8日(土)	フルート＆オカリナ演奏会　於：海事広報展示館
6月11日(火)～ 7月7日(日)	世界水路日のパネル展示　於：海事広報展示館
6月17日(月)	日本海難防止協会　令和元年度総会、第2回通常理事会 於：東京

６月19日㈬	北九州空港周辺海域における荒天時の走錨に起因する事故防止に関する調査研究委員会　第２回委員会 於：北九州市
６月20日㈭	西部海難防止協会　令和元年度定時総会、第２回通常理事会 於：北九州市
６月24日㈪	長崎港大型客船入出港に伴う航行安全対策調査専門委員会 第１回委員会　於：長崎市
６月26日㈬	長崎空港周辺海域における荒天時の走錨に起因する事故防止に関する調査研究委員会　第１回委員会　於：諫早市

１－２　鹿児島支部

日　付	内　容
５月30日㈭	南九州海難防止強調運動推進連絡会議 於：鹿児島市
５月31日㈮	鹿児島地区海難防止強調運動推進連絡会議 於：鹿児島市
６月20日㈭	志布志港及び内之浦港台風・津波等対策委員会 於：志布志市

１－３　沖縄支部

日　付	内　容
６月18日㈫	沖縄地区海難防止強調運動推進連絡会議　於：那覇市

２　事業報告

２－１　会の運営に関する活動

２－１－１　令和元年度　第１回　業務運営会議

１　日　時：令和元年５月24日（木）14：00～14：55
２　場　所：西部海難防止協会　会議室
３　出　欠：出席８名（代理出席３名）、欠席２名
４　議案審議
４－１　第１回通常理事会関連
第１号議案：平成30年度事業報告について（総会報告事項）
第２号議案：平成30年度決算について（総会決議事項）
第３号議案：平成31年度事業計画の変更について
第４号議案：平成31年度変更収支予算（損益ベース）について
第５号議案：諸規定の改正について
第６号議案：会員の入退会について
第７号議案：理事の選任について（総会決議事項）
第８号議案：総務部長の選任・解任について
第９号議案：専門委員の委嘱について
第10号議案：業務運営会議構成員の委嘱について
４－２　定時総会関連
第１号議案：平成30年度決算について
第２号議案：理事の選任について
第３号議案：平成30年度事業報告について
４－３　第２回通常理事会関連
第１号議案：代表理事及び業務執行理事の選任について
第２号議案：副会長及び専務理事の選任について
第３号議案：支部長の選任について
第４号議案：会長職務代行順序の決定について

２－１－２　令和元年度　第１回　通常理事会

１　日　時：令和元年５月31日（金）11：14～12：30
２　場　所：西部海難防止協会　会議室

3　出席者：

理事総数：23 名

出席：13 名（高祖健一郎、山根達則、瓜生晴彦、森肇、井原次郎、鶴丸俊輔、石井秀夫、平峰真樹、久保山金雄、黒田明、漢那太作、齋藤實、平原隆美）

欠席：10 名

監事総数：3 名

出席：3 名（関谷英一、尾崎武広、有馬淳二）

来　　賓：田中健彦（第七管区海上保安本部交通部長）

事 務 局：松本一二総務部長、松村信之事業部長、山下巖参与

4　議事の概要

⑴高祖健一郎会長の挨拶の後、田中健彦第七管区海上保安本部交通部長の挨拶があった。田中交通部長は挨拶の後退室された。

⑵事務局より、理事総数 23 名中、13 名出席、欠席 10 名で過半数の出席があり、定款第 42 条の規定により理事会が有効に成立する旨の報告がなされた。

⑶定款第 41 条の規定に基づいて、高祖健一郎会長を議長に選出した。

⑷高祖議長から定款第 45 条の規定に基づき、理事会は議事録を作成し、出席した代表理事及び監事はこれに記名押印しなければならない旨の説明があった。

⑸議案の審議

・第 1 号議案　平成 30 年度事業報告について

・第 2 号議案　平成 30 年度決算について

松村信之事業部長から資料に基づき、平成 30 年度に実施した公益事業、収益事業及び会議について報告があり、引き続き、松本一二総務部長から資料に基づき平成 30 年度決算について、貸借対照表、正味財産増減額報告書、財務諸表に対する注記、財産目録、附属明細書について説明があり、平成 30 年度末の正味財産は、40,437,677 円である旨の報告があった。

続いて関谷英一監事から令和元年 5 月 20 日、平成 30 年度における会計及び業務の監査を行い、計算書類、附属明細書及び財産目録は法人の財産及び損失の状況を適正に表示しており、業務内容は真実である旨の報告がなされた。

議長から、平成 30 年度事業報告については定時総会で報告することとし、決算については、総会決議事項であり、定時総会に諮る旨の説明があり、第 1 号議案及び第 2 号議案について、質疑の有無と承認を諮っ

たところ、全員異議なく原案のとおり可決承認された。

・第３号議案　平成 31 年度事業計画の変更について

・第４号議案　平成 31 年度変更収支予算（損益ベース）について

事業部長が資料に基づき、平成 31 年度事業計画の変更事項について、引き続いて、総務部長が資料に基づき、平成 31 年度の変更収支予算について、民間補助金に変更等があること、その他の借入限度額等には変更がない旨の説明が行なわれた。

議長から第3号議案及び第4号議案について､質疑の有無と承認を諮ったところ、全員異議なく原案のとおり可決承認された。

・第５号議案　諸規定の改正について

総務部長から資料に基づき、海事広報展示館ボランティア選考委員会規程及び職員採用選考委員会規程の改正について説明が行われ、その承認を諮ったところ全員異議なく原案どおり承認された。

・第６号議案　正会員の入退会について

総務部長から次の正会員加入申込者について説明があり、その承認を諮ったところ全員異議なく原案どおり承認された。

個人会員として､大分市南都留 16－15　工藤健太郎　申込年月日（令和元年５月 17 日)、団体会員として、北九州市門司区港町 7－8　株式会社洋建築計画事務所　指定代表者（城水悦子）　申込年月日（令和元年５月 23 日）

また、正会員の退会について、１団体及び個人１人の報告があった。

・第７号議案　理事の選任について

総務部長から理事の選任は総会議決事項であり、総会に提出するにあたり、理事会の承認を得るための案件である旨の説明があり、次の方々が理事を退任されることとなったこと、

・理事　山根　達則　（所属）関門水先区水先人会
・理事　福田　貴之　（所属）日本製鉄㈱
・理事　瓜生　晴彦　（所属）（公社）西部海難防止協会
・理事　竹本　一洋　（所属）㈱ホームリンガ商会
・理事　松下　忠夫　（所属）鹿児島水先区水先人会
・理事　黒木　　修　（所属）JXGT エネルギー㈱
・理事　齋藤　　實　（所属）内海水先区水先人会

続いて、次の方々が理事候補者であり、任期は令和元年６月 20 日から令和３年度定時総会までである等の説明があった。

・理事　橋本　敏道　（所属）関門水先区水先人会　会長

・理事　金久保龍治　（所属）日本製鉄㈱ 八幡製鉄所 工程業務部長
・理事　工藤健太郎　（所属）（公社）西部海難防止協会（元第九管区海上保安本部長）
・理事　橋之口　勉　（所属）鹿児島水先区水先人会　会長
・理事　井上　雅陽　（所属）JXGT エネルギー㈱ 大分製油所 技術副所長
・理事　末岡　民行　（所属）内海水先区水先人会　会長

議長より、理事の選任について、承認を諮ったところ原案どおり承認され、総会に諮ることとした。

・第８号議案　総務部長の選任・解任について

総務部長から資料に基づき説明があり、議長が質疑の有無とその承認を諮ったところ全員異議なく原案どおり承認された。

・第９号議案　専門委員の委嘱について

事業部長から資料に基づき、専門委員の委嘱について説明があり、議長が質疑の有無とその承認を諮ったところ全員異議なく原案どおり承認された。

・第 10 号議案　業務運営会議構成員の委嘱について

総務部長から業務運営会議構成員の委嘱について、候補者名簿に基づいて説明があり、議長が質疑の有無とその承認を諮ったところ全員異議なく原案どおり承認された。

⑹業務執行状況報告

定款第 28 条第 3 項の規定に基づき、高祖健一郎代表理事、業務執行理事である山根達則理事、及び瓜生晴彦理事からそれぞれ担当する業務の執行状況について報告があった。

２－１－３　令和元年度　定時総会

１　日　時：令和元年 6 月 20 日（木）15：00 ～ 16：15
２　場　所：リーガロイヤルホテル小倉

3　出席者：

⑴会員（正会員数 226 名）

会員出席数　199 名（出席 63 名、委任状 35 名、書面表決 101 名）

⑵監事（3 名）

出席：3 名（関谷英一、尾崎武広、有馬淳二）

⑶来賓

鹿庭義久（第七管区海上保安本部長）

⑷事務局

松本一二総務部長、松村信之事業部長、山下巖参与

4　議案等

⑴報告事項　　平成 30 年度　事業報告について

⑵第 1 号議案　　平成 30 年度　決算について

⑶第 2 号議案　　理事の選任について

⑷その他　　平成 31 年度　変更事業計画について

平成 31 年度　変更収支予算（損益ベース）について

5　議事の概要

⑴瓜生晴彦専務理事の司会により、高祖健一郎会長の挨拶、鹿庭義久第七管区海上保安本部長の来賓挨拶の後に会議に入った。

⑵会議の成立

事務局より正会員数 226 名中、出席 63 名、委任状提出 35 名、書面表決 101 名であり、定款第 21 条第 1 項に基づき総会は成立する旨が報告された。

⑶議長選出

瓜生専務理事が定款第 19 条に基づき、総会議長は出席正会員の中から選出するとされていることから議長選出について発言を求めたが、意見がなかったため、事務局から高祖会長の議長選出を提案したところ、満場一致で高祖会長が選出された。

⑷議事録署名人の選任

高祖議長から議事録署名人として、森肇理事及び瓜生晴彦専務理事の選任を諮り、了承された。

⑸議案の審議等

・報告事項　平成 30 年度事業報告について

松村信之事業部長が定款第 49 号第 2 項で事業報告は、理事会の承認を受け定時総会で報告することになっている旨の説明を行った後、資料に基づき平成 30 年度に実施した事業等について報告があり、議長から質問の有無を確認したが質問はなかった。（2－1－5　平成 30 年度事

業報告及び決算報告　参照）

・第１号議案　平成 30 年度決算について

松本一二総務部長から平成 30 年度決算状況について、資料に基づき、貸借対照表、正味財産増減額報告書、財務諸表に対する注記、附属明細書について説明があり、また、平成 30 年度末の正味財産が 40,437,677 円である旨の報告がなされた。

続いて、関谷英一監事から平成 30 年度における会計及び業務について監査を行い、計算書類及びその他附属明細書並びに財産目録は法人の財産及び損失状況を適正に表示しており、事業報告の内容は、真実である旨の監査報告がなされ、議長が議案の承認を諮ったところ、異議なく原案どおり可決承認された。（２－１－５　平成 30 年度事業報告及び決算報告　参照）

・第２号議案　理事の選任について

議長指示により、松本総務部長から、理事辞任名簿に基づき次の方々が理事を退任されることになった旨の説明があった。

・理事　山根　達則　（所属）関門水先区水先人会
・理事　福田　貴之　（所属）日本製鉄㈱
・理事　瓜生　晴彦　（所属）（公社）西部海難防止協会
・理事　竹本　一洋　（所属）㈱ホームリンガ商会
・理事　松下　忠夫　（所属）鹿児島水先区水先人会
・理事　黒木　　修　（所属）JXGT エネルギー㈱
・理事　齋藤　　實　（所属）内海水先区水先人会

議長から理事の選任については、定款第 27 条第１項及び第 21 条第３項に基づき、候補者名簿に沿って一名ずつ説明し、その都度承認を諮りたい旨の説明があり、総務部長が次の候補者について一名ずつ説明し、理事の任期は令和元年６月 20 日から令和３年度定時総会までとなっている旨の説明したのち、承認を諮りその都度承認された。最後に議長から再度一同に承認を諮ったところ、満場一致で原案どおり承認された。

・理事　橋本　敏道　（所属）関門水先区水先人会　会長
・理事　金久保龍治　（所属）日本製鉄㈱ 八幡製鉄所 工程業務部長
・理事　工藤健太郎　（所属）（公社）西部海難防止協会（元第九管区海上保安本部長）
・理事　橋之口　勉　（所属）鹿児島水先区水先人会　会長
・理事　井上　雅陽　（所属）JXGT エネルギー㈱ 大分製油所 技術副所長

・理事　末岡　民行　（所属）内海水先区水先人会　会長

・その他　平成 31 年度変更事業計画及び変更収支予算について

松村事業部長から定款第 48 条第 1 項の規定により、事業計画及び収支予算は、理事会承認事項となっている旨の説明があり、平成 30 年度第 4 回通常理事会で承認され、その後、令和元年度第 1 回通常理事会で承認を得た平成 31 年度変更事業計画について説明が行なわれた。

引き続いて松本総務部長から平成 31 年度変更収支予算（損益ベース）について説明が行なわれた。

議長から平成 31 年度変更事業計画及び平成 31 年度変更収支予算について質疑等の有無を確認したが、質疑等はなかった。

（２－１－７　平成 31 年度変更事業計画及び変更収支予算　参照）

第七管区海上保安本部 鹿庭義久本部長

西部海難防止協会 高祖健一郎会長

２－１－４　令和元年度　第２回　通常理事会

１　日　時：令和元年６月20日（木）16：15 ～ 16：38

２　場　所：リーガロイヤルホテル小倉

３　出席者：

理事総数：22名

出席：13名（高祖健一郎、森肇、橋本敏道、金久保龍治、
工藤健太郎、井原次郎、石井秀夫、橋之口勉、森昭三、
黒田明、水野進、漢那太作、末岡民行）

欠席：９名

監事総数：３名

出席：３名（関谷英一、有馬淳二、尾崎武広）

事務局：松本一ニ総務部長、松村信之事業部長、山下巌参与

４　議事の概要

⑴開会にあたり、事務局より理事総数22名中13名出席、欠席９名で過半数の出席があり、定款第42条の規定により理事会が有効に成立する旨の報告がなされた。

⑵工藤健太郎理事が、理事会運営規程第６条第２項「理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。」となっている旨説明したが発言がなく、事務局案として高祖健一郎理事を考えている旨の説明があり、出席理事に諮ったところ異議なく高祖理事を議長に選出した。

⑶議長から定款第45条に基づき、関谷英一監事、有馬淳二監事及び尾崎武広監事を議事録署名人に指名する旨の説明があった

⑷議案の審議

・第１号議案　業務執行理事の選任について

議長から定款第27条第２項「代表理事及び業務執行理事は理事会の議決により理事の中から選任する。」とある旨の説明の後、松本一二総務部長から資料に基づき、代表理事に高祖健一郎理事、業務執行理事として橋本敏道理事、金久保龍治理事及び工藤健太郎理事を候補者としており、代表理事が常勤役員となることから役員候補者評価委員会に諮り、同委員会から代表理事として適任である旨の報告がなされており、理事会はその報告を尊重して代表理事を選任する必要がある旨の説明があった。議長が、代表理事、業務執行理事の選任についてその承認を諮ったところ、全員異議なく承認された。

・第２号議案　副会長及び専務理事の選任について

議長から定款第 27 条第４項「理事会は、その議決によって業務執行理事の中から副会長２名以内､専務理事１名及び常務理事１名を選任できる。」旨の説明あり、総務部長から定款第 27 条第３項により高祖代表理事が会長に就任すること、常務理事については専務理事が交代する際等、引継ぎ等を勘案して配置することとしているが、今回は前任者も引き続き在籍することから常務理事は選任しないこと、今回業務執行理事に選任された理事の中から副会長、専務理事を選出する必要がある旨の説明があった。また、副会長に橋本敏道理事、金久保龍治理事を、専務理事に工藤健太郎理事を候補者としており、常勤役員である専務理事については役員候補者評価委員会から専務理事として適任である旨の報告がなされている旨の説明があった。

議長が副会長、専務理事の選任についてその承認を諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

・第３号議案　支部長の選任について

総務部長から支部規程第５条第２項に基づき、鹿児島支部長に橋之口勉理事を、沖縄支部長に平原隆美理事を候補としている旨の説明があり、議長がその承認について諮ったところ、全員異議なく承認された。

・第４号議案　会長職務代行順序の決定について

議長から理事の職務規程第８条第２項により会長に事故あるときは、理事会が予め決定した順序によって会長の職務を代行すること、第 11 条により職務代行の順序は、定時総会後の最初の理事会において決定する旨の説明があり、総務部長から橋本敏道副会長を第１順位とし、金久保龍治副会長を第２順位とする旨の説明があり、議長が承認を諮ったところ全員異議なく承認された。

・第５号議案　表彰について

総務部長から海難の防止及び海上交通の安全に顕著な功績があった者として、表彰対象者の竹本洋一氏について説明があり、議長が質疑の有無とその承認を諮ったところ全員異議なく原案どおり承認された。

２－１－５　平成 30 年度　事業報告及び決算報告

平成 30 年度 事 業 報 告

自　平成30年４月１日
至　平成31年３月31日

Ⅰ　公益目的事業

１　研究事業

南九州における小型船舶の安全対策に関する調査研究

海難全体の約８割を占める小型船舶の海難を減少させるため、小型船舶の活動が盛んである熊本県宇城市、上天草市周辺海域をモデルケースとして、高齢者対策を含めた調査・検討を行った。

調査方法としては、基礎調査として一般的な海域の状況や自然環境の調査、海難の発生状況等交通環境の調査に加え、ドローンを使用しての小型船舶の活動状況や漁業協同組合、マリーナを通じてヒヤリング調査および海難防止に関するアンケート調査を行い、検討を行う上での基礎資料として２回の委員会審議を行った。

また、検討途中、漁船やプレジャーボート操船者に身近に接している漁業協同組合やマリーナ関係者を集めて意見交換会を開催し、アンケート結果の詳細な内容や事故防止についての提案などについて議論し、必要な安全対策を取りまとめた。　（委員会２回）

２　調査事業

⑴　港湾計画改訂等に伴う船舶航行安全対策調査研究

①　平成 29 年度平良港(漲水地区)港湾計画改訂に伴う船舶航行安全検討委託業務

委託者：宮古島市

期　間：平成 29 年８月 25 日から平成 30 年９月 28 日まで

・宮古島市では、平良港における大型クルーズ船に対する旅客船機能拡充等を図るため、港湾計画の一部を変更する計画であり、当該港湾計画の一部変更に係る船舶航行の安全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。　（前年度からの継続事業　委員会２回）

②　下関港港湾計画改訂に伴う船舶航行安全検討業務

委託者：下関市

期　間：平成 30 年７月 26 日から平成 31 年３月 29 日まで

・下関市では、下関港における国際物流拠点としての機能強化、クルーズ船受入体制の充実等を図るため、港湾計画を改訂して、必要な公共岸壁及び関連する水域施設等を整備する計画であり、当該港湾計画の改訂に係る船舶航行の安全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。（委員会３回、作業部会１回）

③　鹿児島港巡視船係留施設整備に係る航行安全検討業務

委託者：第十管区海上保安本部

期　間：平成 30 年５月 19 日から平成 31 年１月 31 日

・鹿児島港（谷山２区）における巡視船係留施設整備計画に係る船舶航行の安全性を調査・検討し、必要な航行安全対策を取りまとめた。（委員会２回）

④　石垣新港巡視船係留施設整備に係る航行安全検討業務

委託者：第十一管区海上保安本部

期　間：平成 30 年４月６日から平成 30 年 10 月 31 日

・石垣港新港地区における巡視船係留施設整備計画に係る船舶航行の安全性を調査・検討し、必要な航行安全対策を取りまとめた。（委員会２回）

⑤　宇部港港湾施設整備に伴う船舶航行安全対策調査検討業務委託　第７工区

委託者：山口県宇部港湾管理事務所

期　間：平成 30 年８月４日から平成 31 年８月 30 日まで

・山口県は、宇部港における物流拠点としての役割の充実・強化を図ることに加え、地域の防災拠点として、また人々が集いにぎわう拠点としても地域に貢献することを目指し、港湾計画を改訂して、必要な公共岸壁及び関連する水域施設等を整備する計画であり、当該港湾計画の改訂に係る船舶航行の安全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめるものであり、本年度は委員会１回を実施した。

⑥　川内港長期構想策定調査委託（船舶航行安全対策）（合併）

委託者：鹿児島県北薩地域振興局

期　間：平成 30 年 12 月 26 日から平成 31 年５月 31 日まで

・川内港港湾計画変更に伴い、当該港湾計画の変更に係る船舶航行の安全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめるもので、本年度は委員会の開催等に係る計画準備を実施した。

⑵　海上工事に伴う船舶航行安全対策調査研究

①　平成 30 年度関門航路船舶航行安全対策検討業務

委託者：九州地方整備局　関門航路事務所

期　間：平成 30 年 4 月 6 日から平成 30 年 10 月 19 日まで

・関門航路の戸畑沖から大里沖までの福岡県側に点在する水深 13m 以浅の箇所について、潜水探査および浚渫工事施工中における一般航行船舶及び工事作業船の航行安全対策を調査検討した。　（委員会 2 回）

② 石垣港船舶航行安全対策検討業務

委託者：沖縄総合事務局　石垣港湾事務所

期　間：平成 30 年 8 月 31 日から平成 31 年 3 月 29 日まで

・石垣港（新港地区）航路・泊地（－10m）浚渫工事中における航行船舶及び工事作業船の安全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。　（委員会 2 回）

③ 平成 30 年度博多港船舶航行安全検討業務

委託者：九州地方整備局　博多港湾・空港整備事務所

期　間：平成 30 年 12 月 10 日から平成 31 年 3 月 22 日まで

・博多港中央航路の浚渫整備（水深－12m、幅員 300m を 370m に拡幅）に伴う、潜水探査および浚渫工事施工中における一般航行船舶及び工事作業船の安全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。

（委員会 2 回、作業部会 1 回）

④ 石垣新港巡視船係留施設整備（建設工事）に係る航行安全検討業務

委託者：第十一管区海上保安本部

期　間：平成 30 年 8 月 3 日から平成 31 年 6 月 28 日まで

・石垣港において巡視船係留施設整備中における航行船舶及び工事作業船の安全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめるものであり、本年度は委員会を 1 回実施した。

⑶ 船舶大型化に伴う船舶航行安全対策調査研究

① 佐世保港船舶航行安全対策調査業務委託

委託者：佐世保市

期　間：平成 30 年 5 月 29 日から平成 31 年 2 月 27 日まで

・佐世保港浦頭岸壁において受入が計画されている 16 万総トン級及び 14 万総トン級大型客船の入出港及び係留の安全性について調査・検討し、必要な航行安全対策を取りまとめた。

（委員会 3 回、作業部会 1 回、操船シミュレータ検証実験 1 回）

② 交港官推　第 1210200－001 号　伊万里港（久原南地区）官民連携基盤整備推進調査委託（航行安全検討）

委託者：佐賀県伊万里土木事務所

期　間：平成 30 年 7 月 20 日から平成 31 年 3 月 15 日まで

・伊万里港久原南岸壁への 7 万総トン級大型クルーズ客船の入出港及び係留の安全性について調査･検討し、必要な航行安全対策を取りまとめた。

（委員会 3 回、作業部会 1 回、操船シミュレータ検証実験 1 回）

③　単港整備　第 1210200－015 号　伊万里港（久原南地区）港湾整備委託（航行安全検討）

委託者：佐賀県伊万里土木事務所

期　間：平成 30 年 7 月 25 日から平成 31 年 3 月 15 日まで

・伊万里港久原南岸壁への 2.6 万総トン級大型クルーズ客船の入出港及び係留の安全性について調査・検討し、必要な航行安全対策を取りまとめた。

なお、委員会、作業部会及び操船シミュレータ検証実験は 7 万総トン級大型クルーズ客船と併せて実施した。

（委員会 3 回、作業部会 1 回、操船シミュレータ検証実験 1 回）

④　石垣港大型客船航行安全対策検討業務

委託者：石垣市

期　間：平成 30 年 6 月 5 日から平成 31 年 2 月 28 日まで

・石垣市は、石垣港への 20 万総トン級クルーズ客船の受け入れを計画しており、これに伴う船舶航行の安全性について調査・検討し、必要な航行安全対策を取りまとめるもので、本年度はその一部業務として航行環境を取りまとめた。

⑤　本部港大型客船航行安全検討業務委託

委託者：沖縄県

期　間：平成 29 年 12 月 22 日から平成 30 年 11 月 30 日まで

・本部港本部地区への 22 万総トン級クルーズ客船の入出港及び係留の安全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。（前年度からの継続事業　委員会 2 回､作業部会 1 回､鳥瞰図シミュレーション 1 回）

(4)　その他の船舶航行安全対策調査研究

苅田港本航路暫定供用に伴う航行安全対策調査検討業務（調査業務分）

委託者：福岡県苅田港務所

期　間：平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 7 月 18 日まで

・港湾計画（水深 13m、幅員 350m）に向け段階的な整備が行われている苅田港本航路において、水深 10m 幅員 250m の既供用航路の一部に水

深 12m 幅員 200m の整備が終了し暫定供用されることから、運用における必要な航行安全対策を取りまとめた。

また、苅田港南港航路浚渫工事中における航行船舶及び工事作業船の安全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。

（前年度からの継続事業　委員会 4 回、作業部会 1 回）

3　情報提供事業

(1)　船舶航行安全支援業務

①　平成 29 年度博多港整備船舶安全管理業務

委託者：九州地方整備局　博多港湾・空港整備事務所

期　間：平成 29 年 9 月 20 日から平成 30 年 5 月 15 日まで

・博多港中央ふ頭地区岸壁改良工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。（前年度からの継続事業）

②　平成 29 年度新門司沖航行安全管理業務

委託者：九州地方整備局　北九州港湾・空港整備事務所

期　間：平成 29 年 10 月 24 日から平成 30 年 5 月 11 日まで

・新門司沖土砂処分場地盤改良工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。（前年度からの継続事業）

③　宇部港本港地区航行安全管理業務（その 2）

委託者：中国地方整備局　宇部港湾・空港整備事務所

期　間：平成 30 年 3 月 7 日から平成 30 年 10 月 31 日まで

・宇部港本港地区航路及び航路・泊地浚渫工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。（前年度からの継続事業）

④　苅田港本航路暫定供用に伴う航行安全対策調査検討業務（支援業務分）

委託者：福岡県　苅田港務所

期　間：平成 30 年 1 月 29 日から平成 30 年 7 月 18 日まで

・苅田港南港地区南港 10 号泊地浚渫工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶　及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。（前年度からの継続事業）

⑤　廃棄物響灘東護岸築造における船舶安全管理業務委託（29－2）

委託者：北九州市港湾空港局

期　間：平成 30 年 3 月 27 日から平成 30 年 12 月 28 日まで

・響灘東地区護岸築造工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図るもので、本年度は関係者との打合せ等を実施した。（前年度からの継続事業）

⑥　那覇空港滑走路増設事業船舶航行安全管理業務

委託者：沖縄総合事務局　那覇港湾・空港整備事務所

期　間：平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

・那覇空港滑走路増設工事に伴い、工事作業に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事作業関係者等に速やかに伝達し、航行船舶及び工事の安全を図った。

⑦　平成 30 年度博多港整備船舶安全管理業務

委託者：九州地方整備局　博多港湾・空港整備事務所

期　間：平成 30 年 4 月 17 日から平成 30 年 10 月 19 日まで

・博多港中央ふ頭地区岸壁改良工事及び博多港東航路浚渫工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。

⑧　平成 30 年度関門航路整備船舶安全管理業務

委託者：九州地方整備局　関門航路事務所

期　間：平成 30 年 4 月 5 日から平成 30 年 12 月 28 日まで

・関門港大瀬戸～六連地区浚渫工事及び関門鉄道トンネル上部海底調査に伴い、工事作業に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事作業関係者等に速やかに伝達し、航行船舶及び工事の安全を図った。

⑨　平成 30 年度新門司沖外航行安全管理業務

委託者：九州地方整備局　北九州港湾・空港整備事務所

期　間：平成 30 年 4 月 25 日から平成 31 年 4 月 24 日まで

・新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）及び苅田港航路浚渫工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。

⑩　苅田港南航路浚渫工事に伴う航行安全支援業務

委託者：福岡県　苅田港務所

期　間：平成 30 年 4 月 26 日から平成 30 年 7 月 18 日まで

・苅田港南航路浚渫工事に伴い、工事作業に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事作業関係者等に速やかに伝達し、航行船舶及び工事の安全を図った。

⑪　改修（統合）奥洞海航路船舶安全管理業務委託（30）

委託者：北九州市港湾空港局

期　間：平成 30 年 10 月 11 日から平成 31 年 2 月 28 日まで

・奥洞海航路の浚渫工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。

⑫　苅田港南港泊地浚渫工事に伴う航行安全支援業務

委託者：福岡県　苅田港務所

期　間：平成 30 年 11 月 13 日から平成 31 年 3 月 29 日まで

・苅田港南港泊地浚渫工事に伴い、工事作業に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事作業関係者等に速やかに伝達し、航行船舶及び工事の安全を図った。

⑬　平成 30 年度博多港整備船舶安全管理業務（第 2 次）

委託者：九州地方整備局　博多港湾・空港整備事務所

期　間：平成 31 年 1 月 21 日から平成 31 年 11 月 29 日まで

・博多港中央ふ頭地区岸壁改良工事及び博多港東航路浚渫工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。

⑭　宇部港本港地区航行安全管理業務

委託者：中国地方整備局　宇部港湾・空港整備事務所

期　間：平成 31 年 2 月 8 日から平成 31 年 10 月 31 日まで

・宇部港本港地区航路・泊地浚渫工事に伴い、工事に関する情報、航行船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。

⑵　国際 VHF の海岸局の運用

那覇支援業務室では、那覇空港滑走路増設工事海域付近を航行する船舶、那覇港入出港船舶に対し、国際 VHF 無線電話を用いて、工事作業情報、入出港時刻等の動静確認に関する情報、一般通航船舶と工事作業船との行き会いに関する情報等の提供を行うための港湾工事用海岸局を開設し、平成 30 年 5 月 7 日から運用を開始した。

また、本海岸局は航路標識法の船舶通航信号所にも該当することから、第十一管区海上保安本部長の設置許可を得て、西海防那覇船舶通航信号所としても運用している。

⑶　海難防止強調運動及び海難防止啓蒙活動

海の事故ゼロキャンペーンにおける運動方針を受け、「西日本海難防止強調運動推進連絡会議」、「南九州海難防止強調運動推進連絡会議」及び「沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議」の主催者として、資料の編集等所要の準備を行い、同会議を開催した。

また、それぞれの地区において、海難防止啓蒙ポスター及び海難防止関連グッズを作成して啓蒙活動を支援した。

①　南九州海難防止強調運動推進連絡会議

日　時　　平成 30 年 5 月 15 日

場　所　　アクアガーデンホテル福丸

②　西日本海難防止強調運動推進連絡会議

日　時　　平成 30 年 6 月 6 日

場　所　　リーガロイヤルホテル小倉

③　沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議

日　時　　平成 30 年 6 月 12 日

場　所　　九州沖縄トラック研修会館

⑷　講習会の実施

①　西海防セミナーの開催

第 21 回西海防セミナー　平成 30 年 9 月 28 日

「日本の舶用工業の現状について」

講師　一般社団法人日本舶用工業会　専務理事　北村　正一

第 22 回西海防セミナー　平成 31 年 2 月 7 日

「自律船 / 自動避航システム開発への取組み」

講師　株式会社日本海洋科学　専務取締役　中村　紳也

② 安全講習会の実施

平成 30 年 9 月 20 日、海上起重基幹技能者技術講習会受講者に対する安全講習を実施した。

⑸ 広報活動

① 「会報」の発行

「会報」第 181 号～第 184 号を作成し会員及び関係先に配布した。

なお、第 184 号から当会の事業地域内にある主な港湾の港湾紹介を連載することとした。

② ホームページ等の充実

当会及び当会の各支援業務室のホームページ上で安全管理情報を充実させ、海事関係者はもとより広く社会一般に海難防止思想を啓発した。

③ 海事広報展示館での周知宣伝

海事広報展示館（関門海峡らいぶ館）では、関門海峡豆知識展、世界水路の日展、巨大船写真展、関門海峡で見かける船舶写真展及び灯台記念日展等の展示やふれあいコンサート等を開催し、海難防止思想の普及と周知宣伝を行った。

④ 下関カッターレース大会への参加

7 月 15 日、山口県下関漁港において開催された「第 7 回下関カッターレース大会」にチーム「西部海難防止協会」を編成し、海難防止思想の周知宣伝を行った。

Ⅱ 収益目的事業

調査事業

1 特定船舶の入港に係る解析調査

平成 30 年度 LNG 船入港航跡等解析業務

委託者：北九州エル・エヌ・ジー株式会社

期 間：平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

・北九州 LNG 基地への大型 LNG 船の入港基準に基づく入港実績データを調査解析した。

2 その他の船舶航行安全対策調査研究

① 船舶航行安全委員会の運営補助業務

委託者：パシフィックコンサルタンツ株式会社

期 間：平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 8 日まで

・那覇港湾施設の水域及び隣接する港湾水路における潜水探査及び浚渫工事中における航行船舶及び工事作業船の安全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。 （委員会 2 回、作業部会 1 回）

② 次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究（要素技術実証）適地選定に伴う航行安全検討業務委託

委託者：株式会社グローカル

期　間：平成 30 年 12 月 26 日から平成 31 年 5 月 31 日まで

・福岡県北九州市白島沖において次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究（要素技術実証）の実施を目指した適地選定に関して、安全性を検討および船舶航行の安全面について取りまとめるもので、本年度は委員会 1 回を実施した。

Ⅲ 会議

1　理事会及び総会

⑴ 平成 30 年度第 1 回通常理事会

日　時　　平成 30 年 6 月 1 日

場　所　　公益社団法人　西部海難防止協会　会議室

出席者　　20 名（理事 17 名、監事 3 名）

議案審議

第 1 号議案　平成 29 年度　事業報告について

第 2 号議案　平成 29 年度　決算について

第 3 号議案　平成 30 年度　事業計画の変更について

第 4 号議案　平成 30 年度　収支予算の変更（損益ベース）について

第 5 号議案　理事の選任について

第 6 号議案　専門委員の委嘱について

第 7 号議案　業務運営会議構成員の委嘱について

第 8 号議案　海事広報展示館館長及び事業部長の選任・解任について

第 9 号議案　表彰について

その他

業務執行状況報告

⑵ 平成 30 年度定時総会

日　時　　平成 30 年 6 月 19 日

場　所　　リーガロイヤルホテル小倉　　北九州市小倉北区浅野 2－14－2

出席者等　196 名（出席者 62 名、委任状 31 名、書面 103 名）

報告事項

平成 29 年度　事業報告について

議案審議

第１号議案　平成 29 年度決算について
第２号議案　理事の選任について
その他
平成 30 年度　変更事業計画について
平成 30 年度　変更収支予算（損益ベース）について

(3)　平成 30 年度第 2 回通常理事会
日　時　平成 30 年 6 月 19 日
場　所　リーガロイヤルホテル小倉　　北九州市小倉北区浅野 2－14－2
出席者　19 名（理事 16 名、監事 3 名）
議案審議
第１号議案　業務執行理事の選任について
第２号議案　副会長の選任について
第３号議案　会長職務代行順序の決定について

(4)　平成 30 年度第 3 回通常理事会
日　時　平成 30 年 10 月 26 日
場　所　公益社団法人　西部海難防止協会　会議室
出席者　15 名（理事 14 名、監事 1 名）
議案審議
第１号議案　公益財団法人日本海事センター平成 31 年度補助金交付申請について
第２号議案　諸規定の改正等について
第３号議案　専門委員の委嘱について
第４号議案　短期借入金について
その他議案　正会員の退会について
業務執行状況報告

(5)　平成 30 年度第 4 回通常理事会
日　時　平成 31 年 3 月 1 日
場　所　公益社団法人　西部海難防止協会　会議室
出席者　16 名（理事 13 名、監事 3 名）
議案審議
第１号議案　平成 31 年度事業計画について
第２号議案　平成 31 年度予算について

第３号議案　諸規定の改正について
第４号議案　平成 31 年度定時総会の開催について
第５号議案　銀行保証について
第６号議案　表彰について

２　業務運営会議

第１回　日　時　平成 30 年 5 月 24 日
場　所　公益社団法人　西部海難防止協会　会議室
出席者　9 名
① 一般業務報告について
② 行事予定について
③ 平成 30 年度第 1 回通常理事会、定時総会、第 2 回通常理事会提出議案等について

第２回　日　時　平成 30 年 10 月 22 日
場　所　公益社団法人　西部海難防止協会　会議室
出席者　8 名
① 一般業務報告について
② 行事予定について
③ 公益財団法人日本海事センター平成31年度補助金交付申請について
④ 諸規定の改正等について
⑤ 専門委員の委嘱について
⑥ 短期借入金について
⑦ 正会員の退会について

第３回　日　時　平成 31 年 2 月 21 日
場　所　公益社団法人　西部海難防止協会　会議室
出席者　8 名
① 一般業務報告について
② 行事予定について
③ 平成 31 年度事業計画について
④ 平成 31 年度予算について
⑤ 諸規定の改正について
⑥ 平成 31 年度定時総会の開催について
⑦ 銀行保証について

⑧　表彰について

⑨　その他

Ⅳ 会員の現状

区　　分	平成30年４月 会　員　数	退　　会 会　員　数	入　　会 会　員　数	平成31年度 予定会員数
団体会員	２１５	２	０	２１３
個人会員	１２	０	０	１２
計	２２７	２	０	２２５

Ⅴ 附属明細書

平成30年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成していない。

平成30年度決算報告

貸借対照表

（総括表）

平成31年3月31日現在

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	86,473,568	87,486,298	△ 1,012,730
未収金	227,591,789	282,528,110	△ 54,936,321
前払金	1,257,481	1,340,164	△ 82,683
流動資産合計	315,322,838	371,354,572	△ 56,031,734
2 固定資産			
基本財産	40,000,000	40,000,000	0
基本財産計	40,000,000	40,000,000	0
特定資産			
退職給付引当預金	11,375,750	10,984,583	391,167
特定資産合計	11,375,750	10,984,583	391,167
その他の固定資産			
建物付属設備	13,634,119	20,942,559	△ 7,308,440
什器備品	20,885,336	18,816,363	2,068,973
敷金	4,906,692	4,946,692	△ 40,000
その他の固定資産計	39,426,147	44,705,614	△ 5,279,467
固定資産合計	90,801,897	95,690,197	△ 4,888,300
資産合計	406,124,735	467,044,769	△ 60,920,034
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金	348,922,138	407,919,214	△ 58,997,076
前受金	0	0	0
預り金	5,389,170	6,280,452	△ 891,282
流動負債合計	354,311,308	414,199,666	△ 59,888,358
2 固定負債			
退職給付引当金	11,375,750	10,984,583	391,167
固定負債合計	11,375,750	10,984,583	391,167
負債合計	365,687,058	425,184,249	△ 59,497,191
Ⅲ 正味財産の部			
正味財産			
正味財産	40,437,677	41,860,520	△ 1,422,843
負債及び正味財産合計	406,124,735	467,044,769	△ 60,920,034

正 味 財 産 増 減 額 計 算 書

（総 括 表）

平成30年4月1日 から 平成31年3月31日 まで

（単位：円）

科　　目	当 年 度	前 年 度	増　　減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	11,280	11,281	△ 1
基本財産受取利息	11,280	11,281	△ 1
② 特定資産運用益	4,606	3,325	1,281
特定資産受取利息	4,606	3,325	1,281
③ 受取会費	9,241,200	9,539,700	△ 298,500
正会員受取会費	9,241,200	9,539,700	△ 298,500
④ 受取補助金等	10,185,000	10,185,000	0
受取民間補助金	10,185,000	10,185,000	0
⑤ 受講料収益	0	0	0
受取受講料	0	0	0
⑥ 事業収益	504,888,025	635,260,160	△ 130,372,135
航行安全支援事業収益	287,606,400	326,153,520	△ 38,547,120
調査研究事業収益	202,469,705	292,272,000	△ 89,802,295
特定調査研究事業収益	14,811,920	16,834,640	△ 2,022,720
⑦ 受取寄附金	0	0	0
⑧ 雑収益	24,832	607	24,225
受取利息収益	517	607	△ 90
雑収益	24,315	0	24,315
経常収益計	524,354,943	655,000,073	△ 130,645,130
(2) 経常費用			
① 事業費	512,417,944	641,177,163	△ 128,759,219
役員報酬	14,813,500	14,441,000	372,500
給料手当	185,145,689	217,485,084	△ 32,339,395
臨時雇賃金	10,407,907	14,899,716	△ 4,491,809
通勤手当	11,327,225	12,524,144	△ 1,196,919
福利厚生費	31,678,552	34,821,714	△ 3,143,162
退職給付費用	3,238,196	3,737,846	△ 499,650
会議費	10,313,559	11,106,138	△ 792,579
旅費交通費	43,217,973	47,186,653	△ 3,968,680
諸謝金	7,808,803	9,767,013	△ 1,958,210
修繕費	0	0	0
役務費	7,916,362	6,363,886	1,552,476
減価償却費	17,992,163	17,241,356	750,807
消耗品費	10,433,472	13,308,157	△ 2,874,685
賃借料	22,751,133	28,277,934	△ 5,526,801
通信運搬費	6,258,665	4,563,548	1,695,117
印刷製本費	7,096,238	9,148,109	△ 2,051,871
光熱水料費	2,723,853	3,072,018	△ 348,165

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
委託費	90,784,880	159,345,500	△ 68,560,620
租税公課	20,770,620	24,643,687	△ 3,873,067
支払利息	3,430,768	4,117,916	△ 687,148
雑費	4,308,386	5,125,744	△ 817,358
② 管理費	11,723,144	12,581,090	△ 857,946
役員報酬	736,500	1,109,000	△ 372,500
給料手当	3,370,848	3,903,330	△ 532,482
臨時雇賃金	0	0	0
通勤手当	254,898	374,509	△ 119,611
福利厚生費	551,703	693,005	△ 141,302
退職給付費用	164,636	177,469	△ 12,833
会議費	930,260	1,095,561	△ 165,301
旅費交通費	1,189,412	939,678	249,734
修繕費	0	0	0
役務費	117,881	124,728	△ 6,847
減価償却費	0	0	0
消耗品費	836,337	862,943	△ 26,606
賃借料	1,837,106	1,606,337	230,769
諸謝金	968,892	998,358	△ 29,466
通信運搬費	207,494	238,594	△ 31,100
印刷製本費	303,393	134,244	169,149
光熱水料費	154,991	164,006	△ 9,015
租税公課	33,100	74,113	△ 41,013
雑費	65,693	85,215	△ 19,522
経常費用計	524,141,088	653,758,253	△ 129,617,165
当期経常増減額	213,855	1,241,820	△ 1,027,965
２．経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	1,636,698	1,250,219	386,479
借入金支払利息	1,625,670	1,193,727	431,943
固定資産除却損	11,028	56,492	△ 45,464
経常外費用計	1,636,698	1,250,219	386,479
当期経常外増減額	△ 1,636,698	△ 1,250,219	△ 386,479
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,422,843	△ 8,399	△ 1,414,444
一般正味財産期首残高	41,860,520	41,868,919	△ 8,399
一般正味財産期末残高	40,437,677	41,860,520	△ 1,422,843
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
Ⅲ　正味財産期末残高	40,437,677	41,860,520	△ 1,422,843

財　産　目　録

平成31年3月31日現在

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
（流動資産）				
	現金預金	現金		
		本部事務所	運用資金として	19,141
		鹿児島支部事務所	同上	9,488
		那覇事務所	同上	595
		普通預金		
		北九州銀行 門司支店 普通預金 0089972	運用資金として	85,154,068
		北九州銀行 門司支店 普通預金 6035742	同上	0
		北九州銀行 門司支店 普通預金 5042769	同上	552,541
		鹿児島銀行 本店	同上	79,524
		琉球銀行　安謝支店	同上	161,706
		ゆうちょ銀行（門司港郵便局）	同上	485,706
		福岡銀行 門司支店	同上	10,799
			（現金預金計）	86,473,568
	未収金	九州地方整備局ほか 13 件	支援業務に係る未収金等	227,591,789
	前払金	㈱第一ビルディングほか 7 件	本部事務所に係る前払家賃ほか	1,257,481
流　動　資　産　合　計				315,322,838
（固定資産）				
基本財産	定期預金	北九州銀行　門司支店	当協会の業務遂行のために保有する基本財産の定期預金	10,000,000
		三菱東京ＵＦＪ銀行　北九州支店		10,000,000
		福岡銀行　門司支店		20,000,000
			（基本財産計）	40,000,000
特定資産	退職給付引当資産	北九州銀行　門司支店	役職員に対する退職金の支払いに備えたもの	8,375,750
		福岡銀行　門司支店	同上	3,000,000
			（特定資産計）	11,375,750
その他固定資産	建物付属設備	本部会議室及び海事広報展示館等	公益目的事業を遂行するために必要な内装改修工事等を実施し事業用として使用	13,634,119
	什器備品	監視カメラほか 67 点	公益目的事業を遂行するために必要な装備品及び備品であり、公益事業用として使用	20,885,336
	敷金	郵船不動産㈱ほか 7 件	事務所等に係る敷金	4,906,692
			（その他固定資産計）	39,426,147
固　定　資　産　合　計				90,801,897
資　産　合　計				406,124,735
（流動負債）				
	未払金	日本年金機構ほか 36 件	社会保険料ほか	348,922,138
	預り金	役職員ほか 5 件	社会保険料（厚生健保等）	5,389,170
流　動　負　債　合　計				354,311,308
（固定負債）				
	退職給付引当金	役職員	役職員に対する退職金の支払いに備えたもの	11,375,750
固　定　負　債　合　計				11,375,750
負　債　合　計				365,687,058
正　味　財　産				40,437,677

２－１－６　平成 31 年度変更事業計画及び変更収支予算

平成 31 年度変更事業計画書

自　平成31年４月１日
至　令和２年３月31日

Ⅰ　公益目的事業

１　研究事業

事　業　名	事　業　の　内　容
沖縄付近海域における台風避泊等船舶航行安全調査研究	日本近海では、毎年約 26 個の台風が発生し、そのうち沖縄周辺海域への接近数は、約８個となっており、台風の常襲地域となっている。 沖縄周辺海域は、その進路が転向する海域であり、また、台風の進行速度が遅く船舶に対する被害も発生しやすい海域となっている。 従って、台風に関しての対策が当該海域においては、海難・災害の防止対策として重要なものとなる。 本調査は、過去の台風襲来時における各種船舶の動向を AIS データ等を用いて解析し、その結果を踏まえた海難防止策の検討を行い、被害の極小化を図る。
荒天時の走錨等に起因する事故防止に係る調査研究（北九州空港・長崎空港）	海上保安庁では、平成 30 年９月関空連絡橋衝突事故を受け、迅速な再発防止策が必要であるという認識のもと同年 10 月に有識者検討会を設置、荒天時の走錨等により、船舶交通の安全や重要施設の存続に甚大な被害をもたらすような事故の再発を防止するために必要な対策等について議論を行った。 その結果、すべての海域における再発防止のための対策として、関西国際空港を除く海上空港（北九州空港、長崎空港ほか３空港）を優先海域として、対策を講ずることになった。 その具体的なスケジュールとして、2019 年７月頃（台風シーズン前）までに海上空港エリアを所管する管区海上保安本部は、海難防止団体と連携して具体策を講ずることとなった。 これを受けて、緊急に北九州空港及び長崎空港の走錨対策等を実施することにより、事故防止を図る。

２　調査事業

事　業　名	事　業　の　内　容
１．港湾計画改訂に伴う船舶航行安全対策調査研究	港湾計画の改訂に伴う船舶交通についての諸問題に係る航行安全対策について調査研究する。

2．港湾工事に伴う船舶航行安全対策調査研究	港湾工事に伴う海上交通流の変化等新たに生じる海上交通の諸問題に係る航行安全対策について調査研究する。
3．船舶大型化に伴う船舶航行安全対策調査研究	船舶大型化に伴う入出港及び着離岸等航行安全対策について調査研究する。

3　情報提供事業

事　業　名	事　業　の　内　容
1．航行安全支援業務	海上工事に関し、工事付近航行船舶の安全確保及び工事の安全と円滑な遂行のため、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに情報提供する。 更に、ホームページを活用し広く一般に安全情報を広報周知する等航行安全支援業務を実施する。
2．国際 VHF の海岸局の運用	平成 30 年 5 月に那覇支援業務室に開設した海岸局では、工事海域付近を航行する船舶、那覇港入出港船舶に対し、国際 VHF 無線電話を用いて、工事作業情報、入出港時刻の動静確認に関する情報等の提供を行い、船舶の航行安全を図る。
3．海難防止強調運動及び海難防止啓蒙活動	全国海難防止強調運動における運動方針を受け西日本、南九州、沖縄地区の推進連絡会議を開催し、推進方法を企画、策定し、実施する。 また、海難防止啓蒙ポスター及び海難防止関連グッズを作成して啓蒙活動を支援する。また、青少年に対するカッター訓練を通し、海事思想の普及を図り、海難防止活動を推進する。
4．講習会	①　西海防セミナー 年 2 回（北九州市、福岡市）、海難防止に関する講演を実施し、海難防止に関する啓発を行う。 ②　安全講習会 海上工事作業従事者に対し、海域の特性等を勘案した講習会を実施する。
5．広報活動	①　会報の刊行 年 4 回、調査研究の成果等をとりまとめ「公益社団法人西部海難防止協会会報」として会員及び関係者に配布する。 ②　ホームページの活用 海事関係者はもとより広く社会一般に広報し、海難防止思想を啓発して、海難防止に資する。 ③　海事広報展示館での周知宣伝 関門海峡を中心とした映像等により安全な航行のための周知宣伝を実施する。

Ⅱ　収益目的事業

調査事業

事　業　名	事　業　の　内　容
1．特定船舶の入港に係る解析調査	船舶の入港に関し委員会報告書に基づく入港基準と航跡を解析調査する。
2．その他の船舶航行安全対策調査研究	洋上風力発電施設の設置等に関連して航行船舶の安全対策について調査研究する。

平成 31 年度変更収支予算書（損益ベース）

（内　訳　表）

平成31年4月1日 から 令和２年3月31日 まで

（単位：円）

科　　目	変更予算	内訳		
		公　益	収　益	法人会計
Ⅰ　一般正味財産増減の部				
1．経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	10,000	10,000	0	0
基本財産受取利息	10,000	10,000	0	0
② 特定資産運用益	2,000	2,000	0	0
特定資産受取利息	2,000	2,000	0	0
③ 受取会費	9,386,000	4,693,000	0	4,693,000
正会員受取会費	9,386,000	4,693,000	0	4,693,000
④ 受取補助金等	10,185,000	10,185,000	0	0
受取民間補助金	10,185,000	10,185,000	0	0
⑤ 受講料収益	150,000	150,000	0	0
受取受講料	150,000	150,000	0	0
⑥ 事業収益	562,838,000	533,026,000	22,419,000	7,393,000
航行安全支援事業収益	269,906,000	266,210,000	0	3,696,000
調査研究事業収益	270,513,000	266,816,000	0	3,697,000
特定調査研究事業収益	22,419,000	0	22,419,000	0
⑦ 受取寄附金	0	0	0	0
⑧ 雑収益	11,000	11,000	0	0
受取利息収益	1,000	1,000	0	0
雑収益	10,000	10,000	0	0
経常収益計	582,582,000	548,077,000	22,419,000	12,086,000
(2) 経常費用				
① 事業費	567,800,000	550,011,000	17,789,000	
役員報酬	14,813,000	14,457,000	356,000	
給料手当	176,155,000	174,290,000	1,865,000	
臨時雇賃金	7,828,000	7,828,000	0	
通勤手当	9,350,000	9,175,000	175,000	
福利厚生費	31,895,000	31,527,000	368,000	
退職給付費用	3,588,000	3,469,000	119,000	
会議費	12,084,000	11,384,000	700,000	
旅費交通費	48,841,000	46,953,000	1,888,000	
諸謝金	12,473,000	11,857,000	616,000	
修繕費	500,000	500,000	0	
役務費	2,287,000	1,863,000	424,000	
減価償却費	17,993,000	17,993,000	0	
消耗什器備品費	750,000	750,000	0	
消耗品費	13,171,000	13,050,000	121,000	
賃借料	27,293,000	26,994,000	299,000	
通信運搬費	5,220,000	5,200,000	20,000	
印刷製本費	11,701,000	11,188,000	513,000	

科　　目	変更予算	内訳		
		公　益	収　益	法人会計
光熱水料費	3,572,000	3,562,000	10,000	
委託費	136,316,000	126,900,000	9,416,000	
租税公課	22,837,000	22,197,000	640,000	
支払利息	2,680,000	2,569,000	111,000	
雑費	6,453,000	6,305,000	148,000	
② 管理費	12,357,000			12,357,000
役員報酬	737,000			737,000
給料手当	4,197,000			4,197,000
通勤手当	299,000			299,000
福利厚生費	786,000			786,000
退職給付費用	182,000			182,000
会議費	905,000			905,000
旅費交通費	1,156,000			1,156,000
役務費	145,000			145,000
消耗品費	480,000			480,000
賃借料	1,702,000			1,702,000
諸謝金	880,000			880,000
通信運搬費	198,000			198,000
印刷製本費	317,000			317,000
光熱水料費	153,000			153,000
租税公課	111,000			111,000
雑費	109,000			109,000
経常費用計	580,157,000	550,011,000	17,789,000	12,357,000
当期経常増減額	2,425,000	△1,934,000	4,630,000	△271,000
2．経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用	1,787,000	1,713,000	74,000	0
借入金支払利息	1,787,000	1,713,000	74,000	0
経常外費用計	1,787,000	1,713,000	74,000	0
当期経常外増減額	△1,787,000	△1,713,000	△74,000	0
他会計振替額	0	2,315,000	△2,315,000	0
当期一般正味財産増減額	638,000	△1,332,000	2,241,000	△271,000
一般正味財産期首残高	42,577,000	25,570,000	11,620,000	5,387,000
一般正味財産期末残高	43,215,000	24,238,000	13,861,000	5,116,000
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	43,215,000	24,238,000	13,861,000	5,116,000

1 借入限度額　　250,000,000円
2 債務負担額　　0円

２－１－７　役員名簿

役職名	氏　　名	所　　属	備考
会　長(理事)	高　祖　健一郎	(公社)西部海難防止協会	再任
副会長(理事)	橋　本　敏　道	関門水先区水先人会　会長	新任
副会長(理事)	金久保　龍　治	日本製鉄㈱八幡製鐵所　工程業務部長	新任
専 務 理 事	工　藤　健太郎	(公社)西部海難防止協会(元第九管区海上保安本部長)	新任
理　　事	森　　肇	(公社)西部海難防止協会	再任
理　　事	野　口　　譲	日本郵船㈱　九州支店長	再任
理　　事	井　原　次　郎	㈱商船三井　九州支店長	再任
理　　事	下　石　　誠	福岡県港湾建設協会　会長	再任
理　　事	鶴　丸　俊　輔	日本船主協会九州地区船主会　議長	再任
理　　事	石　井　秀　夫	㈱近藤海事　代表取締役社長	再任
理　　事	橋之口　　勉	鹿児島水先区水先人会　会長	新任
理　　事	平　峰　真　樹	博多水先区水先人会　会長	再任
理　　事	森　　昭　三	大分液化ガス共同備蓄㈱ 大分事業所 取締役所長	再任
理　　事	満　吉　隆　志	九州電力㈱ 企画･需給本部 エネルギー取引部長	再任
理　　事	桜　田　　隆	宇部興産㈱　宇部渉外部長	再任
理　　事	久保山　金　雄	JXマリンサービス㈱ 常務取締役 船舶業務部長	再任
理　　事	黒　田　　明	西部ガス㈱　常務執行役員	再任
理　　事	井　上　雅　陽	JXTGエネルギー㈱ 大分製油所 技術副所長	新任
理　　事	水　野　　進	三菱重工業㈱ (長崎造船所)立神艦船製造部 船渠長	再任
理　　事	漢　那　太　作	全日本海員組合　九州関門地方支部長	再任
理　　事	末　岡　民　行	内海水先区水先人会　会長	新任
理　　事	平　原　隆　美	琉球海運㈱　専務取締役	再任
監　　事	有　馬　淳　二	㈱共進組　代表取締役会長	再任
監　　事	尾　﨑　武　広	長崎県以西底曳網漁業協会　理事	再任
監　　事	関　谷　英　一	西日本海運㈱　代表取締役社長	再任

理事の任期は、令和元年６月20日から令和３年度定時総会まで
監事の任期は、平成29年６月20日から令和３年度定時総会まで

２－１－８　会員名簿

個人会員を除く正会員名簿（令和元年７月１現在）

１　福岡地区（含む山口）

	名　　称	住　　所
1	（公財）海上保安協会	北九州市若松区本町１－14－12 若松港湾合同庁舎内
2	関門地区海運組合	北九州市門司区西海岸１－４－20 第一村本ビル 5F
3	関門水先区水先人会	北九州市門司区西海岸１－２－13
4	北九州市	北九州市門司区西海岸１－２－７
5	九州地方港運協会	北九州市門司区港町２－15
6	九州旅客船協会連合会	福岡市博多区博多駅東２－10－13 芙蓉ビル 3F
7	島原海湾水先区水先人会	大牟田市新港町１ 三池港物流㈱三池事業所別館 3F
8	下関市	下関市東大和町１－10－50 下関港国際ターミナル 3F
9	西部地区海務協議会	北九州市若松区安瀬 64－19 山九㈱若松支店　若松営業所内
10	全国内航タンカー海運組合	下関市細江新町１番１号 下関海運ビル
11	全日本海員組合	北九州市門司区西海岸１－２－18
12	内海水先区水先人会	北九州市門司区東港町６－７
13	（公社）日本海難防止協会	東京都港区虎ノ門１－１－３ 磯村ビル
14	（一社）日本船主協会	北九州市八幡区山王１－11－１ ひろたビル
15	博多水先区水先人会	福岡市博多区石城町 12－５ ウィンクスビル
16	福岡県港湾建設協会	福岡市博多区博多駅東２－９－１ 東福第２ビル 5F
17	福岡市	福岡市博多区沖浜町 12－１
18	細島水先区水先人会	日向市江良町４－９

	名　　称	住　　所
19	門司エージェント会	北九州市門司区太刀浦海岸 19 門司港運㈱　太刀浦第 1CY 管理事務所
20	伊万里湾ポートサービス㈱	伊万里市山代町久原 2982 ㈱奈雅井 内
21	㈱浮羽技研	福岡市南区中尾 3－48－3－103 号
22	宇部興産㈱	宇部市大字小串 1978－96
23	宇部興産海運㈱	宇部市港町 1－5－5
24	㈱ MOL マリン	東京都港区海岸 3－18－1 ピアシティ芝浦ビル 11F
25	オーシャントランス㈱	北九州市門司区新門司北 1－12
26	㈲海交会	東京都中央区湊 3 丁目 3 番 2 号
27	関門港湾建設㈱	下関市細江新町 3－54
28	北九州エル・エヌ・ジー㈱	北九州市戸畑区大字中原字先の浜 46－117
29	九州電力㈱	福岡市中央区渡辺通 2－1－82
30	九州郵船㈱	福岡市博多区神屋町 1－27
31	グリーンシッピング㈱	北九州市門司区港町 9－7 本社ビル 4F
32	㈱五省コンサルタント	福岡市博多区下川端町 9－12 福岡武田ビル 4F
33	五洋建設㈱	福岡市博多区博多駅東 2－7－27
34	㈱近藤海事	北九州市若松区北湊町 3－24
35	コスモ海洋㈱	北九州市門司区栄町 11－9
36	西部ガス㈱	福岡市博多区千代 1－17－1
37	山　九㈱	北九州市戸畑区大字中原先の浜 46－51 先の浜ビル 4F
38	下関三井化学㈱	下関市彦島迫町 7－1－1
39	㈱商船三井	福岡市博多区綱場町 8－31 はっこう福岡ビル 8F
40	㈱白　海	北九州市若松区響町 3－1－33
41	白島石油備蓄㈱	北九州市若松区響町 1－108
42	白島テクノサポート㈱	北九州市若松区響町 1－108
43	日本製鉄㈱	北九州市戸畑区飛幡町 1－1

	名　　称	住　　所
44	㈱シーゲートコーポレーション	北九州市門司区西海岸１－４－12
45	㈱ジェネック	北九州市小倉北区浅野２－14－１ KMM ビル 7F
46	製鉄曳船㈱	北九州市戸畑区飛幡町２－２ 飛幡ビル 2F
47	西部石油㈱	山陽小野田市西沖５番地
48	西部マリン・サービス㈱	山陽小野田市西沖５番地 西部石油㈱山口製油所内
49	セナーアンドバーンズ㈱	東京都大田区羽田空港１－６－６
50	㈱ゼニライトブイ	福岡市東区水谷２－３－９
51	太刀浦埠頭㈱	北九州市門司区大字田野浦 1116－１
52	中電技術コンサルタント㈱	広島市南区出汐２－３－30
53	鶴丸海運㈱	北九州市八幡区山王１－11－１ ひろたビル
54	鶴見サンマリン㈱	福岡市博多区神屋町９－23 日之出博多ビル 2F
55	出口産業㈱	北九州市戸畑区南鳥旗町８－３
56	東亜建設工業㈱	福岡市博多区博多駅前１－６－16 西鉄博多駅前ビル 11F
57	東京製鐵㈱	北九州市若松区南二島３－５－１
58	東洋建設㈱	福岡市中央区薬院３－３－31 六番館 2F
59	㈱東洋信号通信社	北九州市門司区港町９－11 門司港レトロスクエアセンタービル 6F
60	洞海マリンシステムズ㈱	北九州市若松区久岐の浜７－１ 久岐の浜マリンコア
61	㈱奈雅井	伊万里市山代町久原 2982
62	西日本海運㈱	北九州市門司区西海岸１－４－19
63	日鉄物流八幡㈱	北九州市小倉北区許斐町１
64	㈱日本海洋科学	北九州市門司区港町７－８ 郵船ビル 4F
65	日本海洋産業㈱	下関市大和町１丁目５番８号
66	日本コークス工業㈱	北九州市若松区響町１－３

	名　　称	住　　所
67	日本サルヴェージ㈱	北九州市門司区田野浦海岸 15－73
68	日本ジタン㈱	北九州市小倉北区京町 4－1－24
69	日本郵船㈱	福岡市博多区住吉 4－3－2 博多エイトビル
70	㈲仁徳海運	北九州市門司区小森江 1－2－9
71	博多港開発㈱	福岡市博多区沖浜町 12－1 博多港センタービル
72	阪九フェリー㈱	北九州市門司区新門司北 1－1
73	彦島製錬㈱	下関市彦島西山町 1－1－1
74	ひびきエル・エヌ・ジー㈱	福岡市博多区千代 1－17－1
75	深田サルベージ建設㈱	北九州市門司区田野浦海岸 1－26
76	福島海運㈱	福岡県京都郡苅田町磯浜町 1－3－9
77	㈱ブイメンテ	北九州市若松区北湊町 3－21
78	三池港物流㈱	大牟田市新港町 1
79	三菱ケミカル㈱	北九州市八幡西区黒崎城石 1－1
80	三菱マテリアル㈱	福岡県京都郡苅田町松原町 12
81	㈱名門大洋フェリー	北九州市門司区新門司 1－6
82	矢野海運㈱	北九州市若松区本町 1－11－17
83	㈱洋建築計画事務所	北九州市門司区港町 7－8

２　大分地区

	名　　称	住　　所
84	大分曳船㈱	佐伯市春日町 8－26
85	大分液化ガス共同備蓄㈱	大分市大字日吉原 1－6
86	大分エル・エヌ・ジー㈱	大分市大字青崎 4－1
87	大分海陸運送㈱	大分市大字大在 2
88	大分臨海興業㈱	大分市松原町 3－1－11 大分鉄鋼ビル内
89	昭和電工㈱	大分市大字中の洲 2
90	JXTG エネルギー㈱	大分市大字一の洲 1－1
91	住友化学㈱	大分市大字鶴崎 2200

	名　　称	住　　所
92	太平洋セメント㈱	津久見市合ノ元町２－１
93	鶴崎海陸運輸㈱	大分市大字中ノ洲１－８
94	西瀧海運㈱	津久見市港町２－18
95	パンパシフィック・カッパー㈱	大分市大字佐賀関３－3382
96	㈱三井 E&S マシナリー	大分市大字日吉原３
97	㈱南日本造船	大分市大字青崎３－１

３　鹿児島地区

	名　　称	住　　所
98	鹿児島県漁業協同組合連合会	鹿児島市鴨池新町 11－１
99	鹿児島県砂利協同組合連合会	鹿児島市谷山港２－21
100	鹿児島市船舶局	鹿児島市桜島横山町 61－４
101	鹿児島内航海運組合	鹿児島市住吉町 13－６ 鹿児島荷役ビル 2F
102	鹿児島水先区水先人会	鹿児島市南栄５－10－８ 第５ケイエスビル
103	三島村	鹿児島市名山町 12－18
104	奄美海運㈱	鹿児島市本港新町３
105	有村商事㈱	奄美市名瀬入舟町８－21
106	㈱植村組	鹿児島市伊敷５－９－８
107	鹿児島船用品㈱	鹿児島市住吉町７－９
108	鹿児島ドック鉄工㈱	鹿児島市七ツ島１－２－２
109	㈱共進組	鹿児島市易居町 11－19
110	コスモライン㈱	鹿鹿児島住吉町本港新町６番地 南埠頭ターミナル内
111	JX マリンサービス㈱	鹿児島市喜入中名町 2856－５
112	竹山建設㈱	奄美市名瀬小俣町 29－25
113	中越パルプ工業㈱	薩摩川内市宮内町１－26
114	西岡海事事務所	鹿児島市住吉町 13－６
115	日本海事興業㈱	鹿児島市南栄５－10－８ 第５ケイエスビル

	名　　称	住　　所
116	日本ガス㈱鹿児島工場	鹿児島市谷山港３－３－５
117	パシフィックグレーンセンター㈱	鹿児島市南栄４－20
118	マリックスライン㈱	鹿児島市城南町 45－１
119	マルエーフェリー㈱	鹿児島市城南町 45－１

４　長崎地区

	名　　称	住　　所
120	港湾労災防止協会	長崎市小ヶ倉町３－76－120 長崎港湾福祉センター内
121	五島汽船協業組合	五島市東浜町１－16－５
122	全国漁業協同組合連合会長崎油槽所	長崎市木鉢町１－22
123	長崎県漁業協同組合連合会	長崎市五島町２－27
124	(一社)長崎県以西底曳網漁業協会	長崎市京泊３－３－１ 関連商品売場棟Ｂ－20 山田水産㈱内
125	長崎小型船安全協会	長崎市旭町８－８　福田工作所内
126	長崎県石油協同組合	長崎市元船町２－８　竹島ビル 5F
127	長崎県旋網漁業協同組合	長崎市京泊３－３－１
128	長崎商工会議所	長崎市桜町４－１
129	長崎地区海運組合	長崎市元船町６－６　松尾ビル 308
130	長崎水先区水先人会	長崎市常盤町１－60 長崎港常盤ターミナルビル
131	長崎旅客船協会	長崎市元船町 16－12 九州商船ビル内　3F
132	西九州タグボート協会	長崎市出島町３－10　円口ビル 5F
133	NTT ワールドエンジニアリングマリン㈱	長崎市西泊町 22－１
134	㈱エムエスケイ	長崎市五島町３－25　松藤ビル 1F
135	㈱大島造船所	西海市大島町 1605－１
136	上五島石油備蓄㈱	長崎県南松浦郡新上五島町 続浜ノ浦郷 818－411
137	上五島総合サービス㈱	長崎県南松浦郡新上五島町 続浜ノ浦郷 818－411

	名　　称	住　　所
138	九州商船㈱	長崎市元船町 16－12
139	光和興業㈱	長崎市出島町 3－10　円口ビル
140	㈱コクサイエンジニアリング	長崎市元船町 12－6
141	後藤運輸㈱	長崎市出島町 2－16
142	五島旅客船㈱	長崎市松が枝町 5－35
143	崎永海運㈱	長崎市浪の平町 4－11
144	㈱澤山商会	長崎市出島町 3－10　円口ビル
145	㈱三　基	長崎市大橋町 22－14
146	電源開発㈱	西海市大瀬戸町松島内郷 2573－3
147	長崎運送㈱	長崎市西泊町 22－38
148	長崎魚市㈱	長崎市京泊 3－3－1
149	長崎汽船㈱	長崎市元船町 17－3 長崎港ターミナルビル 2F
150	長崎倉庫㈱	長崎市出島町 2－13
151	長崎造船㈱	長崎市浪の平町 4－2
152	長崎ポートサービス㈱	長崎市常盤町 1－60 長崎港常盤ターミナルビル
153	西九州マリンサービス㈱	長崎市万才町 6－34　第 5 森谷ビル 7F
154	野母商船㈱	長崎市元船町 17－3 長崎港ターミナルビル 2F
155	林兼石油㈱	長崎市旭町 6－1　タワーコート 4F
156	福岡造船㈱	長崎市深堀町 1－1－4
157	㈱丸金佐藤造船鉄工所	長崎市土井首町 510－2
158	三菱重工業㈱	長崎市飽の浦町 1－1 立神工作部船渠長
159	やまさ海運㈱	長崎市古町 1
160	山田屋石油㈱	長崎市旭町 3－22
161	㈱ユニバーサルワーカーズ	長崎市常盤町 1－60 常盤ターミナル 102 号
162	若築建設㈱	長崎市中町 1－22　MJM ビル 4F

5　佐世保地区

	名　　称	住　　所
163	佐世保港運協会	佐世保市千尽町５－27
164	佐世保地区海運組合	佐世保市新港町８－23
165	佐世保水先区水先人会	佐世保市塩浜町６－２
166	佐世保旅客船協会	佐世保市新港町８－１
167	佐世保マリン･アンド･ポートサービス㈱	佐世保市立神町１
168	佐世保港湾運輸㈱	佐世保市万津町７－47
169	佐世保重工業㈱	佐世保市立神町１
170	西九州倉庫㈱	佐世保市稲荷町３－７
171	㈱西日本流体技研	佐世保市小佐々町黒石免字小島 339－30
172	福丸建設㈱	佐世保市白岳町 836 番地

6　沖縄地区

	名　　称	住　　所
173	（公社）琉球水難救済会	那覇市泊３－１－６
174	沖縄県漁業協同組合連合会	那覇市前島３－25－39
175	沖縄砂利採取事業協同組合	宜野湾市字宇地泊 668
176	那覇水先区水先人会	那覇市西２－１－１
177	沖縄地方内航海運組合	那覇市東町泊３－１－８
178	（一社）沖縄旅客船協会	那覇市泊３－１－８
179	アジア海洋沖縄㈱	那覇市泊３－１－６
180	いであ㈱沖縄支社	那覇市安謝２－６－19
181	㈱オゥ・ティ・ケイ	那覇市港町２－16－１
182	沖縄海運産業㈱	うるま市与那城平宮１番地
183	㈱沖縄機械整備	糸満市西崎町４－８
184	沖縄港運㈱	那覇市西２－１－１
185	沖縄第一倉庫㈱	那覇市西２－26－18
186	沖縄電力㈱	浦添市牧港５－２－１
187	沖縄荷役サービス㈱	那覇市港町１－16－20
188	沖縄プラント工業㈱	浦添市牧港４－11－３

	名　　称	住　　所
189	沖縄マリンサービス㈱	中頭郡中城村字泊 537－3
190	海邦無線㈱	那覇市曙 1－18－14
191	共和マリン・サービス㈱	うるま市与那城平安座 6510
192	極東建設㈱	那覇市湊町 2－6－18
193	久米商船㈱	那覇市前島 3－16－9
194	㈱呉屋組	糸満市西崎町 5－10－12
195	座波建設㈱	浦添市城間 3019 番地
196	新糸満造船㈱	糸満市西崎町 1－6－2
197	㈱第一港運	那覇市港町 2－12
198	デルタ電気工業㈱	宜野湾市我如古 2－36－15
199	東亜運輸㈱	那覇市港町 3－7－50
200	東亜海事土木㈱	那覇市東町 14－3（浜川ビル 3F）
201	那覇国際コンテナターミナル㈱	那覇市港町 1－27－1
202	㈱那覇タグサービス	那覇市西 2－1－1
203	南西海運㈱	那覇市曙 2－24－13　2F
204	野村海事事務所	那覇市前島 2－21－13
205	㈲丸伊産業	那覇市曙 2－27－1－1F
206	丸尾建設㈱	石垣市新栄町 54－12
207	南日本汽船㈱	浦添市西洲 2－4－3
208	宮古港運㈱	宮古島市平良町西里 13 番地の 4
209	八重山観光フェリー㈱	石垣市美崎町 1 番地
210	八重山港運㈱	石垣市浜崎町 1 丁目 2 番地
211	㈱屋部土建	名護市港 2－6－5
212	琉球海運㈱	那覇市西 1－24－11
213	㈱琉翔	宜野湾市字宇地泊 668
214	湧川運輸㈱	那覇市西 1－24－11

２－２　一般事業

２－２－１　令和元年度　西日本海難防止強調運動推進連絡会議

１　日　時

令和元年６月３日（月）　14：30 ～ 16：00

２　場　所

リーガロイヤルホテル小倉（北九州市小倉北区浅野２－14－2）

３　議　題

①　平成 30 年度西日本海難防止強調運動実施結果について

②　平成 30 年度海難の発生状況について

③　令和元年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画について

④　令和元年度西日本海難防止運動実施計画（案）について

4　構成者

4－1　海事関係者

（公財）海難審判・船舶事故調査協会　門司支部長	牛　山　啓　二
（公財）海難審判・船舶事故調査協会　長崎支部長	山　田　浩一朗
九州水曜会　幹事	中　原　律　夫
九州地方港運協会　会長	野　畑　昭　彦
（公社）九州北部小型船安全協会　会長	冨賀見　栄　一
九州旅客船協会連合会　会長	竹　永　健二郎
九州地方海運組合連合会　会長	原　田　勝　弘
全国内航タンカー海運組合　西部支部長	木　村　五　六
全日本海員組合　九州関門地方支部長	漢　那　太　作
西日本遊漁船業協同組合　代表理事	野　﨑　隆　文
（一財）日本海洋レジャー安全・振興協会　九州事務所長	大　木　長　良
（一社）日本船主協会　九州地区船主会　議長	鶴　丸　俊　輔
㈱日本海洋資格センター　代表取締役	中　野　　隆
（公社）九州海事広報協会　会長	小笠原　　朗
PW 安全協会　九州地方本部長	伊　藤　敬　一
（公社）日本海洋少年団連盟九州北部地区連盟　事務局長	宮　地　　純
（公社）日本海洋少年団連盟中国地区連盟山口県連盟 事務局長	笠　井　百合夫

4－2　地区代表

仙崎地区海難防止強調運動推進連絡会　会長	藤　田　昭　夫
関門地区海難防止強調運動推進連絡会議　議長	野　畑　昭　彦
洞海地区海難防止強調運動推進連絡会　委員長	谷　　潤　一
福岡地区海難防止強調運動推進連絡会　会長	竹　永　健二郎
有明海海難防止対策推進連絡会　会長	西　田　晴　征
玄海地区海難防止強調運動推進連絡会議　委員長	川　﨑　和　正
長崎・五島地区海難防止強調運動推進連絡会　会長	﨑　永　　剛
佐世保地区海難防止強調運動推進連絡会　委員長	石　田　忠　男
対馬地区海難防止強調運動推進連絡会議　議長	川　上　義　輝
大分県海難防止強調運動推進連絡会　委員長	山　本　　勇

4－3　関係官公庁

九州総合通信局　無線通信部長	齋　田　　豊
水産庁　九州漁業調整事務所長	佐々木　　拓

水産庁　瀬戸内海漁業調整事務所長	江　口　静　也
九州運輸局　海上安全環境部長	平　田　浩　司
門司地方海難審判所長	門　戸　俊　明
長崎地方海難審判所長	黒　田　拓　幸
運輸安全委員会事務局　門司事務所長	岡　田　信　雄
運輸安全委員会事務局　長崎事務所長	小　俣　幸　伸
長崎県　水産部長	坂　本　清　一
佐賀県　農林水産部長	池　田　宏　昭
福岡県　農林水産部長	鐘　江　義　広
大分県　農林水産部長	大　友　進　一
山口県　農林水産部長	山　根　信　之

４－４　関係団体

日本漁船保険組合　山口県支所長	谷　山　一　也
日本漁船保険組合　長崎県支所長	小　出　康　孝
日本漁船保険組合　佐賀県支所長	長　森　浩　也
日本漁船保険組合　福岡県支所長	篠　田　由　夫
日本漁船保険組合　大分県支所長	中　村　公　成

４－５　海上保安庁関係

仙崎海上保安部　交通課長	石　浜　　広
門司海上保安部　航行安全課長	二　瀬　貴　之
若松海上保安部　航行安全課長	坂　田　　修
福岡海上保安部　交通課長	田　村　浩　太
三池海上保安部　交通課長	牛　崎　泰　成
唐津海上保安部　交通課長	藤　田　透　修
長崎海上保安部　交通課長	長　尾　治　芳
佐世保海上保安部　交通課長	横　山　孝　美
対馬海上保安部　交通課長	山　口　昌　之
大分海上保安部　交通課長	小　西　裕　幸
関門海峡海上交通センター　整備課長	有　働　拓　朗

４－６　主催者

（公財）海上保安協会　門司地方本部長	野　畑　昭　彦
（公社）西部海難防止協会　会長	高　祖　健一郎
第七管区海上保安本部長	鹿　庭　義　久

5　平成 30 年度海難防止強調運動実施結果

5．1　平成 30 年度西日本海難防止強調運動実施結果

平成 30 年 7 月 16 日から 31 日までの間、「海の事故ゼロキャンペーン」を実施した。本運動は船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリンレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対し、海難防止思想の普及・高揚を図ることにより、海難の発生を防止することを目的としたものである。

5．1．1　実施事項

平成 30 年度の海の事故ゼロキャンペーンの運動方針において、「小型船舶の海難防止」「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」を重点事項として定め、次の事項を実施した。

⑴　広報活動

・港内・街頭パレード、一日海上保安官等による企業訪問及び広報活動
・官公署、フェリーターミナル、競技場、各種イベント会場等におけるポスター、立看板、電光掲示板等を効果的に活用した広報活動
・地元ケーブルテレビ及びミニ FM 局出演による広報活動
・公共交通機関を利用した広報活動

⑵　安全に関する指導、教育、訓練

・活動中のプレジャーボートや在港船等に対する訪船・現場指導

・旅客船、危険物取扱業者等の事業所、漁業協同組合及びマリーナ等を訪問しての安全指導

・プレジャーボート愛好者及び漁業関係者等に対する海難防止講習会、小中学生を対象とした海上安全教室

・運輸支局、小型船安全協会と連携した合同パトロール

・小型船安全協会、水難救済会等民間組織と連携した安全教室

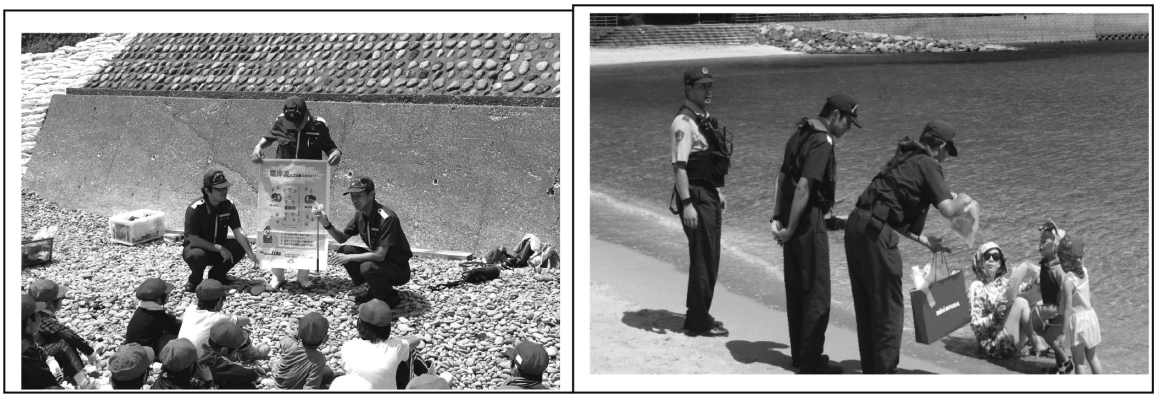

５．１．２　実施結果（平成 30 年度と平成 29 年度の比較）

期間中の主な行事等	平成 30 年度	平成 29 年度
訪船及び現場指導	685 隻	799 隻
海難防止講習会及び海上安全教室等の開催	43 回 （1,319 人）	64 回 （3,863 人）
海上パレード・一日海上保安官等の各種行事	116 回	71 回

５．１．３　期間中の海難発生状況

運動期間中の海難船舶は16隻で、平成29年の23隻と比べて7隻減少した。

海難種類別では、運航不能（機関故障）が5隻と最も多く、次いで衝突、乗揚が各3隻、運航不能（推進器・舵障害）2隻の順に発生し、用途別ではプレジャーボートが7隻と最も多く、次いで漁船が5隻の順となっており、7割強が小型船舶による海難となっている。

５．２　夏季安全推進運動実施結果（七管区）

５．２．１　運動の趣旨

夏季期間に増加するプレジャーボート等の船舶事故及びマリンレジャー活動による人身事故を減少させるため、次の事項を重点事項として定め、夏季安全推進運動を実施した。

⑴プレジャーボート事故対策

・発航前検査の徹底

・錨泊・漂泊中を含む常時適切な見張り及び早期避航の徹底

・自己救命策確保の推進

・遵守事項の徹底

⑵マリンアクティビティ（水上オートバイ、カヌー、SUP、ミニボート）愛好者に対する安全意識の高揚

⑶遊泳中の事故防止

・離岸流に対する安全指導

・飲酒を伴う遊泳自粛指導

５．２．２　実施期間

平成30年8月1日（水）　～　平成30年8月31日（金）

５．２．３　実施内容

(1)　安全啓発活動

小型船舶免許更新者、漁業者等を対象とした海難防止講習会を開催した。

●実施回数　　37 回（891 名）

(2)　訪船指導

港内に停泊している小型船舶に訪船指導を実施するとともに、運輸支局、警察署、ＪＣＩ（日本小型船舶検査機構）、小型船安全協会、ＰＷ安全協会等と合同でパトロール及び啓発活動を実施した。

●訪船指導　　966 隻

●訪問マリーナ等　　144 箇所

●合同パトロール　　202 回

(3) 広報活動

マリーナ､マリンレジャーショップ等を訪問し､ポスター及びリーフレットを配布のうえ掲示依頼したほか、地元ＦＭ局出演による広報活動を実施した。

●テレビ、ラジオ等を活用した活動　27 回

５．２．４　期間中の海難発生状況

運動期間中の海難船舶 35 隻のうち、平成 30 年の 29 隻と比べ 6 隻増加した。

小型船舶の内訳は、プレジャーボート 17 隻、漁船 7 隻、遊漁船 1 隻の計 25 隻で、全体の 7 割を超えている。

海難種類内訳は、衝突 11 隻、運航不能（機関故障）8 隻、乗揚 5 隻の順で発生している。

主な海難原因は、衝突は見張り不十分、運航不能（機関故障）は整備不良と老朽衰耗、乗揚げは操船不適切によるものであった。

５．３　漁船安全操業推進運動実施結果（七管区）

５．３．１　運動の趣旨

沿岸海域をその操業（活動）の場とする小型漁船の海難発生隻数を減少させるため､気象･海象条件が厳しくなる冬季を前に､｢常時適切な見張りの徹底｣｢早期避航等適切な操船の励行｣｢気象・海象情報の入手活用｣｢自己救命策確保の推進｣｢遵守事項の徹底及び救命胴衣着用義務範囲拡大の周知｣を重点事項として定め、漁船安全操業推進運動を実施した。

さらに、漁業協同組合員が連携した無事故活動を推進するため、平成 27 年度から開始した漁船セーフティラリーを平成 30 年度も引き続き実施した。

５．３．２　実施期間

平成 30 年 10 月 1 日（日）　～　平成 30 年 10 月 31 日（火）

５．３．３　実施内容

(1)　安全啓発活動

漁業関係者、小型船舶免許更新者、遊漁船関係者等を対象とした海難防止講習会を開催した。

●実施回数　　38 回（797 名）

(2)　訪船指導

漁港内に停泊している小型船舶に訪船指導を実施するとともに、小型船安全協会と合同でパトロール及び啓発活動を実施した。

●訪船指導　　663 隻

●訪問マリーナ・漁協　　287 箇所

●合同パトロール　　6 回

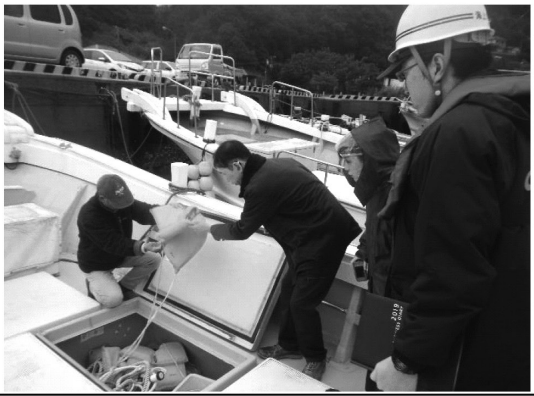

(3) 広報活動

漁業協同組合を中心に訪問し、ポスター及びリーフレットを配布のうえ掲示依頼したほか、地元ＦＭ局出演による広報活動を実施した。

(4) 漁船セーフティラリー（期間延長：～ 12 月 31 日（日））

第七管区海上保安本部管内に所在する漁業協同組合・支所等（346 箇所）のうち 239 箇所が参加し、211 箇所が期間中に所属漁船の無事故を達成しており、海上保安部署から無事故認定証が授与された。

無事故達成率は 88 パーセント（平成 29 年：86 パーセント）と高い数字であり、漁業者が連携して安全意識の向上を図り達成した成果と言える。

５．３．４　期間中の海難発生状況

運動期間中の海難船舶 40 隻のうち、小型船舶の海難はプレジャーボート 11 隻、漁船 17 隻、遊漁船 1 隻の計 29 隻と昨年を 7 隻上回った。

漁船海難の種類別では、衝突 8 隻、乗揚げ 3 隻、火災 2 隻、運航不能（機関故障、推進器障害、バッテリー過放電）4 隻となっている。

主な海難原因は、衝突、乗揚げは見張り不十分、操船不適切、居眠り運航で、火災は漏電、運航不能（機関故障、推進器障害、バッテリー過放電）は船体機器整備不良等の人為的要因によるものであった。

５．４　地区協議会が定める海難防止運動（七管区）

５．４．１　運動の趣旨

平成 22 年度から地域特性を考慮した海難防止思想の普及を図るための運動や施策を地区ごとに企画立案し展開してきており、平成 30 年度の実施結果は以下のとおりである。

５．４．２　各地区の海難防止運動

⑴　<u>仙崎・萩地区海難防止強調運動推進連絡会</u>

①　運動の名称　　仙崎・萩かわら版 118 の配布等による海難防止活動

②　実施期間　　周年

※　当地区の海難統計では、小型船舶の海難が約 9 割を占めていることから、地域性を活かしたイベントへの参画、ケーブルテレビへの出演ほか集中的な周知、啓発、指導を主眼として活動を実施した。

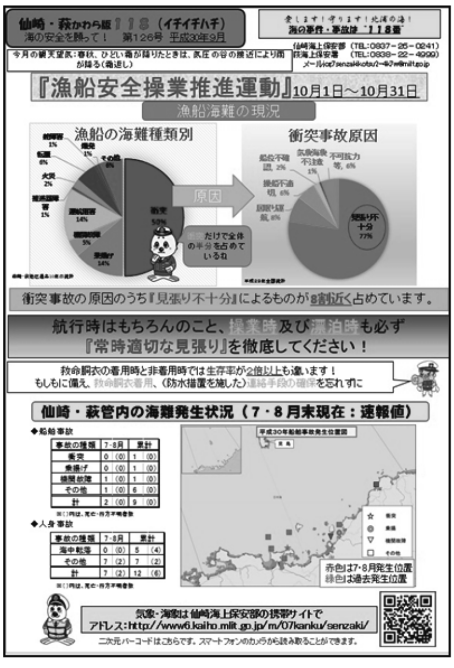

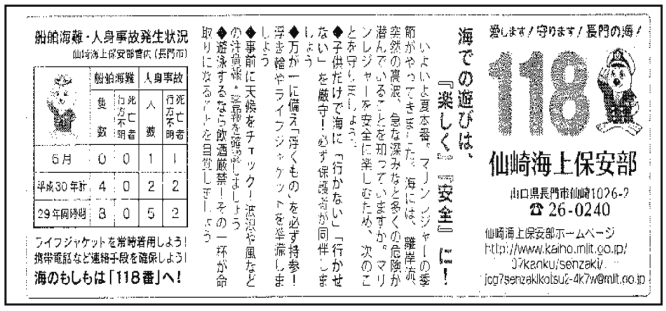

(2) 関門地区海難防止強調運動推進連絡会議

① 運動の名称　　ふくそう海域海難防止運動

② 実施期間　　周年

※ 関門港において不安全航行を行った船舶等に対して厳重な個別指導を実施し、同港における特定航法の遵守及び潮流による圧流を考慮した適切な操船を徹底させたほか、視界制限時の対応を行う等により海難防止対策を行った。

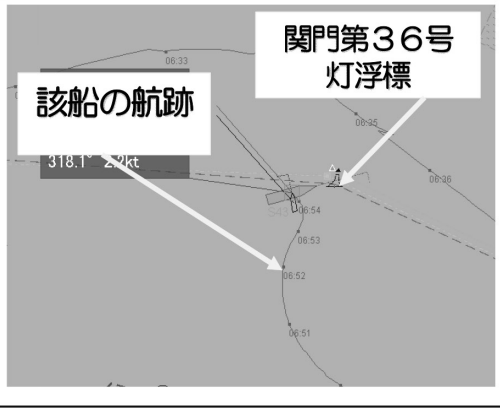

(3) 洞海地区海難防止強調運動推進連絡会

① 運動の名称　　洞海地区貨物船海難防止強調運動

② 実施期間　　平成 31 年 2 月 1 日（金）～ 15 日（金）

※ 管内の特徴として、貨物船及びタンカーの出入港が多い地域であることから、これらの海難防止活動を実施した。

(4) 福岡地区海難防止強調運動推進連絡会

① 運動の名称　　福岡地区プレジャーボート海難防止運動

② 実施期間　　平成 30 年 9 月 15 日（土）から 9 月 30 日（日）

※ 管内の特徴として、船舶種類別でプレジャーボートの海難が多いことから、プレジャーボート運航者の安全意識の高揚・啓発を図った。特に

過去、事故を起こした船舶の出港地として多かった港を重点に安全啓発を実施した。

⑸ **有明海海難防止対策推進連絡会**

① 運動の名称　　有明地区小型船海難防止強化運動

② 実施期間　　周年

※ 管内の特徴として、小型船舶による海難が殆どであることから、小型船舶免許更新講習会に合わせた海難防止講習会等を実施した。新たに有明小型船安全協会の協力のもと女性ボートレーサー出演の海難防止PR動画を製作し講習会に活用した。また､災害対応自動販売機メッセージ、ＦＭラジオを活用した広報活動を周年実施した。

⑹ **玄海地区海難防止強調運動推進連絡会議**

① 運動の名称　　救命胴衣着用及び発航前点検励行キャンペーン

② 実施期間　　平成30年10月1日（月）から10月31日（水）

※ 平成30年2月から、遵守事項の「救命胴衣着用義務」の違反者に、行政処分である違反点数が付されることになったことから、事故防止の観点も含め､「発航前点検の励行」とともに重点的に周知･指導を行った。

⑺ **長崎・五島地区海難防止強調運動推進連絡会**

① 運動の名称　　まき網・以西底びき網漁船海難防止運動

② 実施期間　　周年

※ 平成 21 年に発生したまき網漁船の海難の再発防止を図るため継続実施し、また管内の特徴として、小型漁船の海難が多いことから、これらを防止するための講習会を実施した。

⑻ **佐世保地区海難防止強調運動推進連絡会**

① 運動の名称　　佐世保地区海の安全種まき運動

② 実施期間　　周年

※ 管内の特徴として､海難隻数の多くを小型船舶が占めていることから、海難防止講習会及び訪船指導等を通じ、安全の種（安全運航の知識）を蒔いて、安全の花（無事故）を咲かせる運動を展開した。

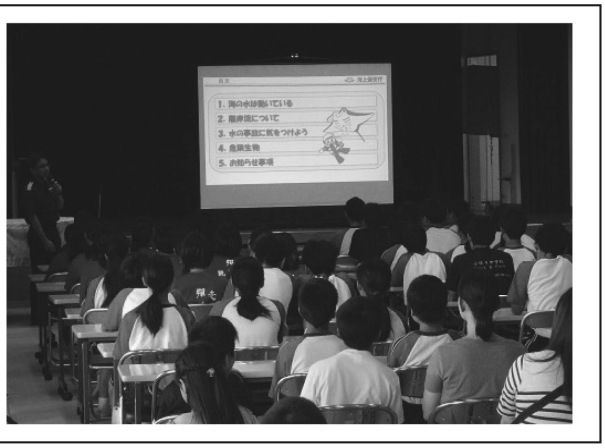

⑼ 対馬地区海難防止強調運動推進連絡会議

① 運動の名称　　対馬やまねこプラスニャン運動・その他

② 実施期間　　周年

※ 海の事故減少を目的とし、「発航前検査」「気象海象の把握」「常時見張り」「救命胴衣の着用」に、「家族や友人等に帰港（帰宅）時間を伝える」「ハザードマップを活用し、衝突・乗揚げ防止」というプラスニャン運動を展開した。

⑽ 大分県海難防止強調運動推進連絡会

① 運動の名称　　サンデーモーニング活動

② 実施期間　　周年

※ プレジャーボートが多く出港する休日の時間帯（早朝４時頃～）を捉え、自船の安全確保３か条及び自己救命策の確保を直接呼びかけるとともに、釣り人に対して足元確認・ライト携行等、不注意からの海中転落防止について呼びかけを実施した。

６．海難の発生状況
(平成３０年)

海上保安庁

第七管区海上保安本部交通部

令和元年6月３日

海上保安庁
JAPAN COAST GUARD

目次

1.　海難隻数と死者･行方不明者数の状況
2-1.　船舶種類別・海難分類別の発生状況
2-2.　船舶種類別・海難分類別の発生隻数(昨年比)
3.　過去10年間の海難発生隻数の推移
4.　海難発生海域
5-1.　海難原因①(衝突・乗揚)
5-2.　海難原因②(機関故障)
6-1.　プレジャーボート海難の分類別発生状況
6-2.　プレジャーボート機関故障の原因
6-3.　プレジャーボート衝突海難の状況(過去10年)
6-4.　プレジャーボート月別・曜日別海難隻数
7-1.　漁船海難の分類別発生状況
7-2.　漁船衝突・乗揚げの原因と要因
8.　貨物船、タンカーの海難発生状況

1. 海難隻数と死者・行方不明者数の状況

海上保安庁

・海難船舶は380隻で、平成２９年に比べ21隻増加。
うち小型船舶は２８４隻であった。
・死者・行方不明者数は４人で、平成２９年に比べ４人減。
これらは全て５トン未満の小型船舶の海難によるもので、漁船の転覆で2人、漁船の浸水で1人、プレジャーボート(手漕ぎボート)の海中転落で1人であった。

過去10年の海難隻数、死亡、行方不明者数の推移

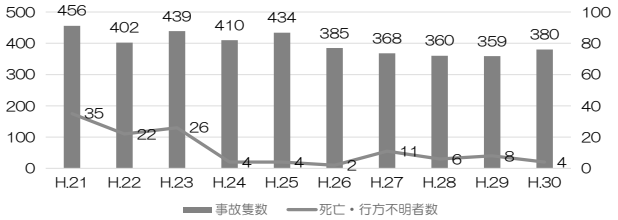

▽事故事例

〈事例１〉 漁船転覆事故、１名死亡、1名救助
・発 生 月　３月
・事故船舶　刺し網漁船（0.5トン、2名乗組み）
・概　　要　風、波も高い状況下、漁場向け出港したが、危険を感じ反転したところ、横波を受け転覆。救命胴衣未着用で海に投げ出され、1名は泳いで船底にしがみついた状態で発見救助。残る1名は付近岩場で発見されたが死亡。

救助完了後の該船状況

〈事例２〉 水上オートバイ同士の衝突事故
・発 生 月　５月
・事故船舶　水上オートバイ（A)・(B)（ともに定員3名、各2名乗組み）、双方4名が重軽傷
・概　　要　計5艇で思い思いに遊走（高速で滑走・旋回）中、Aが右旋回中にBの船首がAの左舷船首に衝突、船長1名は肺気胸等、1名は軽傷、各艇同乗の2名は肋骨骨折及び大腿骨骨折

衝突部の様子

〈事例３〉 プレジャーボート乗揚事故
・発 生 月　８月
・事故船舶　プレジャーボート（7.59m/定員12名）
・概　　要　同船は、マリーナをプレジャーボートに7名、3名乗り用の水上バイクに2名乗り組み、近隣の海水浴場に向け出港、到着後プレジャーボートをシーアンカー投入の漂泊状態とし、水上バイクにて乗船者を砂浜までピストン輸送し、バーベキューをしていたが、風浪により砂浜付近まで流され打ち寄せられていた状態に気付いた。

事故現場の様子

2-1. 船舶種類別・海難分類別の発生状況

海上保安庁

船舶種類別

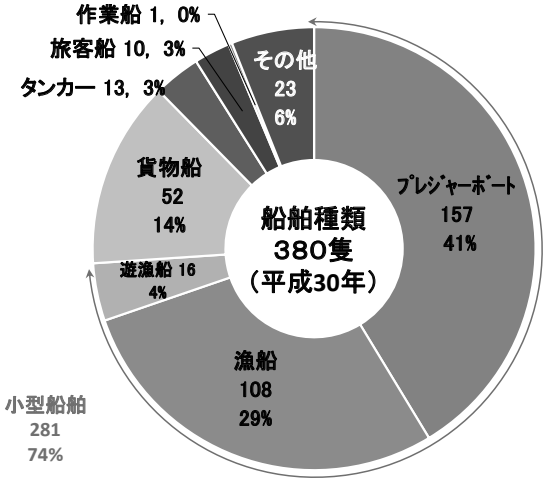

・プレジャーボート１５７隻(４隻増)、漁船１０８隻(４隻減)、貨物船５２隻(９隻増)の順に発生。
・小型船舶(漁船、遊漁船及びプレジャーボート)は２８１隻で、全海難隻数の約７４％を占める。
（過去１０年間の海難船舶隻数3,９９３隻、うち小型船舶は2,９７７隻で全体の７５％となっている。）

海難分類別

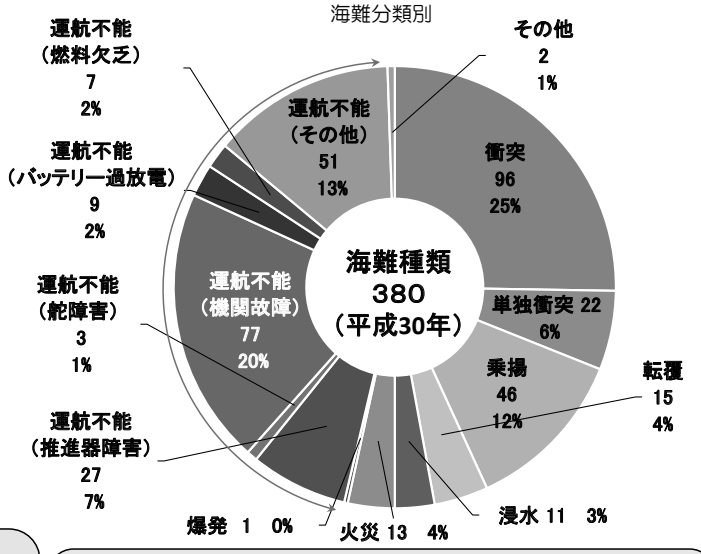

・衝突、単独衝突１１８隻(１４隻増)、運航不能（機関故障）７７隻(８隻増)、乗揚４６隻（３隻増）の順に発生。
・運航不能(推進器・舵障害、機関故障、燃料欠乏、バッテリー過放電等)で、全体の約４５%、衝突は約３１%を占める。

2-2. 船舶種類別・海難分類別の発生隻数(昨年比)

海上保安庁

船舶種類＼事故種類	衝突	乗揚	転覆	浸水	火災	爆発	推進器障害	舵障害	機関故障	バッテリー過放電	燃料欠乏	運航不能(その他)	その他	合計	死者行方不明者数
貨物船	25 (23)	10 (5)	0 (0)	0 (1)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (9)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	0 (1)	52 (43)	0 (1)
タンカー	6 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	13 (6)	0 (0)
旅客船	5 (5)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (8)	0 (0)
作業船	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (3)	0 (4)
漁船	41 (42)	16 (15)	2 (4)	4 (5)	7 (15)	0 (0)	10 (5)	0 (1)	6 (10)	1 (0)	2 (13)	19 (2)	0 (0)	108 (112)	3 (1)
遊漁船	11 (3)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (4)	0 (1)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	16 (14)	0 (0)
プレジャーボート	25 (23)	11 (17)	13 (9)	5 (7)	1 (1)	0 (0)	12 (13)	1 (4)	47 (44)	8 (6)	5 (5)	27 (19)	2 (5)	157 (153)	1 (2)
その他	4 (6)	6 (2)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	0 (0)	3 (5)	1 (0)	7 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	23 (20)	0 (0)
合計	118 (104)	46 (43)	15 (14)	11 (15)	13 (22)	1 (0)	27 (28)	3 (6)	77 (69)	9 (6)	7 (21)	51 (25)	2 (6)	380 (359)	4 (8)
死者行方不明者数	0 (2)	0 (1)	2 (3)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	4 (8)	

上段の数字は平成30年、下段（）内の数字は平成29年の数値
船舶種類の「その他」は、貨物船、タンカー等に区分できないもの(例:軍艦、潜水艦、曳船、台船等)
事故種類の「衝突」は、衝突及び単独衝突
事故種類の「運航不能」は、運航に必要な設備の故障、燃料等の欠乏等により、船舶の運航に支障が生じたもの(推進器障害、舵故障、機関故障、機関取扱い不注意、バッテリー過放電、燃料欠乏、ろ・かい喪失及び無人漂流、操船技能不足、船体傾斜、走錨、荒天難航、その他)
事故種類の「その他」は、上記以外の船舶海難(船体行方不明、船位喪失、接触、座洲、その他)

3. 過去10年間の海難発生隻数の推移

海上保安庁

船舶種類別隻数の推移

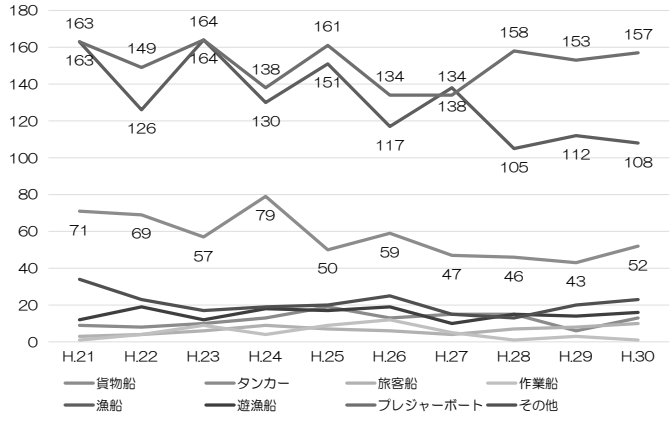

海難分類別隻数の推移

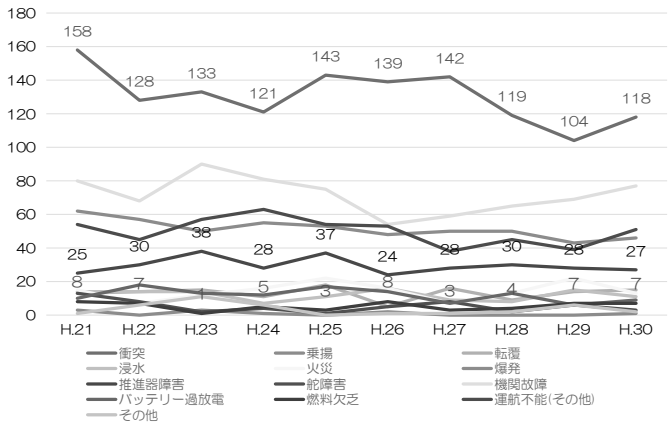

- プレジャーボート、漁船の発生数が高い数値で推移している。
- 漁船は、平成28年に大きく減少し、横這いとなっている。
- 貨物船の発生数が徐々に減少傾向であったが、９隻の増加となっている。

- 衝突がＨ２８年から減少傾向であったが、昨年から１４隻増加している。
- 次いで運航不能(機関故障)が高く増加傾向にある。
- 運航不能(機関故障、推進器障害、ﾊﾞｯﾃﾘｰ過放電、燃料欠乏、推進器障害など)が全体の約半数を占める。

4. 海難発生海域

海上保安庁

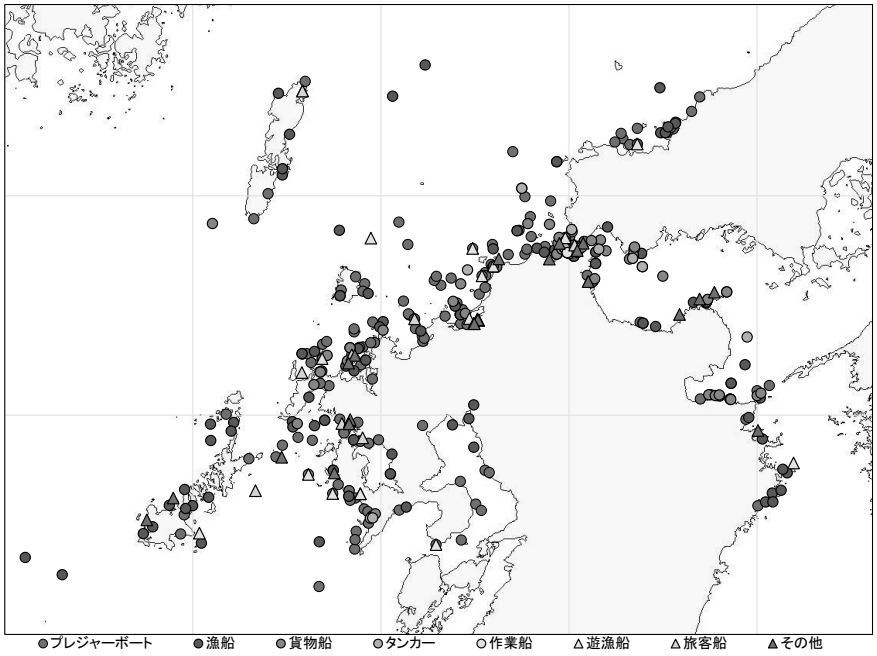

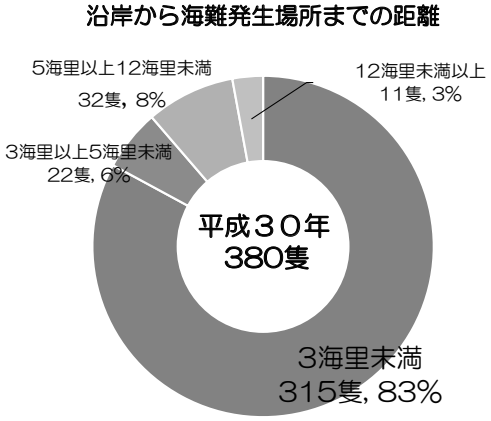

・海難船舶380隻のうち、315隻が沿岸3海里未満の海域で発生しており、全体の約83%を占める。

5-1. 海難原因①(衝突・乗揚)

海上保安庁

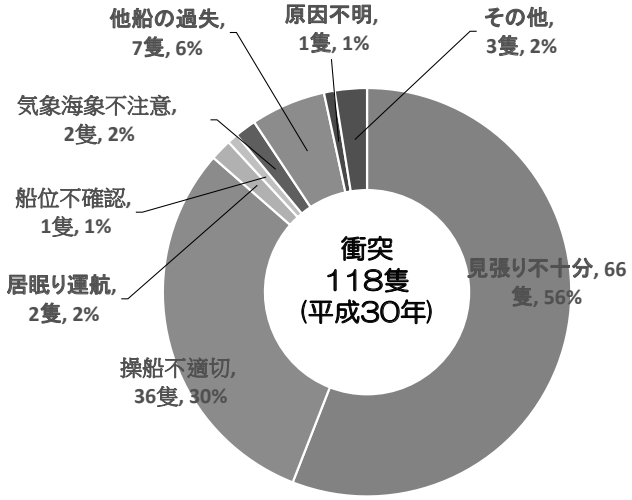

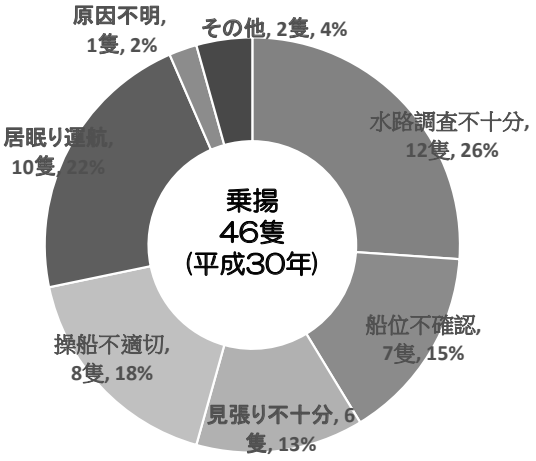

・衝突の原因は、見張り不十分が66隻(56%)で最も多く、次いで操船不適切36隻(30%)、これ以外はいずれも6%以下となっている。

・乗揚の原因は、水路調査不十分が12隻(26%)と最も多く、次いで居眠り運航10隻(22%)、操船不適切が8隻(18%)となっている。

5-2.　海難原因② 運航不能(機関故障)

海上保安庁

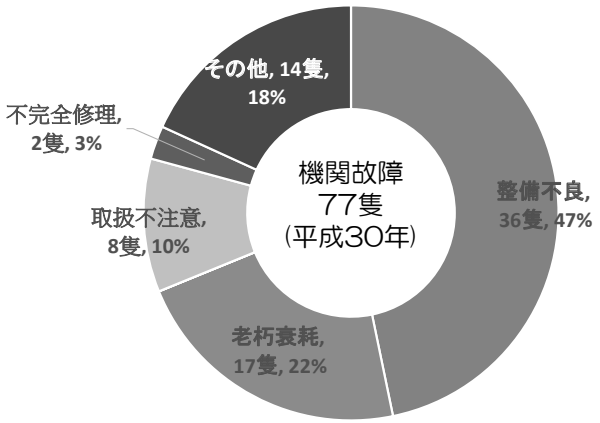

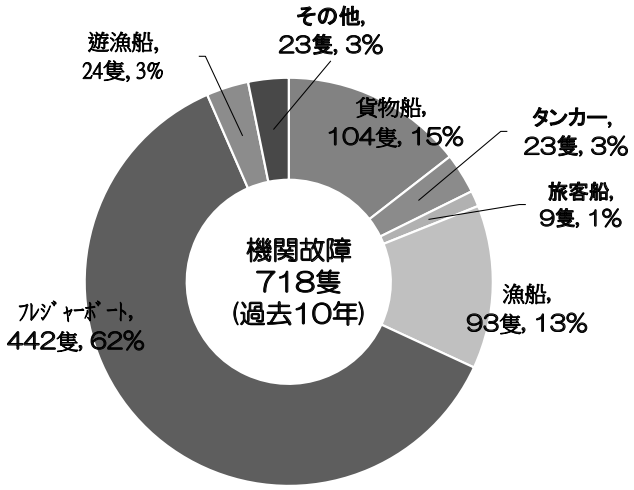

・機関故障の原因は、整備不良が36隻(47%)で最も多く、次いで老朽衰耗17隻(22%)の順で発生している。

・過去１０年における運航不能(機関故障)において、プレジャーボートが全体の62%を占める。

6-1.　プレジャーボート海難の分類別発生状況

海上保安庁

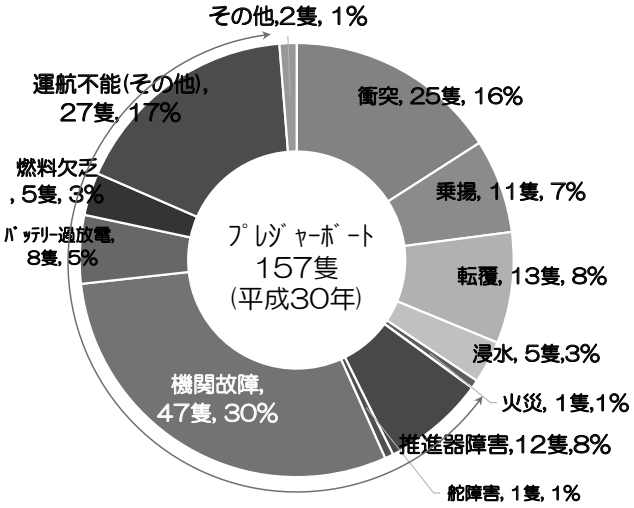

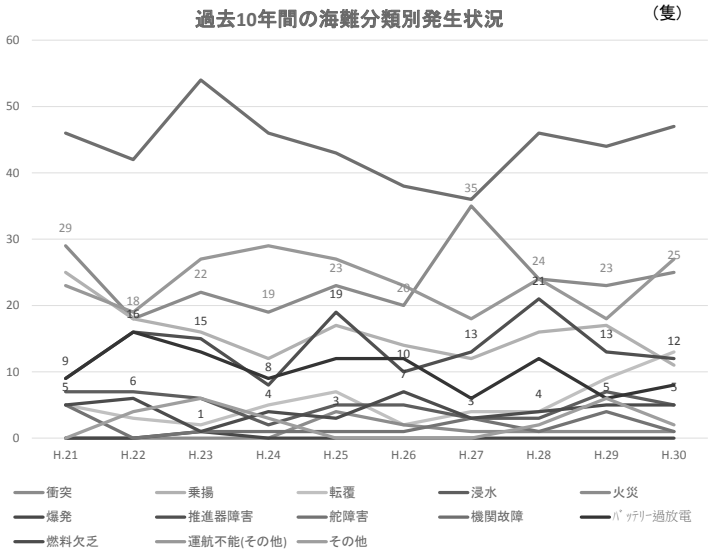

・プレジャーボート海難157隻の事故種類別は、運航不能(機関故障、推進器障害、バッテリー過放電、燃料欠乏など)が64%を占め最も多く、 次いで衝突25隻(16%)、転覆13隻(8%) の順に発生している。
・過去10年の事故数(1511隻)においても機関故障(442隻/全体の29%)が最も多い状況となっている。

6-2. プレジャーボート機関故障の原因

海上保安庁

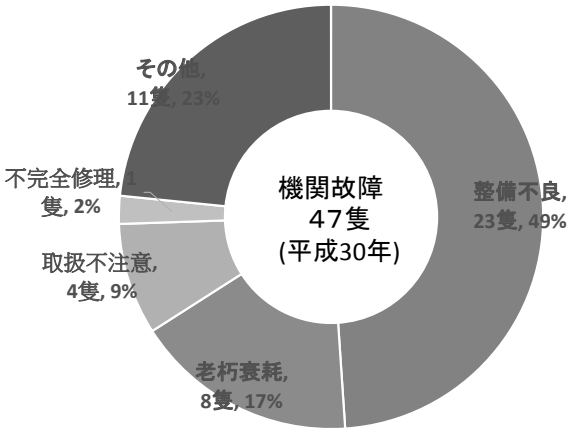

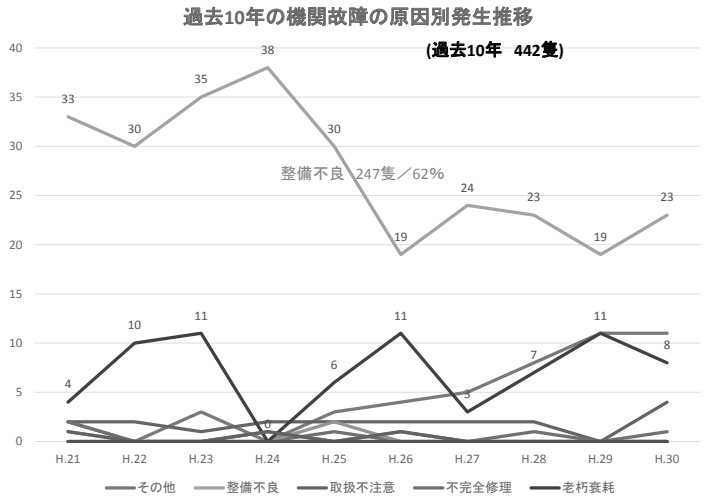

- 過去10年間、毎年多く発生している機関故障の原因は、整備不良であり、平成30年においても23隻で全体の49%を占め、過去10年においても常に上位となっている。
- 機関故障海難のうち、発航前検査を実施していない船舶が多数を占める状況であった。

6-3. プレジャーボート衝突海難の状況(過去10年)

海上保安庁

プレジャーボートの衝突時の動静

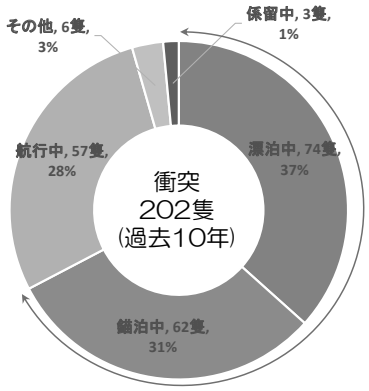

プレジャーボートの衝突相手船

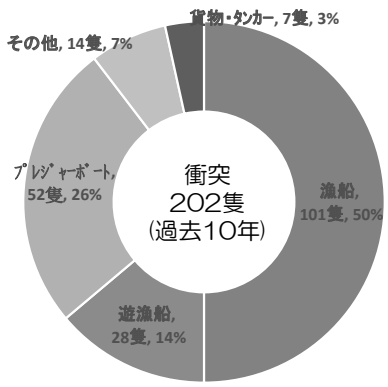

うち、錨泊、停泊中の衝突時における相手船視認状況

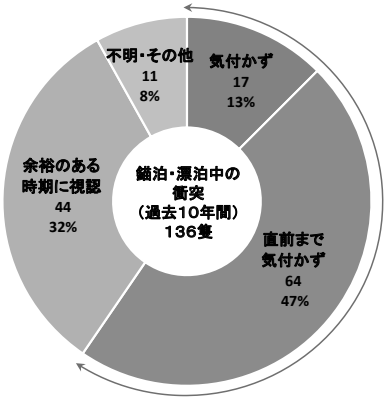

- 過去10年のプレジャーボートの衝突海難202隻のうち、錨泊、漂泊中で68%と大半を占め、航行中は28%だった。
- 衝突相手船として、漁船が50%、プレジャーボートが26%で、約７６%を占めている。
- このうち、錨泊、漂泊中の衝突において見張りの割合が低く、事前に視認していたのは32%で、直前まで気がつかなかったものが60%であり、見張りの励行を怠った衝突が目立っている。

6-4. プレジャーボート月別・曜日別海難隻数

海上保安庁

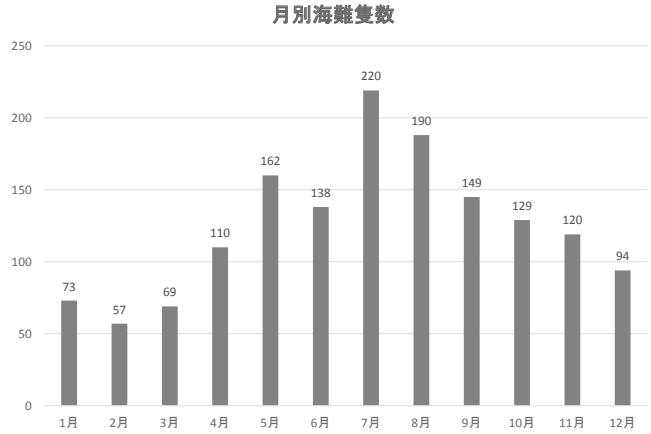

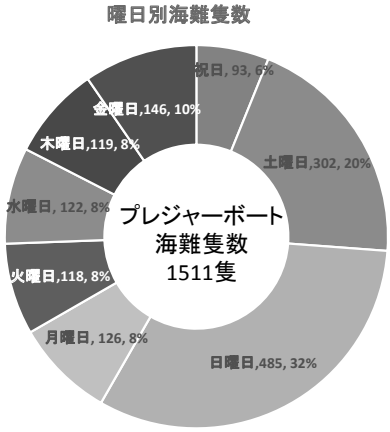

・プレジャーボーの海難発生は、例年マリンレジャーが活発となる4月末から(ゴールデンウィーク)と夏季(7月、8月)に多くなる傾向があり、この3ヶ月で全体の約4割を占めています。
・一方、冬季(12月～3月)は海難発生隻数は少なくなっており、プレジャーボートの海上進出が少なくなる傾向が窺えます。
・また、曜日別の海難発生隻数は、日曜日485隻(32%)、土曜日302隻(20%)の順となっており、祝日の93隻を合わせると、880隻 となり全体の約6割を占めています。

7-1. 漁船海難の分類別発生状況

海上保安庁

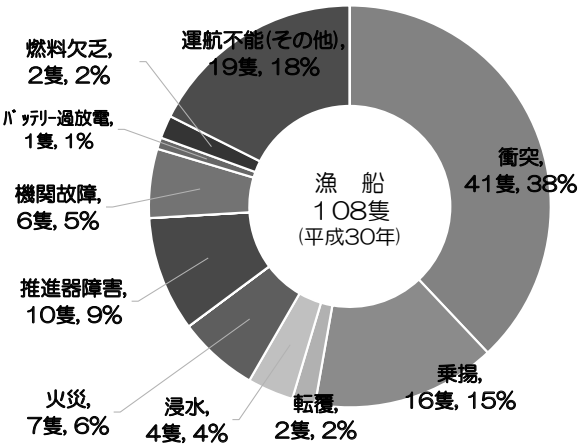

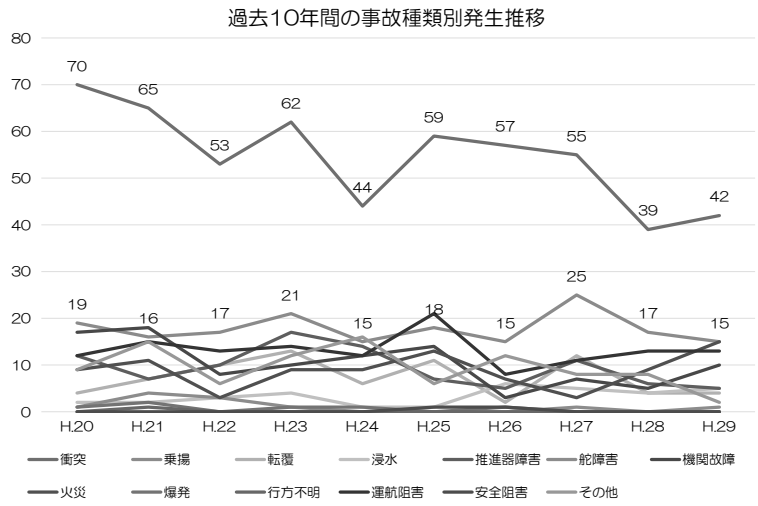

・漁船海難108隻の事故種類は、衝突が41隻(38%)で最も多く、次いで、乗揚16隻(15%)である。
・運航不能(推進器障害、機関故障、その他)を合せると38隻(35%)で、全体の3割以上を占めている。
漁船海難は増減を繰り返しながらも減少傾向にあるも、人命に直結する衝突海難の隻数が顕著である。

7-2. 漁船衝突・乗揚の原因と要因

海上保安庁

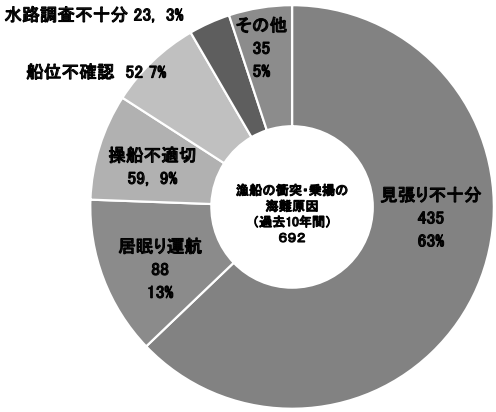

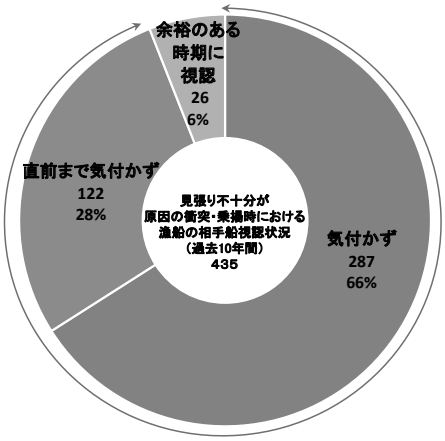

- 平成30年の漁船の衝突海難は41件で、見張り不十分が37隻(90%)と最も多く、過去10年を見ても6割を超える状況となっている。
- 原因として、見張り不十分であった435隻のうち、409隻(94%)は、衝突するまで全く相手船に気づかなかったか、衝突の直前に気づいたが、既に避航する暇がなかった状況にある。

8. 貨物船、タンカーの海難発生状況

海上保安庁

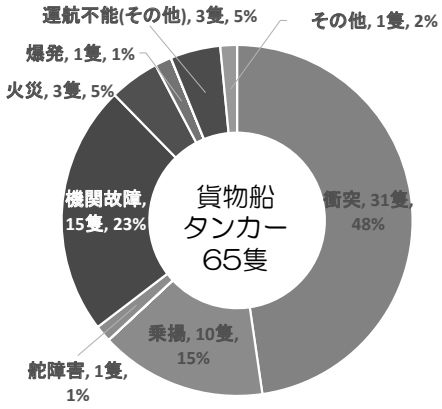

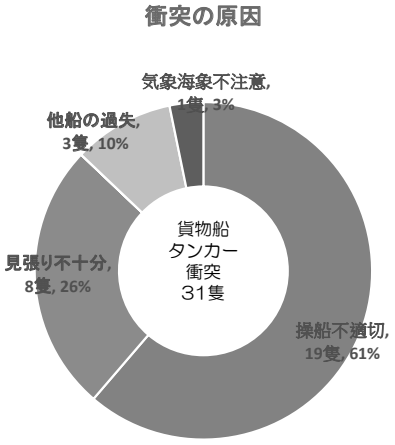

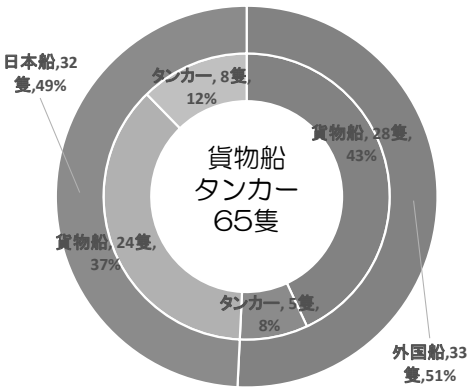

- 貨物船、タンカーの海難は、昨年より19隻増え、衝突31隻(48%)が最も多く、次いで運航不能(機関故障)15隻(23%)、乗揚10隻(15%)の順で発生している。
- 衝突の原因は、操船不適切が19隻(61%)で最も多く、見張り不十分が8隻(26%)となっている。また、船籍の割合は、外国船が51%、日本船が49%となっている。

７　令和元年度西日本海難防止強調運動実施計画

令和元年６月３日
西日本海難防止強調運動推進連絡会議

１　西日本海難防止強調運動の趣旨

海難事故を防止するには、船舶運航に関わる者はもとより広く国民一般に対し、海難防止思想の普及、高揚を図る必要がある。

また、平成 28 年３月 11 日、交通安全対策基本法に基づく第 10 次交通安全基本計画が決定され、海上交通分野の目標として、

● 2020 年代中に我が国周辺で発生する海難隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く）を第９次計画期間の年平均（2,256 隻）から約半減（1,200 隻以下）することを目指すこととし、我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和２年までに少なくとも 2,000 隻未満とする。

● ふくそう海域※における、情報の聴取義務化の施策等により低発生水準となった衝突･乗揚事故の発生率（通航隻数 100 万隻あたり､76 隻以下）を維持確保するとともに、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとする。

※東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港における船舶が多数通航する海域が掲げられたところである。

全国的な海難の傾向としては､事故船舶の種類別の割合をみると､小型船舶（プレジャーボート、漁船及び遊漁船）が全体の約７割を占めており、北部九州･山口地方（七管区内）においても同様な状況にあるが、地域ごとの傾向としては、海域の特殊性や通航船舶の実態等の違いにより、その特徴は異なったものとなっている。

以上を踏まえ、令和元年度においては地域特性に応じ創意工夫を凝らしつつ、次の海難防止運動を官民一体となって展開するものとす。

◆海の事故ゼロキャンペーン
◆夏季安全推進運動
◆漁船安全操業推進運動
◆地区連絡会議が定める海難防止運動

2　各運動の方針

(1)　海の事故ゼロキャンペーン

①　実施期間

令和元年７月16日（火）～７月31日（水）

②　運動方針

全国海難防止強調運動実行委員会から示された運動方針を踏まえ、西日本海難防止強調運動推進連絡会議による運動方針の重点事項及び推進項目は以下のとおりとする。

③　重点事項

- **「小型船舶の海難防止」**
- **「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」**
- **「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」**

④　推進項目

イ　「小型船舶の海難防止」について

(a)　プレジャーボートの発航前検査の徹底

七管区内におけるプレジャーボートによる海難は、海難全体の約４割を占めており、発生した海難の種類別では、衝突、運航不能（機関故障）が多い。

運航不能（機関故障）では整備不良によるものが約６割を占めていることから、発航前に船体、機関等の点検を行うことの徹底を図る。

(b)　小型船舶の常時適切な見張りの徹底

七管区内における小型船舶の衝突は、衝突当時の運航状態を詳細に分析したところ、錨泊又は漂泊中に相手船との衝突を避けるための回避行動をとる事が不可能になるまで気付いていない割合が約６割であり、錨泊又は漂泊中の見張りの強化を基軸とした、常時適切な見張り及び自らの早期避航の徹底を図る。

(c)　漁船の適切な見張りの徹底

七管区内における漁船による海難は、海難全体の約３割を占めている。発生した海難の種類は衝突、乗揚が多く、見張り不十分等によるものが約４割を占めるなど、ヒューマンエラーによるものが多いので、適切な見張りの徹底を図る。

ロ　「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」について

(a)　常時適切な見張りの徹底

七管区内における見張り不十分による衝突海難は、衝突海難全体の約６割を占めており、依然として後を絶たない状況にあることから、航行又は漂泊中における常時適切な見張り及びＢＲＭ励行の徹底を図る。

(b) 船舶間コミュニケーションの促進

次により、早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握することで、適切な操船を行う。

・早めに相手船にわかりやすい動作をとる

・ＶＨＦや汽笛信号等を活用する

・ＡＩＳ情報を活用するとともに、正しい情報を入力する

ハ 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」について

海中転落した乗船者の安全を確保するために、①海上に浮く②速やかな救助を要請するという２点が必要不可欠であることから、自己救命策確保〔ライフジャケット常時着用、連絡手段確保（ＧＰＳ機能（位置情報）ＯＮ、防水及び防水パック入り携帯電話の携行)、１１８番等緊急電話番号の普及〕に関する周知の徹底を図る。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、平成30年２月１日から同法が定める遵守事項（以下「遵守事項」と称す。）のうち、小型船舶に乗船する者への救命胴衣の着用義務範囲が拡大されることも踏まえて、救命胴衣の着用の徹底を図る。

⑤ 実施事項

本会議及び地区海難防止強調運動推進連絡会議を構成する機関等と連携して、次の事項を実施する。

イ 広報活動

海難防止にかかる理解を広く浸透させるため、広く国民一般を対象とし、次の事項を参考とした活動を実施する。

(a) 報道機関による広報

運動を広く周知するには、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関による広報媒体の積極的な活用が非常に効果的であることから、各海上保安部署の実情に応じ出動式及び集中指導・周知活動を行うこととし、前広に同出動式等に関する広報を実施する。

(b) 国民の目につきやすい場所における広報

官公署、駅、フェリーターミナル、各種イベント会場等においてポスター、立看板、電光表示板等を効果的に活用した広報を実施する。

(c) 広報誌等による広報

地区推進連絡会議を構成する団体、事業所等の発行する広報誌、ホームページ等による広報を実施する。

(d) 各種行事の企画、参加による広報

(i) 各地区において開催される各種行事に積極的に参加し、ポスターの掲示依

頼及びにリーフレットを配布し広報を実施する。

(ii) 地元ＦＭ放送局やケーブルテレビ局に関係者が出演する等、地域に密着した広報を実施する。

※ 上記広報において、例えばホームページによる場合は、海難種類の説明や具体的事例を掲載する等により、国民が海難をイメージし易くする手法も考慮する。

ロ 安全に関する指導、教育、訓練

各地区において特徴的な海難事例を紹介するなど、操船者自身が事故防止意識の高揚を図るような活動となるよう効果的に次の項目を実施する。

(a) 訪船・現場指導

訪船・現場指導（合同パトロールを含む）を行い、前記イ（イ）の推進項目を指導する。

(b) 企業等訪問

旅客船、危険物取扱業者、漁業協同組合、マリーナ等を訪問し、推進項目実施を指導する。

(c) 各種講習会

海難防止思想の普及に繋がるような効果的な実施方法を検討のうえ、海難防止講習会や、海上安全教室等を実施する。

(d) 訓練

海難防止思想の普及に繋がるような効果的な実施方法を検討のうえ、小型船安全協会、水難救済会等民間組織と連携し、人命救助訓練等を実施する。

(2) 夏季安全推進運動

① 実施期間

令和元年７月 16 日（火）～８月 31 日（土）

② 運動目的

プレジャーボート等の海難発生隻数を減少させるため、マリンレジャー活動による海難が増加傾向にある夏季に、プレジャーボート等の関係者に対する安全指導を集中して行い、海難防止思想の普及・高揚を図る。

③ 重点事項

イ 発航前検査の徹底

ロ 錨泊・漂泊中を含む常時適切な見張り及び早期避航の徹底

ハ 気象・海象情報の入手活用

ニ 自己救命策確保の推進

ホ 遵守事項の徹底及び救命胴衣着用義務範囲拡大の周知

④ 実施事項

関係官庁又は団体等と連携し、操船者自身が事故防止意識の高揚を図るような活動となるよう次の事項を実施する。

イ　海難防止講習会の開催

ロ　合同パトロール、訪船・現場指導の実施

ハ　ポスター等による運動周知

⑶　漁船安全操業推進運動

①　実施期間

令和元年 10 月 1 日（火）～ 10 月 31 日（木）

②　運動目的

沿岸域を操業（活動）の場とする小型漁船の海難発生隻数を減少させるため、気象・海象状況が厳しくなる冬季を前に、小型漁船船長を始めとする漁業関係者に対する安全指導を集中して行い、海難防止思想の普及・高揚を図る。

②　重点事項

イ　常時適切な見張りの徹底

ロ　早期避航等適切な操船の励行

ハ　気象・海象情報の入手活用

ニ　自己救命策確保の推進

ホ　遵守事項の徹底及び救命胴衣着用義務範囲拡大の周知

③　実施事項

所属する漁業協同組合のみならず、海事関係行政機関等と連携し、次の事項を実施する。

イ　海難防止講習会の開催

ロ　合同パトロールの実施

ハ　ポスター等による運動周知

ニ　漁船セーフティラリー　（期間延長：～ 12 月 31 日（火））

⑷　各地区連絡会議が定める海難防止運動

①　運動の趣旨

平成２２年度から、地域特性を考慮した海難防止思想の普及を図るための運動や施策を地区ごとに企画立案し、展開してきた。

例年発生する海難の特徴として、船種別でみると関門海域においては貨物船、福岡県西方、佐賀県北部及び長崎・佐世保海域においてはプレジャーボート、山口県北部、大分県、有明海、対馬及び五島海域においては漁船の海難が最も多く発生しており、地区ごとに海域の特殊性や通航船舶の実態等の違いにより、その特徴は異

なった内容となっている。

したがって、海難発生の傾向に応じた海難防止対策や海難防止思想の普及を行うことは、海難減少に繋がる効果的な対策の一つであると思料されることから、本年度においても地区ごとに海難防止運動を企画立案し展開する。

なお、実施に際しては、操船者自身の事故防止意識の高揚及び救命胴衣着用義務範囲拡大の周知の徹底を図るような活動となるよう検討する。

② 運動の名称及び実施期間等

地区ごとに、「運動の名称」「実施期間」「対象者（船舶）」「重点事項」等の事項を審議のうえ策定し、本年度内に各地区連絡会議構成者が連携のうえ官民一体となって実施する。

3 その他

近年の国際社会を取り巻くテロ情勢は、世界各地で不特定多数の民間人を標的としたテロが相次いで発生している状況の中、今後、2020 年に開催される「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」を代表とする様々な国際的な催しが国内で開催される計画となっている。

これらテロを防止するためには、管内沿岸部の状況を時期ごとによく把握して、沿岸域の監視体制を強化することが重要となってくるが、周囲を海に囲まれた当管区にとって、広大な海域及び長大な海岸線を官勢力だけで監視することは非常に困難といわざるを得ない。

このため、本運動における、マリーナ・漁業協同組合への訪問指導或いは海難防止講習会等のあらゆる機会をとらえ、テロ等の情報の収集を行うとともに、官民一体となった沿岸海域の監視体制を構築する。

２－２－２　令和元年度 南九州海難防止強調運動推進連絡会議

１　日　時

令和元年 5 月 30 日（木）　13：30 ～ 15：30

２　場　所

アクアガーデンホテル福丸　一階会議室

鹿児島市名山町 11－8

３　議　題

①　過去 5 ヵ年（平成 26 年～平成 30 年）の海難の発生状況

②　平成 30 年度南九州地方海難防止活動報告

③　令和元年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画

④　令和元年度南九州海の事故ゼロキャンペーン実施計画（案）

4　構成者

4－1　地区代表

熊本県海難防止推進連絡会　会長	藤　森　隆　美
宮崎県北部地区海難防止強調運動推進連絡会議　会長	是　澤　喜　幸
宮崎県南部地区海難防止強調運動推進連絡会議　会長	江　藤　久　義
鹿児島地区海難防止強調運動推進連絡会議　会長	宮　内　和一郎
串木野地区海難防止強調運動推進連絡会議　会長	濵　﨑　義　文
奄美群島地区海難防止活動推進連絡会議　会長	奥　田　忠　廣

4－2　関係官公庁

鹿児島地方気象台長	多　田　英　夫
熊本運輸支局長	松　野　完　治
宮崎運輸支局長	久保田　靖　彦
鹿児島運輸支局長	脇　野　正　博
熊本県農林水産部長	福　島　誠　治
宮崎県農政水産部長	坊　薗　正　恒
鹿児島県商工労働水産部長	五　田　嘉　博

4－3　海上保安庁関係

熊本海上保安部　交通課長	浦　川　和　久
日向海上保安署　次長	小　嶋　健　悟
宮崎海上保安部　交通課長	五反田　和　人
鹿児島海上保安部　交通課長	岩　本　大　樹
串木野海上保安部　交通課長	中　村　　悟
奄美海上保安部　交通課長	緒　方　　猛

4－4　主催者

（公社）西部海難防止協会　会長	高　祖　健一郎
（公財）海上保安協会南九州地方本部　本部長	森　　博　幸
第十管区海上保安本部長	遠　山　純　司

5　過去５ヵ年（平成 26 年～平成 30 年）の海難の発生状況

海上保安庁

海難の発生状況

（平成30年）

第十管区海上保安本部交通部
令和元年5月

1．船舶海難発生状況の推移

海上保安庁

（単位：隻）

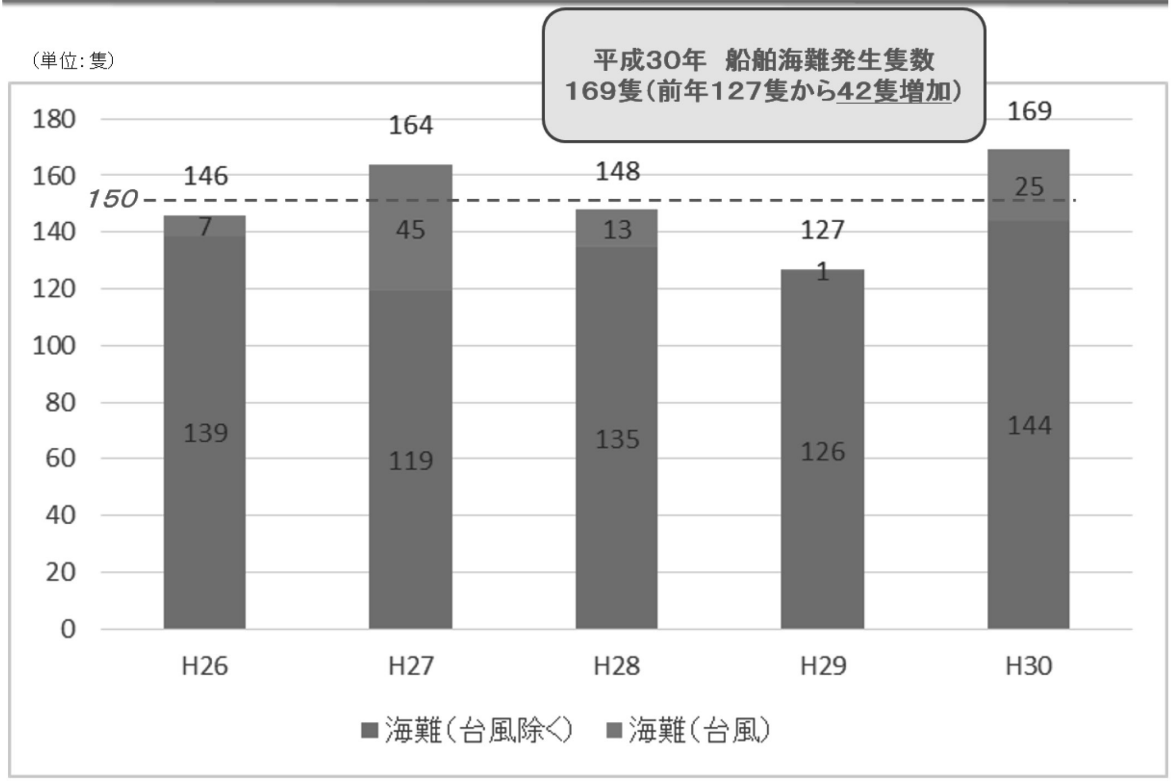

2. 船舶種類別海難発生状況

海上保安庁

●平成30年の船舶海難のうち船舶種類別の割合を見ると、**小型船舶（プレジャーボート、漁船、遊漁船）だけで全体の85%**を占めている。
●特に**プレジャーボート及び漁船**は、過去5年間の統計においても常に多く突出している。

【船舶種類別の割合（H30）】

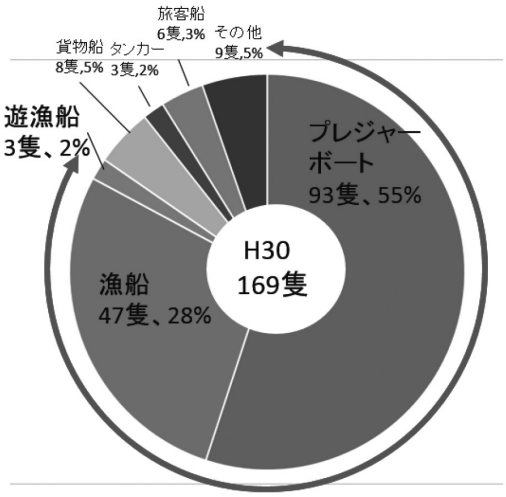

小型船舶だけで全体の85%

【船舶種類別の割合（過去5年）】

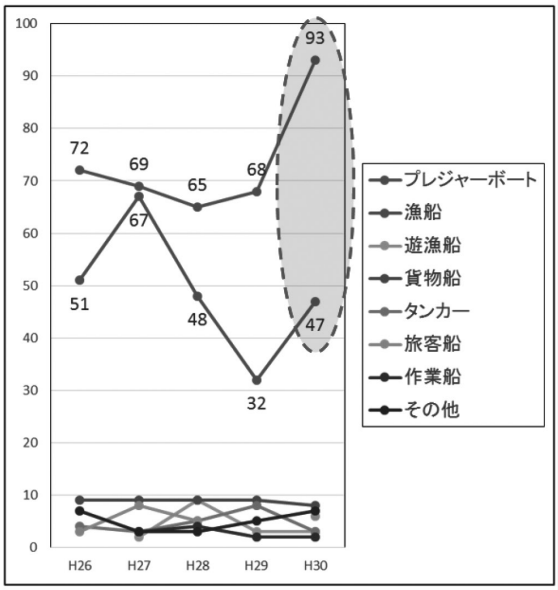

3. 事故種類別海難発生状況

海上保安庁

●平成30年の船舶海難のうち事故種類別の割合を見ると、**衝突及び単独衝突が最も多く**、ついで運航不能（機関故障）、浸水、転覆、乗揚の順となっている。
●過去5年間の統計においても、同様に衝突、機関故障が上位となっている。
●平成30年は、浸水と転覆が増加。

【事故種類別の割合（H30）】

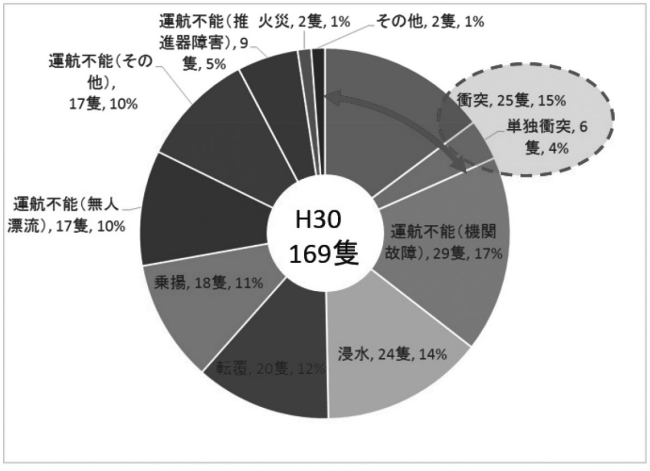

【事故種類別の発生状況の推移（過去5年）】

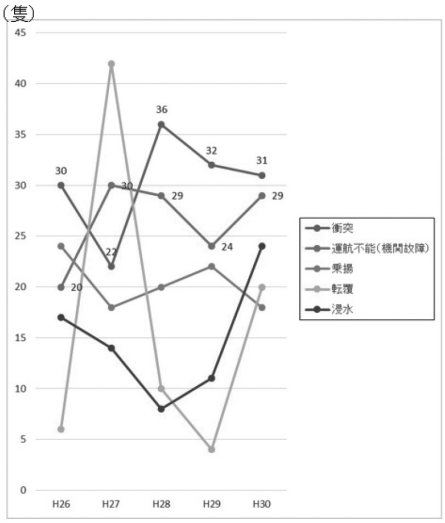

衝突31隻中21隻（約7割）が見張不十分

4. プレジャーボート海難の推移（台風を除く）

海上保安庁

【事故種類別発生状況】

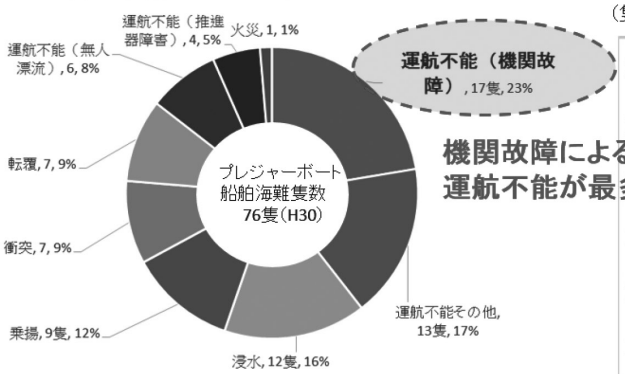

機関故障による運航不能が最多

【事故種類別発生状況の推移（過去5年）（上位）】

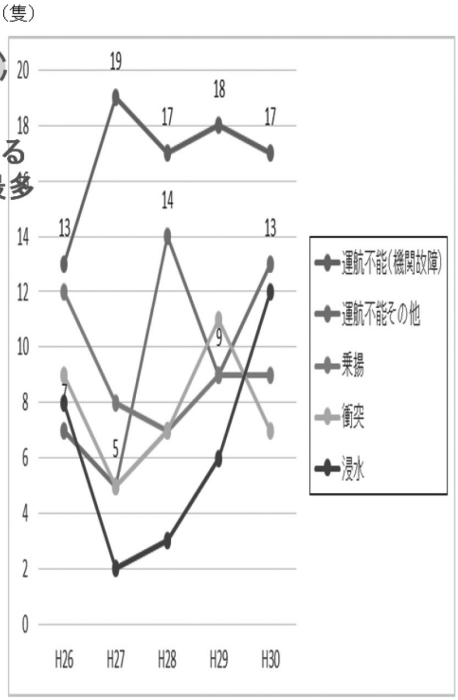

【事故原因別発生状況（過去5年）】

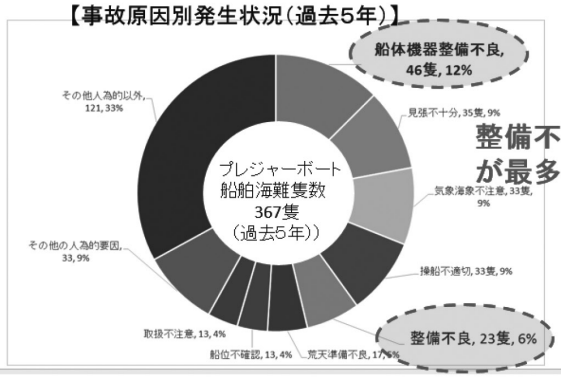

整備不良が最多

5. 漁船海難の推移（台風を除く）

海上保安庁

【事故種類別発生状況】

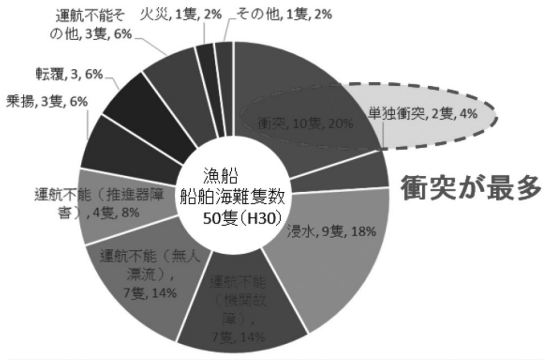

衝突が最多

【事故原因別発生状況】

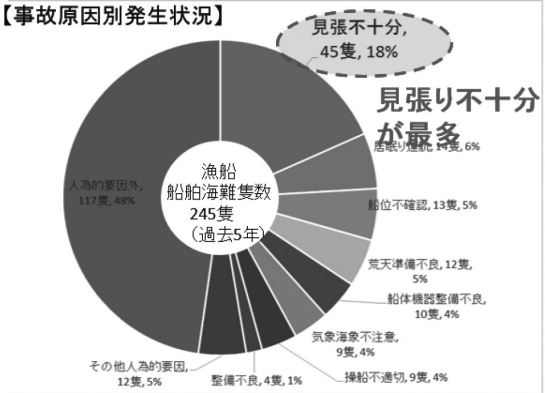

見張り不十分が最多

【事故種類別発生状況の推移（過去5年）上位）】

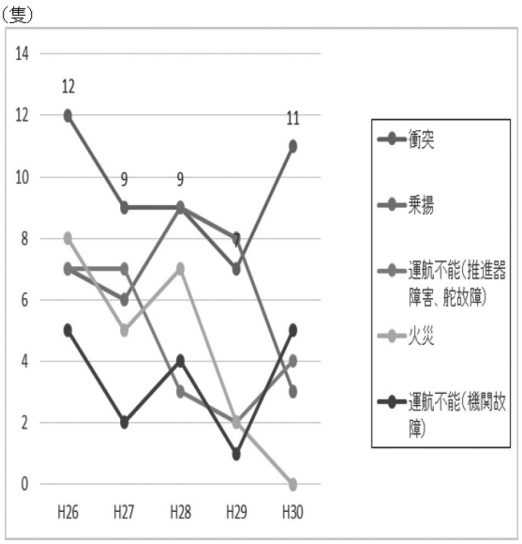

6. ミニボート海難の推移（台風を除く）

海上保安庁

【事故種類別発生状況（H30）】

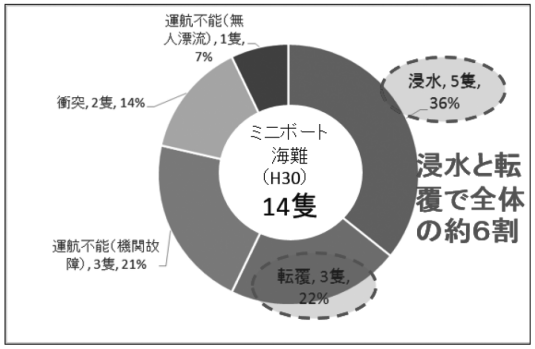

【事故原因別発生状況（過去5年）】

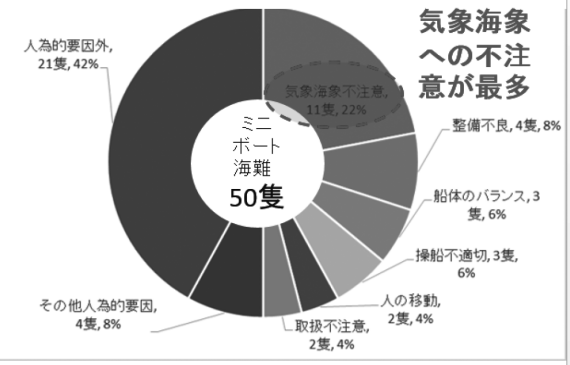

【全国との比較（過去5年）】

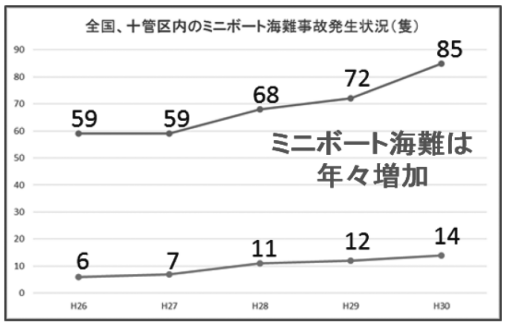

7. 小型船舶以外の海難の特徴

海上保安庁

●大型船（貨物船、タンカー、旅客船）の海難では、衝突、乗揚が多く発生し、操船不適切や見張不十分が原因となっている。

【事故種類別発生状況】

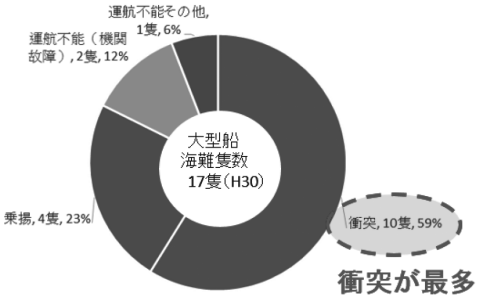

【事故原因別発生状況】

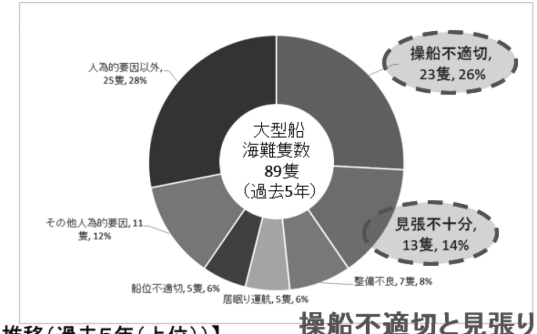

（隻）【海難種類別発生状況の推移（過去5年（上位））】

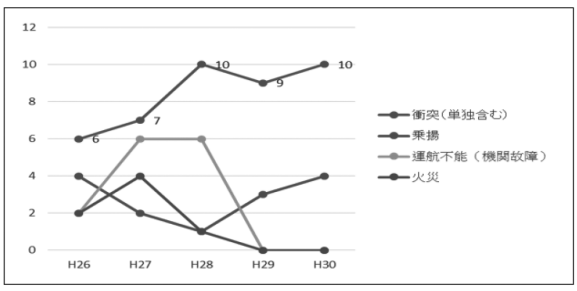

※操船不適切には、相手船とのコミュニケーション不足によるものを含む。

8. 台風による海難の特徴

海上保安庁

●過去5年で台風下の船舶海難は91隻であり、漁船、プレジャーボートが全体の97%を占めている。
●事故種類別では、転覆、浸水が高い傾向にある。

【船舶種類別発生状況】

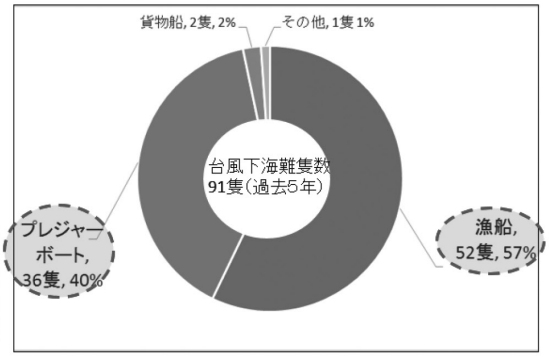

ほとんどがプレジャーボートと漁船

【事故種類別発生状況】

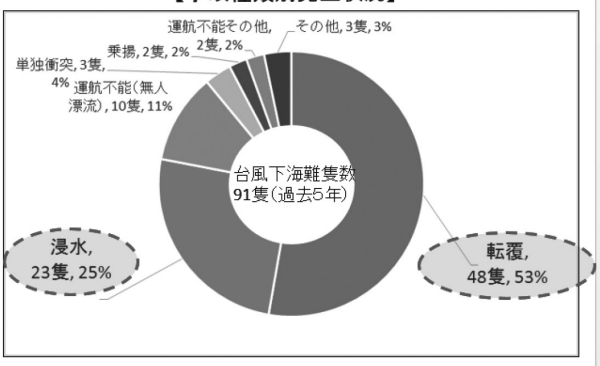

転覆と浸水で全体の約8割

9. 小型船舶からの海中転落者のライフジャケット着用率

海上保安庁

海中転落者数、ライフジャケット着用率の変化

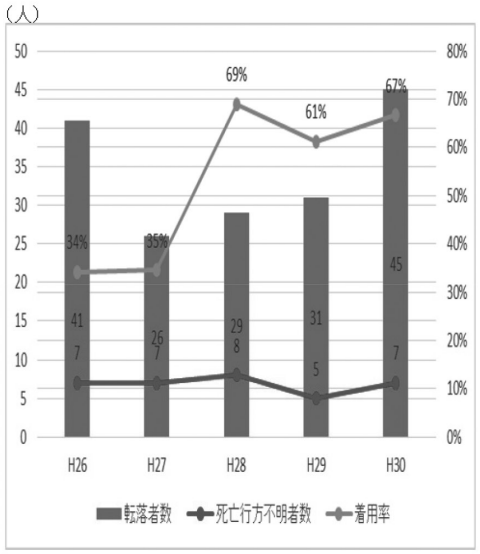

海中転落者の救命胴衣着用率は増加

海中転落者のライフジャケット着用・非着用の死亡率

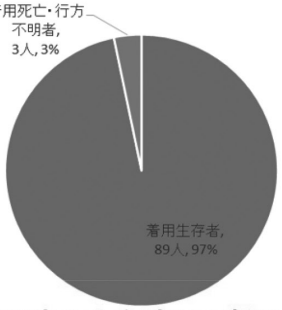

着用時の生存率は9割以上

非着用時の生存率は約6割

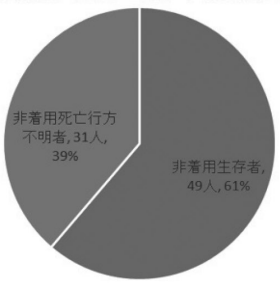

６　平成 30 年度南九州海難防止強調運動実施結果

６－１　全国海難防止強調運動（海の事故ゼロキャンペーン）

本運動は、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリンレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対し、海難防止思想の普及・高揚を図ることにより、海難の発生を防止することを目的としたものである本運動は、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリンレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対し、海難防止思想の普及・高揚を図ることにより、海難の発生を防止することを目的としたものである。

６－１－１　実施期間

平成 30 年 7 月 16 日から 31 日までの間

６－１－２　実施事項

平成 30 年度南九州海難防止強調運動実施計画において、「小型船舶の海難防止」「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」を重点項目と定め、次の事項を実施した

⑴　広報活動

海難防止思想の普及・高揚を図るため、報道機関を活用した PR 活動や自治体広報誌等への掲載及び各種行事の企画などにより、本運動を広く国民一般へ浸透させるための活動を展開した。

⑵　安全に関する指導、教育、訓練

操船者自身の事故防止意識高揚を図るため、各地区において特徴的な海難事例を、訪船、現場指導の際に紹介し、注意を呼びかけたほか、海上安全教室及び訓練を実施した。

安全パトロール

海難防止講習会

周知活動

合同パトロール出動式

地区海難防止強調運動推進連絡会議

６－２　地域特性に応じた海難防止活動

地方及び地区において、海難発生の傾向に応じた海難防止対策や海難防止思想の普及を行うことは、海難減少に繋がる効果的な対策の一つであると思慮されることから、以下の運動を操船者自身の事故防止意識の高揚を図るために実施した。

６－２－１　台風海難防止強調運動（地方運動・全地区）

南九州地方の特徴として、台風の常襲海域であることから、台風来襲時期を迎えるにあたり海事関係者の台風に対する認識の向上し、海難防止思想の普及に努めることで、台風による海難防止と被害を最小限に抑えるため、以下の内容を重点的指導事項とし、周知啓発活動（訪船指導、海難防止講習会等）を実施した。

⑴　実施期間

平成 30 年 6 月 21 日から 6 月 30 日までの間

⑵　重点的指導事項

・台風情報の早期把握及びテレビ、ラジオ、インターネット、AIS、海の安全情報等による継続的な情報収集

・早期避難及び保船対策の励行

・適切な避泊場所の選定及び事前調査・検討の実施
・養殖漁場、港湾工事施設、貯木場等からの資材等の流出防止措置の実施
・国際 VHFch16 の常時聴守
・自己救命策の３つの基本の励行

(3) スローガン

「来るぞ台風！　備えはよいか⁉」

熊本県海難防止対策強調運動推進連絡会議

本県では、期間にかかわらず、「県下の小型船乗船者の救命胴衣100％着用」を重点項目としています。

イルカウオッチング安全パトロール

各種イベントにおける救命胴衣着用の啓発活動

熊本県での平成３０年の主な活動内容
- イルカウオッチング安全パトロールにおいて協議会会員イルカウオッチング船、海保、警察、運輸支局、天草市、観光協会等との合同開催により、救命胴衣着などの安全啓発活動
- みすみ港祭り、熊本港フェスタ等のイベントにおいてJCIや民間の救命胴衣メーカーの協力を得て、救命胴衣着用啓発活動

等を実施しました。

宮崎県北部地区海難防止強調運動推進連絡会

宮崎県北部地区海難防止強調運動推進連絡会議

海の事故ゼロキャンペーン周知活動

主な活動内容
- 海の事故ゼロキャンペーン周知活動
- 台風津波対策協議会
- 水上安全教室
- 海難防止講習会
- 巡視船一般公開を通じた海難防止の呼びかけ

宮崎県南部地区海難防止強調運動推進連絡会

鹿児島・宮崎運輸支局との合同パトロール
（平成30年5月31日）

埼玉西武ライオンズ「山川穂高選手」
を起用した安全推進ポスター

黒潮会での海難防止講習（平成30年7月25日）

ケーブルTV生出演（平成30年8月7日）

主な活動内容
- 安全推進ポスターの作成
- 海難防止講習会（41回、964名）
- 運輸支局との合同パトロール
- ケーブルTVを活用した周知活動
- 教職員に対する海上安全教室
- マリーナ、漁協、釣具店等に対する周知活動

鹿児島地区海難防止強調運動推進連絡会

主な活動内容
- 「海の安全推進ガール」任命、合同パトロール（喜入さくらかぜ協力）
- 官・民合同による事故ゼロキャンペーン周知活動／市内ショッピングモール
  （JX喜入石油基地株式会社、鹿児島県漁業協同組合連合会）
- ラジオ出演による海浜事故防止にかかる周知安全啓発
- 海上安全教室（市内小学校等）

串木野地区海難防止強調運動推進連絡会

春一番による海難防止強調運動周知活動

主な活動内容
- 春一番による海難防止強調運動
- 海の事故ゼロキャンペーン周知活動
- 海上安全教室

奄美群島地区海難防止活動推進連絡会議

主な活動内容
- 海上安全教室・海難防止講習会
- ＦＭ局出演による安全開発活動
- 海浜パトロール
- リーフレット作成、配布

7　令和元年度南九州海の事故ゼロキャンペーン実施計画

南九州海難防止強調運動推進連絡会議

7－1　運動方針

船舶海難の防止のためには、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運や漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対しても、広く海難防止思想の普及、高揚を図る必要があるが、そのためには、地域の特性を踏まえたきめ細やかな運動を地域全体が一丸となって推進することが必要である。

本運動の実施にあっては、2019年度「海の事故ゼロキャンペーン」実施計画の内容を踏まえつつ、小型船舶（ミニボートを含むプレジャーボート、漁船及び遊漁船）による事故が多い等の南九州地方の特性を踏まえた独自の海難防止運動を盛り込んだ運動方針を定め、南九州地方の官民が一体となった運動を強力に推進していくこととする。

7－2　「海の事故ゼロキャンペーン」にかかる推進項目

⑴　実施期間

令和元年7月16日（火）～31日（水）

⑵　推進項目

①　「小型船舶の海難防止」

● 発航前点検の徹底（プレジャーボート）

プレジャーボートによる船舶海難が全体の半数以上を占め、中でも機関故障による運航不能が多い。

また、それらはバッテリーの過放電や燃料欠乏を含む機関の整備不良など人為的要因（ヒューマンエラー）によるものが多いことから、「発航前点検の徹底」について啓発を図る。

● 適切な見張りの徹底（漁船、遊漁船）

漁船による船舶海難が全体の3割を占め、中でも衝突が多い。

また、それらは見張り不十分（居眠り運航を含む）によるものが多いことから、「常時適切な見張りの徹底」について啓発を図る。

● 転覆・浸水事故の防止（ミニボート）

ミニボートによる船舶海難は、転覆と浸水で全体の約6割を占めている。

また、それらは気象海象不注意によるものが多いことから、気象海象の常時把握について啓発を図るとともに、ミニボート運航者には交通ルールや海に関する基礎的な素養が不足している者が多数見受けられることから、併せて基礎的素養の付与に努める。

② 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

● 常時適切な見張りの徹底

貨物船、タンカーの大型船による衝突海難が多い。

また、それらは見張り不十分（居眠り運航を含む）によるものが多いことから、「見張りの徹底」について啓発を図る。

● 船舶間コミュニケーションの促進

大型船による衝突海難では、単純な操船ミスによるものを除くと、ほとんどのケースで相手船とのコミュニケーション不足が一因となっていることから、次の点を重点に啓発を図る。

・ 早めに相手船にわかりやすい動作をとること
・ VHF や汽笛信号等を活用すること
・ AIS 情報を活用するとともに、AIS には正しい情報を入力すること

③ ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保

海中転落者の安全確保のためには、①海上に浮くこと、②速やかに救助を要請すること、の 2 点が不可欠であることから、自己救命策確保（ライフジャケット常時着用、連絡手段の確保、118 番への速報）の周知徹底を図る。

なお、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う小型船舶乗船者の救命胴衣着用義務範囲の拡大（平成 30 年 2 月 1 日から）についても併せて周知徹底を図ること。

⑶ 実施内容

① 広報活動

● マスメディアを活用した啓発

広く国民に対して海難防止思想の普及、高揚を図るためには、マスメディアを通じた広報が非常に有効であることから、これらの取材を念頭においた啓発活動、出動式等を積極的に行う。

また、コミュニティ FM やケーブル TV 等の地域に密着したマスメディアに対しても積極的な啓発や出演しての啓発を働きかける。

● 国民の目につきやすい場所における啓発

官公署、駅、フェリーターミナル、各種イベント会場等の人が集まる場所において、ポスター、立看板、電光掲示板による啓発を行う。

● 広報誌等による啓発

地区推進連絡会議を構成する団体、事業者等の発行する広報誌、ホームページ等に啓発記事、バナー等を掲載する。

なお、ホームページによる啓発を行う場合は具体的な事例等を併せて掲載する等して、海難の恐ろしさが国民に伝わりやすいよう工夫すること。

② 安全に関する指導、教育、訓練

● 訪船・現場指導

訪船・現場指導（合同パトロール含む）を行い、前記２（2）の推進項目を指導する。

● 企業等訪問

旅客船、危険物取扱業者、漁業協同組合、マリーナ等を訪問し、推進項目実施を指導する。

● 各種講習会

海難防止思想の普及に繋がるような効果的な実施方法を検討のうえ、海難防止講習会や、海上安全教室等を実施する。

● 訓練

海難防止思想の普及に繋がるような効果的な実施方法を検討のうえ、小型船安全協会、水難救済会等民間組織と連携し、人命救助訓練等を実施する。

７－３　台風海難防止強調運動　～来るぞ台風！備えはよいか！？～

⑴ 実施期間

令和元年６月 21 日（金）～ 30 日（日）

⑵ 運動の目的

本格的な台風来襲時期を迎えるにあたり、海事関係者の台風に対する認識や海難

⑶ 重点項目

① AIS、海の安全情報やマスメディアによる台風情報の早期把握及び継続的な情報収集

② 早期避難及び保船対策の励行

③ 走錨を防ぐための安全対策の徹底

④ 適切な避泊場所の選定及び事前調査・検討の実施

⑤ 養殖漁場、港湾工事施設、貯木場等からの資材等の流出防止措置の徹底

⑥ 国際 VHF（ch16）の常時聴取

⑦「自己救命策３つの基本」の励行

⑷ 実施内容

① 台風・津波対策協議会等の開催、情報共有

② ポスター、リーフレット等による運動の周知

③ 自治体広報誌等への記事掲載等による啓発

④ マスメディアを活用した啓発

⑤ 漁業協同組合等の海事団体を訪問しての啓発

⑥ 海難防止講習会や巡視船艇による訪船指導

７－４　地区ごとの特性を踏まえた実施計画の策定

各地区にあっては、上記２及び３の運動の実施に先立ち、それぞれの地区の海難の傾向等を踏まえた上で具体的な実施計画を策定すること。

２－２－３　令和元年度沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議

１　日　時

令和元年 6 月 18 日（火）　14：00 ～ 15：00

２　場　所

九州沖縄トラック研修会館

３　議　題

①　平成 30 年度の管内における船舶事故の発生状況及び令和元年度海の事故ゼロキャンペーン沖縄地方実施計画（案）について

②　平成 31 年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動（報告）及び次年度計画（案）について

4　構成者

4－1　海事関係者

㈱日本海洋資格センター　沖縄事務所　代表取締役	中　野　　隆
日本小型船舶検査機構　沖縄支部　支部長	山　下　尚　文
（公社）琉球水難救済会　常務理事	永　吉　辰　也
沖縄県漁業協同組合連合会　代表理事専務	亀　谷　幸　夫
日本漁船保険組合　沖縄県支所　次長	屋比久　信　市
（一社）沖縄県漁業無線協会　事務局長	南風立　千枝子
（一社）沖縄旅客船協会　事務局長	前　里　　正
（公社）沖縄海事広報協会　常務理事	宮　里　　実
沖縄地方内航海運組合　専務理事	宮　里　　実
全日本海員組合沖縄支部　支部長	漢　那　太　作
沖縄県セーリング連盟　事務局	有　銘　兼　一
（一財）日本海洋レジャー安全・振興協会沖縄事務所　所長	門　　春　彦
沖縄県ウォータークラフト安全協会　会長	高　越　史　明

4－2　関係官公庁

沖縄総合事務局運輸部　船舶船員課長	屋　良　朝　敏
門司地方海難審判所　那覇支所　書記官	竹　中　義　隆
運輸安全委員会事務局　那覇事務所　事故調査調整官	竹　井　範　和
総務省沖縄総合通信事務所　無線通信課長	森　本　芳　明
沖縄県農林水産部　水産課長	能　登　　拓

4－3　主催者

（公財）海上保安協会　沖縄地方本部　本部長	山　城　博　美
（公社）西部海難防止協会　沖縄支部　支部長	平　原　隆　美
第十一管区海上保安本部　交通安全対策課長	安　光　良　博

5　平成30年度の管内における船舶事故の発生状況及び令和元年度海の事故ゼロキャンペーン沖縄地方実施計画

5－1　平成30年度の管内における船舶事故の発生状況

【資料1－1】

平成30年の管内における 船舶事故の発生状況

令和元年6月18日
第十一管区海上保安本部交通安全対策課

1

船舶海難隻数66隻（前年比＋6隻）

（船舶事故46隻　インシデント20隻）

★「インシデント」とは、船舶の運航に関連した損害又は具体的な危険が生じなかった海難

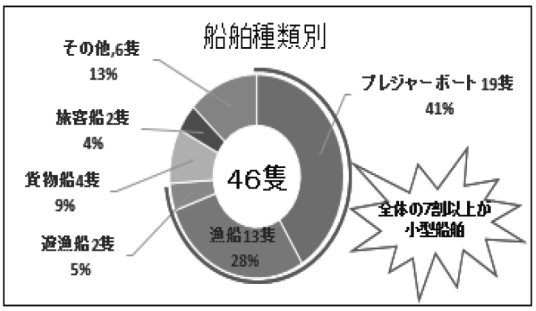

小型船舶の事故が34隻
全体の7割以上

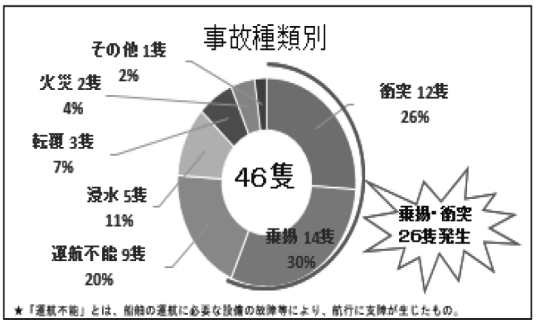

衝突・乗揚事故が26隻
全体の約6割

2

平成30年 衝突・乗揚事故の内訳①

十一交通安全対策課

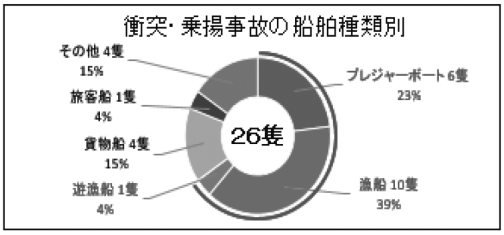

小型船舶の事故が17隻
全体の約7割近く

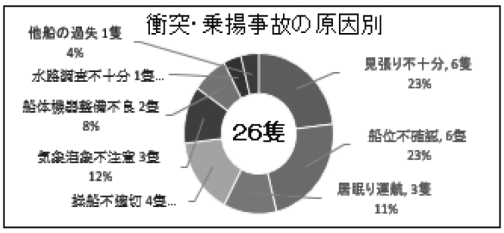

見張り不十分、船位不確認、
居眠り運航が15隻
全体の6割以上

その内、
小型船舶のみ原因別では

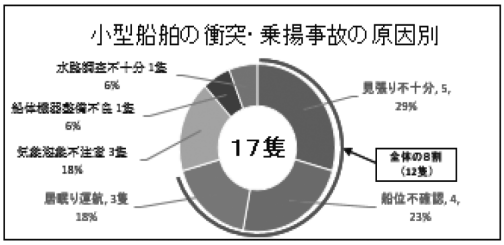

見張り不十分、船位不確認、
居眠り運航の8割は小型船舶である。

3

平成30年 衝突・乗揚事故の内訳②

十一交通安全対策課

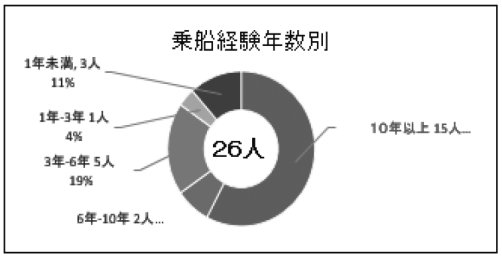

経験年数が10年以上の
ベテランが15人
全体の約6割

その内、
小型船舶操縦者の乗船経験年数では

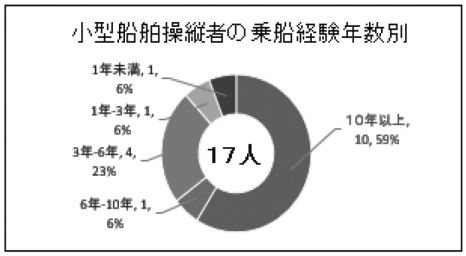

経験年数が10年以上の
ベテランの約6割が
小型船舶操縦者である。

まとめ

平成30年の船舶事故は小型船舶によるものが7割以上を占め、事故種類については、衝突や乗揚が多い状況となっている。

原因については、人為的な不注意がほとんどであり、その中でも、見張り不十分や船位不確認といったものが多いこと、また、操船者の経験についても乗船年数が10年以上の者が全体の約6割を占めていることから、慣れや臆断によるものと考えられる。

4

事故事例①（乗揚）

十一交通安全対策課

日時場所：平成30年1月24日11時頃　那覇港南西方
海難種類：乗揚（原因：見張り不十分）
経験年数：10年以上
漁　船：自動操舵で漁場向け航行中
⇒船橋を離れ、漁の準備を実施
結果、浅瀬へ乗揚、その後、浸水。

乗揚げ時の状況

救助活動時転覆した該船

5

事故事例②（衝突）

十一交通安全対策課

日時場所：平成30年8月19日17時頃、久米島西方沖
海難種類：衝突（原因：漁船（居眠り運航）、貨物船（操船不適切））
経験年数：6年～10年（漁船）、3年～6年（貨物船）
漁　船：自動操舵で漁場向け航行中
⇒乗船者2名が船橋内で居眠り
貨物船：レーダーにて漁船を認識
⇒「漁船が避けるだろう」と航行を継続
結果、両船とも避航動作を取っていなかったため、衝突。

漁船の損傷状況

貨物船船体に付いた衝突痕

6

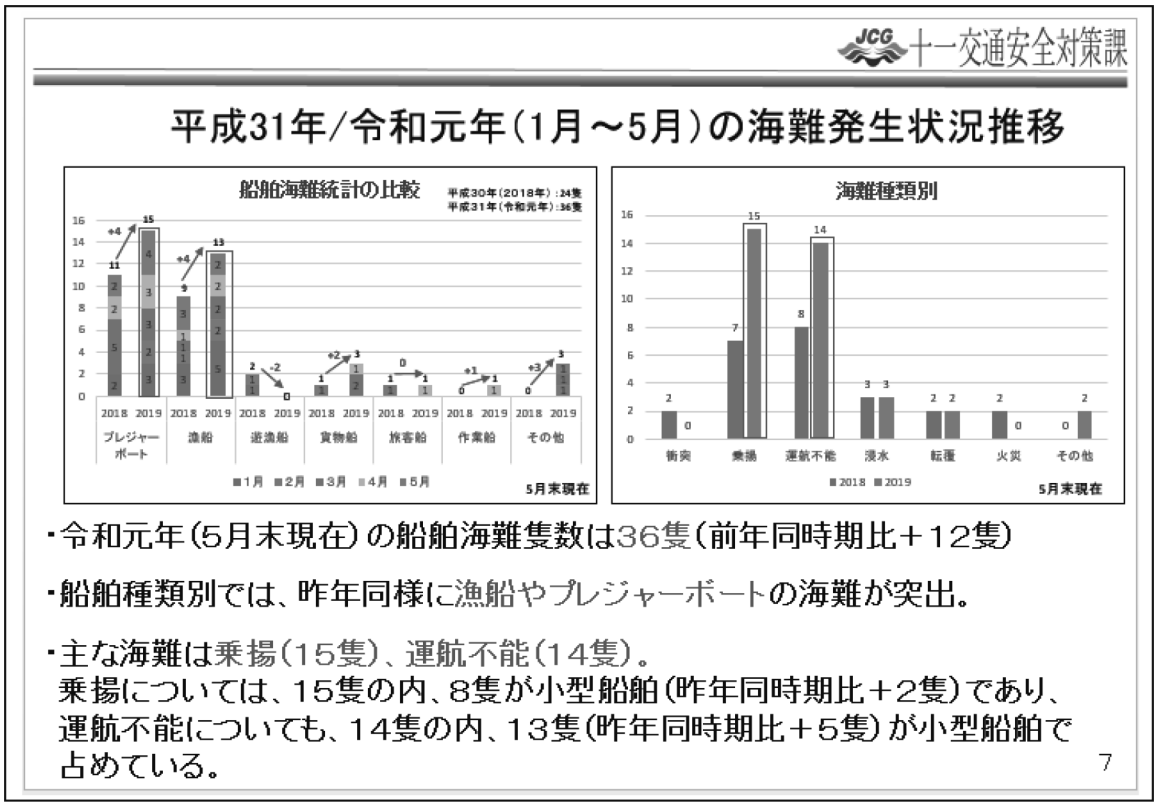

５－２　令和元年度海の事故ゼロキャンペーン沖縄地方実施計画

５－２－１　運動の趣旨

全国海難防止強調運動は、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリンレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、広く国民に対し、「海難ゼロへの願い」をスローガンに国、地方自治体、関係民間団体が連携して、海難防止思想の普及、高揚を図り、もって海難発生の防止に寄与しようとするものである。

これら趣旨を踏まえ、海の月間の時期に合わせて、「海難ゼロへの願い」をスローガンに令和元年度海の事故ゼロキャンペーンを推進することとする。

５－２－２　運動期間

令和元年７月16日（火）から31日（水）まで（16日間）

５－２－３　運動方針

第10次交通安全基本計画における海上交通分野の目標である

・2020年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数を第９次計画期間の年平均（2,256隻）から約半減（約1,200隻以下）することを目指すこととし、我が国周辺で発生する船舶事故隻数を平成32年までに少なくとも2,000隻未満とする。

・「ふくそう海域」における、情報の聴取義務化の施策等により低発生水

準となった衝突･乗揚げ事故の発生率(通航隻数 100 万隻当たり 76 隻以下)を維持確保するとともに、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとする。
・海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから、救助率 95% 以上とする。
に基づき、全国海難防止強調運動実行委員会が策定した実施計画として、平成 28 年度から令和 2 年度までの運動方針の重点事項を、「小型船舶の海難防止」、「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」、「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」と定めており、これを踏まえて沖縄地方にあっても、次の重点事項を定め運動を展開するものとする。

重点事項①：「小型船舶の海難防止」

沖縄地方においては、小型船舶のプレジャーボートと漁船による海難が全体の約 7 割を占めている現状であり、特に乗揚げ海難と衝突海難が多く全体の約 4 割を占めています。その原因としては、船位不確認、次いで船体機器整備不良によるものが多く操船経験が 10 年以上の操船者による事故が約 6 割を占めているということは、慣れや臆断に頼って事故を発生させていると考えられることから、改めて乗揚げ海難に対しては自船の位置や水路の確認の徹底について、衝突海難等に対しては自船の安全確保 3 か条（①発航前、機関や燃料の点検の実施、②発航時、常時見張りの徹底、③故障時に備え、救助支援者の確保）の励行について徹底を推進し、併せて「船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく遵守事項」を周知啓発し、海難防止活動を推進していくこととする。

重点事項②：「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」

沖縄地方において漁船の事故は、平成 28 年から減少傾向に転じたが、乗揚げ海難に次いで衝突海難の 2 つの事故種類で約半数を占めている。発生原因は居眠り運航、見張り不十分であり、「常時適切な見張りの徹底」、「居眠り防止」「AIS の普及」について推進していくこととする。

重点事項③：「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」

海中転落した乗船者の安全を確保するために「①海上に浮く」、「②速やかな救助要請」という 2 点が必要不可欠であることから、プレジャーボート、漁船、遊漁船について自己救命策確保の 3 つの基本（①ライフジャケット常時着用、②連絡手段の確保、③ 118 番緊急電話番号の普及）確保に関する周知徹底を推進する。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、平成 30 年 2 月 1 日から小型船舶に乗船する者への救命胴衣の着用義務範

囲が拡大されたことも踏まえて、救命胴衣の着用徹底を図る。

５－２－４　実施事項

⑴　広報活動

海難防止にかかる理解を広く沖縄県民に浸透させるため、以下のとおり広報活動を実施する。

イ　各報道機関及び地方自治体の広報誌等を通じた周知

ロ　連絡会議構成団体及び団体傘下企業等の発行する新聞・広報誌等による本運動の周知

ハ　連絡会議構成団体及び団体傘下企業等のほか、フェリー･旅客船乗り場、マリーナ、漁協等で目につきやすい場所へのポスターの掲示

ニ　横断幕、立看板及び電光掲示板等を利用した本運動の周知

ホ　官公署、フェリー・旅客船乗り場や船内等における場内放送のほか、漁業無線を利用した本運動の周知

ヘ　海運・漁業・マリンレジャー等の海事関係者にパンフレット等を配布

ト　連絡会議構成団体のホームページを利用した本運動の周知

チ　海上におけるイベント、行事等を利用した本運動の周知

⑵　安全に関する指導等

イ　海運・漁業・マリンレジャー等の海事関係者の会合等を利用した海難防止講習の実施

ロ　海上におけるイベント、行事等を利用してプレジャーボート利用者等の参加者及び主催者等を対象にした安全指導の実施

ハ　訪船指導及び訪問指導等により、船舶の運航に直接携わる者及び指導・監督する立場にある者に対して重点事項をはじめとした安全に関する指導の実施

⑶　その他

本運動の趣旨を達成するために有効と考えられる事項については、期間にこだわることなく実施する。

５－３　令和元年度各機関の実施計画

団体名称	実施内容
海上保安協会沖縄地方本部	・事務所内へのポスター掲示。 ・会員に対する周知。
沖縄総合事務局運輸部	・漁港､ビーチ等に出向き小型船舶操縦者の遵守事項について､リーフレット等を配布し、周知啓発活動を実施する。 ・マリーナ、漁港等でパトロール、リーフレットの配布等による周知啓発活動を行う「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施する。

門司地方海難審判所那覇支所	・庁舎内へのポスターに掲示。 ・来所した海運関係人等に対する海難防止の周知活動。 ・海事関係団体、漁協協同組合等を訪問しての海難防止の周知活動。
運輸安全委員会事務局 那覇事務所	・官署出入口へのポスター掲示及びパンフレット配布。 ・関係先（団体）及び関係者（個人）に対して独自作成の船舶事故ハザードマップや分析集等を利用した啓発活動実施。
総務省沖縄総合通信事務所	・事務所内へのポスターの掲示。 ・船舶共通通信システム（国際 VHF）及び船舶自動識別装置（AIS）の導入に向けた周知啓発活動。
沖縄県農林水産部	・漁船に対するライフジャケット着用の周知徹底への協力依頼。
㈱日本海洋資格センター沖縄事務所	・ポスターの掲示及びパンフレット配布。 ・船舶操縦士免許証等更新･失効講習会場での海難防止について周知する。
日本小型船舶検査機構 沖縄支部	・海の日（7 月 15 日）業務用車に広報表 ・各種リーフレット配布、ポスター等の掲示。 ・漁業協同組合・マリーナ等への受験促進活動。 ・船舶検査受験者への安全指導等。
琉球水難救済会	・傘下救難所員に対し救命胴衣着用義務範囲の拡大に伴う周知活動。
沖縄県漁業協同組合連合会	・各事務所へのポスター掲示及びパンフレットの設置。
日本漁船保険組合沖縄県支所	・漁港等を中心に事故防止講習会を開催。 ・漁協が実施する事故防止施設設置事業費への助成。 ・漁協と連携し事故防止に有効な各種事業を実施。
沖縄県漁業無線協会	・気象、航行警報、軍事演習情報等を、定時及び随時、無線で各船宛に周知。また、関係機関へ毎朝及び随時ファックスで配信。 ・海の事故ゼロキャンペーン中は、毎日の定時放送で次のように各船宛へ無線で周知。7 月 16 日から 31 日まで海の事故キャンペーン機関となっています。 ①ライフジャケットの常時着用 ②居眠り防止及び常時見張りの徹底 ③無線又は船舶電話等による連絡手段の確保 ④船舶間コミュニケーションの促進 ⑤一日 1 回以上の定時連絡の励行 ⑥海の事件・事故の際は 118 番の有効利用 ⑦海上保安庁「海の安全情報はホームページ」の積極的な活用各船安全確保に努めてください。 ・当協会ホームページを利用して、本活動を周知
沖縄旅客船協会	・海難防止について屋外垂れ幕による掲示。
沖縄海事広報協会	・事務所内へのポスターの掲示。
沖縄地方内航海運組合	・事務所内へのポスターの掲示。
全日本海員組合沖縄支部	・海難防止強調運動について各船に周知。 ・事務所内に関係資料の設置・掲示。 ・各船を訪船の際、安全に関する意識や技術の向上について意見交換を行う。
沖縄県セーリング連盟	・事務所内へのポスターの掲示。
日本海洋レジャー安全・振興協会沖縄事務所	・小型船舶操縦士免許受有者に対する更新講習、失効再交付講習時に海難防止についての講義を実施。

沖縄県ウォータークラフト安全協会	・県下一斉海岸パトロール活動、海上清掃活動による海難防止の啓発。
西部海難防止協会　沖縄支部	・事務所内へのポスターの掲示。 ・会員に対する周知。
第十一管区海上保安本部	・報道機関等への当該運動にかかる広報を実施。 ・ポスター等、庁舎内への掲示及び関係機関への送付。 ・庁舎外壁への懸垂幕設置。 ・巡視船による横断幕設置。 ・海難防止についてホームページでの周知。 ・巡回指導及び関係機関との合同パトロールの実施。

6　平成 31 年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動（報告）及び次年度計画

6－1　平成 31 年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動（報告）

6－1－1　目的

マリンレジャー活動が活発化し始めるゴールデンウィーク期間中において、マリンレジャー愛好者が海で安全に楽しく遊ぶために、ライフジャケットの有効性等を強くアピールするとともに、地域と連携したマリンレジャー安全対策を推進し、かつ、各関係救助機関との連携を図ることによって、マリンレジャー事故に伴う死亡・行方不明者の減少を図る。

6－1－2　テーマ

「海で安全に楽しく遊ぶために　～大切な命は自分で守る～」

6－1－3　期　間

平成 31 年 4 月 27 日（土）から 5 月 6 日（月）までの 10 日間

6－1－4　重点事項

平成 30 年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画の運動方針の重点事項

①　小型船舶の海難防止

②　見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

③　ライフジャケットの常時着用等事故救命策の確保

について、管内における平成 29 年船舶海難の発生状況を考慮し、以下の項目を推進して活動を実施する。

イ　小型船舶の船長に次の「自船の安全確保 3 か条」と「自己救命策 3 つの基本」の呼びかけ

「自船の安全確保 3 か条」

◎発航前 ⇒ 機関や燃料等の点検実施、最新の気象・水路情報の入手

◎航行時 ⇒ 常時見張りの徹底

◎故障時に備え ⇒ 救助支援者の確保

「自己救命策３つの基本」

◎ライフジャケットの常時着用

◎適切な連絡手段の確保（防水パックに入れた携帯電話等）

◎海の緊急通報「海のもしもは 118 番」

ロ　海の事故を「0」とするために、「官民連携」による安全啓発活動の実施

◎合同パトロール

◎巡視船艇による安全啓発活動

◎海上安全指導員との連携（海上安全指導員 98 名、安全パトロール艇 49 隻

６－１－５　実施結果

イ　ゴールデンウィーク中に発生した海難は１隻。

平成 30 年同期間と比べ４隻減。

（※平成 30 年はアクシデント２隻、インシデント３隻の計５隻発生）

ロ　期間中に発生した船舶事故はプレジャーボートによる「乗揚」１隻。

（※期間中の船舶事故に伴う乗船者の事故者数は０名。）

【参考】期間中に発生した船舶事故

日時		船種	概要
5月3日	（夜間）	クルーザーボート	マリンレジャー等を終え帰港中、石垣港付近の浅瀬に乗揚げたもの。

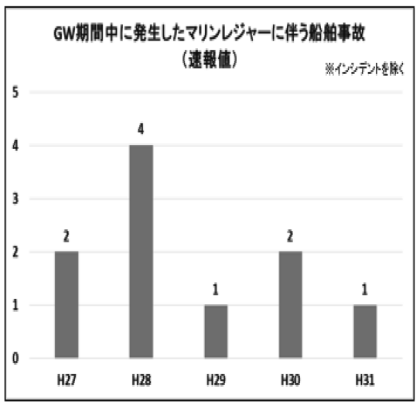

６－２　令和２年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動実施計画

６－２－１　目　的

船舶海難防止のため、年間通して様々な安全啓発活動等を実施しているところ、マリンレジャーやクルージングといった海での活動が活発化するゴールデンウィーク期間中において、船舶運航者及び乗船者等が海で安全に楽しく活動できるよう、重点事項を周知啓発するとともに、地域と連携した安全

対策を推進し、かつ、各関係機関との連携を強化した取り組みを行うことによって、船舶海難及び船舶海難に伴う乗船者の人身事故等の減少を図る。

６－２－２　運動のテーマ

海で安全に楽しく遊ぶために　～大切な命は自分で守る～

６－２－３　実施期間

令和２年４月29日（土）から５月６日（月）までの８日間

６－２－４　重点事項

令和２年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画の運動方針の重点事項

①　小型船舶の海難防止

②　見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

③　ライフジャケットの常時着用等事故救命策の確保

について、管内における平成30年船舶海難の発生状況を考慮し、以下の項目を推進して活動を実施する。

⑴　プレジャーボート等に対する安全対策の推進

共通項目→自船の安全確保３か条の周知啓発

・発航前、機関や燃料の点検の実施

・発航時、常時見張りの徹底

・故障時に備え救助支援者の確保

①　モーターボート類（モーターボート及びクルーザーボート）

航行予定海域の水路調査及び船位確認の励行

②　水上オートバイ

遊具の曳航（トーイング）時、プレーヤー、曳航ロープ、遊具等の監視励行（操縦者のほかに後方見張り役の補助者を同乗させることを呼びかけ）レンタル業者等への遵守事項の、安全啓発

③　漁船

居眠り防止及び見張りの徹底

航行予定海域の水路調査及び船位確認の励行

係留時における安全対策の徹底

⑵　自己救命策確保の普及・推進

自己救命策確保の３つの基本

①　ライフジャケットの常時着用　→　浮力の確保

マリンレジャーを楽しむ際は、ライフジャケットを常時着用

平成30年２月着用義務範囲拡大　→　着用の意識啓発、指導徹底

②　防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保　→　速やかな救助要請、防水パックに入れた携帯電話を携行

③　118 番の有効利用　→　海の事件・事故は 118 番

万一事故にあった場合は、海上保安部に連絡

⑶「船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく遵守事項」の周知啓発

重点事項に掲げる内容が網羅されている「船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく遵守事項」の周知啓発を行い、小型船舶操縦者の安全意識の高揚及び船舶海難防止を図る。

⑷　団体が提供している安全情報の利用

第十一管区海上保安本部及び沖縄気象台ホームページ等で提供されているマリンレジャー活動に有益な気象、潮汐等の安全情報を積極的に活用

→気象現況・海上工事情報：海の安全情報ホームページ

→マリンレジャーの注意事項：十一管区海上保安本部ホームページ

→気象予報：沖縄気象台ホームページ

→潮汐情報：海上保安庁海洋情報部ホームページ

６－２－５　その他

本運動の趣旨を達成するために有効と考えられる事項（海難防止講習会、合同パトロール等）については、期間にこだわることなく実施する。

２－３　受託事業

【継続中の事業】

２－３－１　宇部港港湾計画改訂に伴う航行安全対策調査専門委員会

２－３－２　川内港港湾計画変更に伴う航行安全対策調査専門委員会

２－３－３　那覇港（泊ふ頭地区８号岸壁）17 万 GT 級大型旅客船入出港に伴う航行安全対策調査専門委員会

２－３－４　志布志港航行安全対策調査専門委員会

２－３－５　長崎港大型客船入出港に伴う航行安全対策調査専門委員会

【期間中に完了した事業概要】

２－３－６　次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究適地選定に伴う航行安全検討調査専門委員会

１　調査目的

本調査は、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が北九州沖合において計画している次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究の実施海域選定に関して、船舶の航行環境等を調査し、平面的な実施海域において次世代浮体式洋上風力発電システム（以下､「風車」という。）を設置するにあたって、付近航行船舶に与える影響や航行安全上の課題等を検討・抽出して、次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究の実施海域選定について検討することを目的とした。

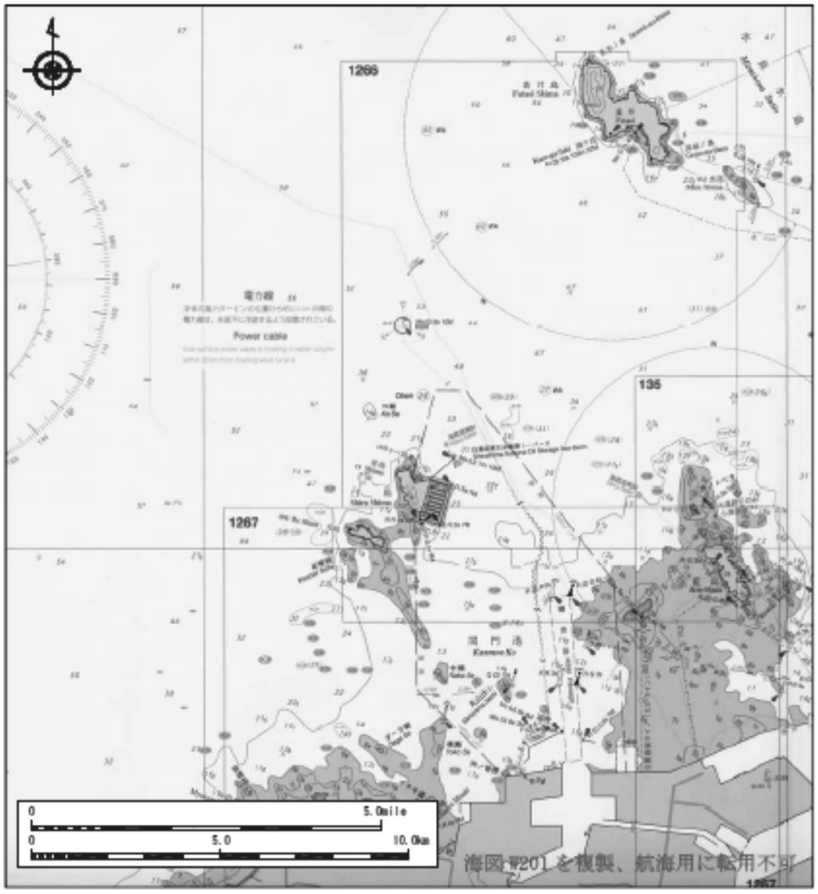

図１　調査対象海域

２　委員会構成

【委 員】（五十音順、敬称略）

委員長	日當博喜	海上保安大学校 名誉教授
委　員	石塚照美	公益社団法人 九州北部小型船安全協会 専務理事
	木村五六	全国内航タンカー海運組合 西部支部 支部長
	清田康稔	西部地区海務協議会 理事
	楠本茂晴	関門地区海運組合 専務理事
	酒出昌寿	水産大学校 准教授
	佐藤政俊	福岡県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	白石新一郎	九州水曜会 海務委員
	須藤憲司	門司エージェント会 正幹事
	関谷英一	九州・沖縄タグボート協会 会長
	田中隆博	海上保安大学校 教授
	前原武人	関門水先区水先人会 海務担当理事
	水野尾透	白島石油備蓄株式会社 北九州事業所 取締役所長

本村紘治郎　水産大学校 名誉教授

【関係官公庁】（順不同、敬称略）

根木貴史　九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所 所長

福田高志　九州運輸局 福岡運輸支局 若松海事 事務所所長

矢島広樹　第七管区海上保安本部 海洋情報部 部長

田中健彦　第七管区海上保安本部 交通部 部長

田原稔啓　門司海上保安部 部長

（前任 森部賢治 門司海上保安部 部長）

内田昌弘　若松海上保安部 部長

（前任 西山博 若松海上保安部 部長）

大田勝郎　関門海峡海上交通センター 所長

（前任 伊藤恒治　〃　所長）

山本芳香　福岡県県土整備部 港湾課 課長

（前任 吉瀬幸一　〃　課長）

東田重樹　北九州市港湾空港局 港営部長

（前任 片山久夫　〃　港営部長）

3　委員会等の開催日

⑴　第1回委員会　平成31年3月18日

⑵　作業部会　平成31年4月26日

⑶　第2回委員会　令和元年5月27日

4　調査フロー

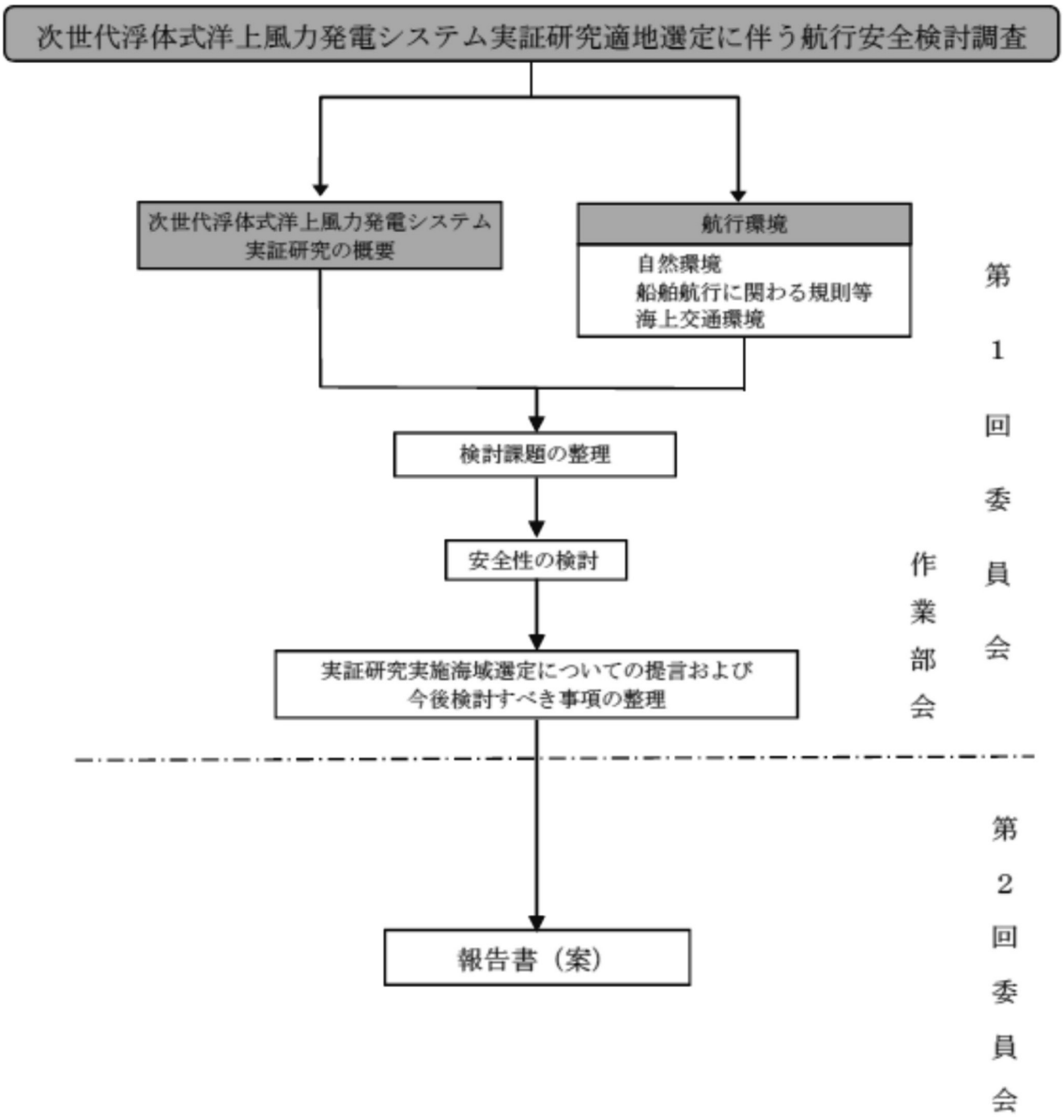

5　調査報告概要

この委員会では、北九州沖合において計画されている次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究の実施海域の選定について、航行安全面から調査・検討した。

今回、検討対象とした海域は、関門地区を起点とする船舶交通の集中する海域である一方、先行する別の実証研究に基づいて設置された風車により船舶交通流がその南側または北側に分かれた海域の西方に位置しており、風況や水深が実証研究の要件に適合している海域として提示されたものである。

本委員会では、風車の詳細な設計や設置工事の施工計画は示さ

れていないことから、風車の視認性等に基づく安全性の検討や、風車の設置工事に伴う安全性の検討は行わず、提示された海域に対して付近航行船舶の安全性の観点から風車の設置が許容されると考えられる海域の絞り込みを行うとともに、今後、詳細設計や施工計画が明らかにされた段階において船舶交通に及ぼす影響等を確認・検討すべき事項の整理を行った。

第１回委員会の審議においては、本委員会調査計画の確認の後、航行船舶に対する影響に関して審議したところ、検討を要する様々な課題が挙げられ、当初計画されていた計２回の委員会のみで審議を尽くしとりまとめるのは困難と思われたことから、作業部会を追加開催して今後の検討内容の確認と航跡密度等を踏まえた検討を行った。

本実証研究は、現状において隻数は少ないものの船舶が通航している海域に約２年間にわたり風車を設置する計画であることから、航行船舶の安全の確保に関しては今後も慎重に確認・検討する必要がある。委託者にあっては、本委員会の提言を尊重し、航行船舶への影響に配慮した風車設置位置の決定を行うとともに、今後風車の詳細設計や施工計画に対する具体的な航行安全対策の検討とその実施により、次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究を安全かつ着実に進められることが期待される。

２－３－７　石垣新港巡視船係留施設整備（建設工事）に伴う航行安全対策調査専門委員会

１　調査目的

本委員会は、石垣港巡視船係留施設整備工事における航行船舶および工事作業船の航行安全対策を検討することを目的とした。

調査対象海域は図１に示す石垣港新港地区北西端岸壁付近海域である。

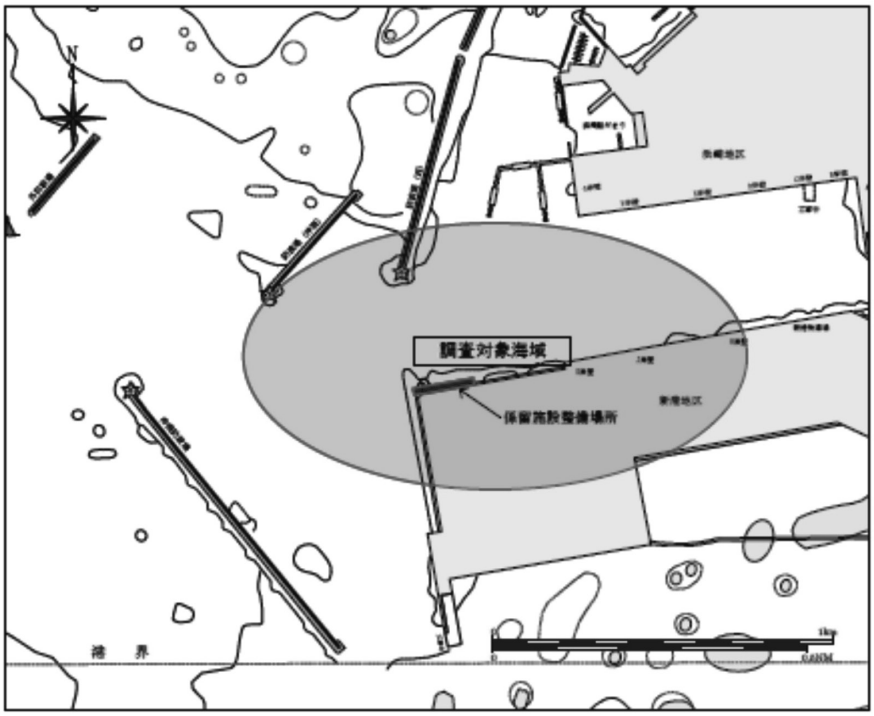

図１　調査対象海域

２　委員会構成

【委 員】（五十音順、敬称略）

委員長　木村紘治郎　水産大学校 名誉教授

委　員　新垣盛雄　　一般社団法人沖縄旅客船協会 会長

西銘雄治　　沖縄地区タグ協会 会長

（前任：石岡毅　　〃　　会長）

上原亀一　　八重山漁業協同組合 代表理事組合長

源河和治　　那覇水先区水先人会 会長

酒出昌寿　　水産大学校 准教授

田中隆博　　海上保安大学校 教授

寺本定美　　海上保安大学校 名誉教授

冨樫研一　　八重山ダイビング協会 安全対策委員

深見和壽　　NPO 法人八重山ヨット倶楽部 理事長

松田新一郎　石垣港外国船舶安全対策連絡協議会 会長

宮里実　　沖縄地方内航海運組合 専務理事

屋良部守　　石垣島マリンレジャー協同組合 代表理事

【関係官公庁】（順不同　敬称略）

知念正吉　　沖縄総合事務局石垣港湾事務所 所長

豊川尚　　沖縄地区税関石垣税関支署 支署長

長屋好治　　第十一管区海上保安本部 次長
花井宏泰　　石垣海上保安部 部長
勢理客武　　沖縄県土木建築部八重山土木事務所所長
仲宗根智　　沖縄県八重山農林水産振興センター所長
（前任：竹ノ内昭一　　〃　　所長）
安里行雄　　石垣市建設部 部長
山田善博　　石垣市農林水産部 部長

3　委員会等の開催日

(1)　第１回委員会　　平成 31 年 3 月 28 日
(2)　作業部会　　令和元年 5 月 10 日
(3)　第２回委員会　　令和元年 6 月 7 日

4　調査フロー

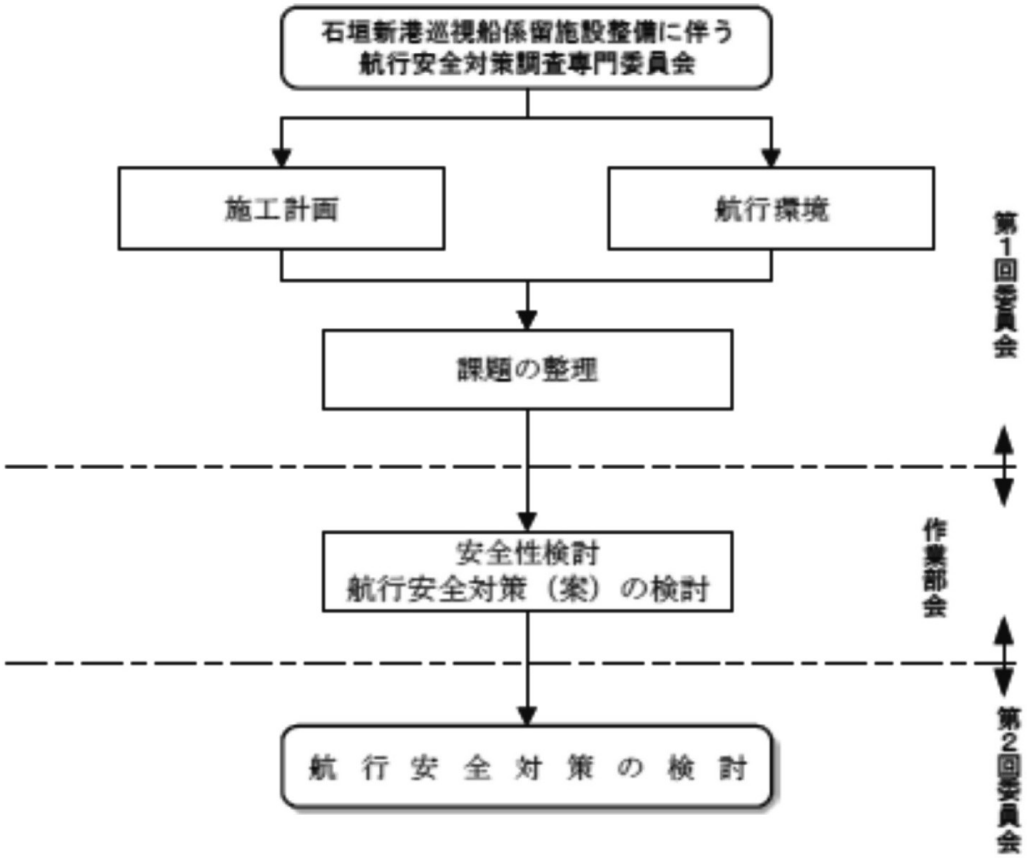

5　調査報告概要

本委員会では、平成 30 年度に「石垣新港巡視船係留施設整備に伴う航行安全対策調査専門委員会」で調査検討された巡視船の係留施設整備計画に基づき、同施設の建設工事に伴う航行安全対策について調査検討し、建設工事中における航行船舶及び工事作

業船の安全確保に必要な航行安全対策を取りまとめ、さらに隣接して行われる航路浚渫工事との同時施工時における安全性についても検討し、必要な航行安全対策を取りまとめた。

具体的には、各工種について工事作業船の配置、運航等を詳細に確認し、各工種に対する可航幅と行き会い調整及び退避対象船舶の関係を調査したうえで必要な安全対策について検討し、隣接して行われる航路浚渫工事との同時施工に対する安全対策についても検討した。

また、建設工事中及び同時施工期間中における対応として、通航船舶の詳細な情報収集と情報提供が欠かせないため、施工者側の安全管理組織と一般航行船舶のための航行安全支援組織からなる安全管理体制の強化を提言し、必要な航行安全対策をとりまとめた。

３　ミニ知識・海（４９）

港　湾（その５）

港湾のミニ知識について、船舶の安全確保に関係する「港湾施設」について、港湾の入口側から「水域施設」としての「航路」、「外郭施設」の中の「防波堤」について取り上げてきました。第５回目の今回は、「水域施設」としての「泊地」について取り上げます。

今回もこれまでと同様に、「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」に基づく「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示」の内容に沿って各施設の概要にふれていきます。

一般的に「泊地」とは、「港湾施設のうち水域施設の一つであり、船舶が安全に航路から出入りし停泊するために設定された水面」とされている。

港湾施設の細目を定めている「港湾の技術上の基準を定める省令」においては、泊地を含む水域施設について、通則として以下のように規定されている。

第八条　水域施設は、地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の航行その他の当該施設周辺の水域の利用状況に照らし、適切な場所に設置するものとする。

２　静穏に保つ必要がある水域施設には、波浪、水の流れ、風等による影響を防止するための措置を講ずるものとする。

３　土砂等による埋没が生じるおそれがある水域施設には、これを防止するための措置を講ずるものとする。

泊地の航路の要求性能について、「港湾の技術上の基準を定める省令」は「船舶の安全かつ円滑な利用を図る」として具体的要件は他の港湾施設と同様に、泊地の要件について以下の通りに告示に委ねている。

１　泊地の規模（対象船舶の総トン数が 500 トン以上の場合）

⑴　船舶の停泊又は係留の用に供される泊地

①　船舶の停泊又は係留の用に供される泊地であって岸壁、係留くい、桟橋及び桟橋の前面の泊地以外のものとは、船舶の錨泊及び浮標泊の用に供する泊地のことであり、対象船舶の長さに地象、波浪等の状況並びに水域の利用状況に照らし、適切な

値を半径とする円を上回る広さであることとされている。

また、停泊又は係留の形態によりその広さを必要としない場合とは、浮標泊のことで、泊地の広さの設定に当たっては、泊地の利用状況及び潮位差の影響による浮標の水平移動量を適切に考慮することとされている。

② 船舶の停泊又は係留の用に供される泊地であって岸壁、係留くい、桟橋及び桟橋の前面の泊地の規模は、対象船舶の長さに地象、波浪等の状況並びに停泊又は係留の利用状況に照らし、その長さ及び幅がそれぞれの対象船舶の長さ以上及び対象船舶の幅以上の適切な広さであることとされている。

また、泊地の長さの設定においては、対象船舶の全長に対象船舶が横付け係留する際に必要な延長を適切に考慮するとともに、泊地の幅の設定においては、対象船舶の操船の形態や係留・解らん方法、対象船舶の操船性能、係留施設及び航路の配置、操船の容易性、離着岸等の安全に適切に配慮することとされている。

③ 突堤と突堤との間の幅員の設定に当たっては、対象船舶の船型、バース数、曳船の利用の有無等を適切に考慮することとされている。

⑵ 船首の回転の用に供される泊地

船首の回転（回頭）の用に供される泊地とは、船まわし場のことであり、泊地（船まわし場）の規模の設定に当たっては、対象船舶の回頭の形態や位置、対象船舶の回頭性能、係留施設及び航路の配置、操船の容易性等を適切に考慮することとし、十分な推力を有するスラスターを利用した回頭等の場合には、安全な回頭に支障を及ぼさない広さまで規模を縮小することができるとされている。

安全な回頭に支障を及ぼさない広さについては、以下の値を用いることができるとされている。

① 自力による回頭の場合：対象船舶の全長の３倍を直径とする円

② 曳船を利用した回頭の場合：対象船舶の全長の２倍を直径とする円

（参考）

当協会の港湾計画検討における、回頭泊地での具体的な操船図を以下に例示する。

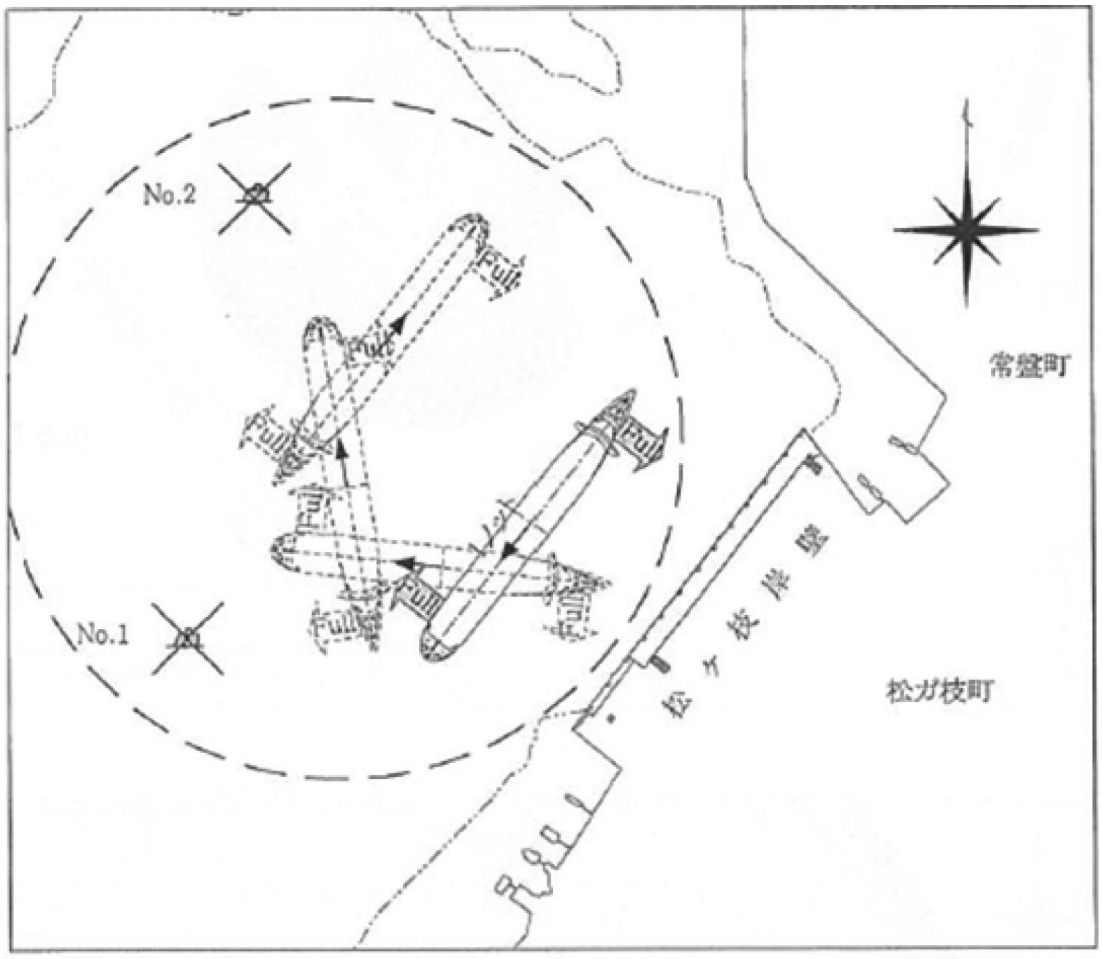

回頭操船時の制御方法と回頭イメージ

2　泊地の水深

泊地の水深については、波浪、水の流れ、風等による対象船舶の動揺の程度に照らし、対象船舶の喫水以上の適切な深さを有することとされている。対象船舶の喫水以上の適切な深さとは、対象船舶の満載喫水等の想定される最大喫水にその最大喫水に応じて設定する余裕水深を加えた値のことであり、泊地の水深の設定に当たっては、港湾管理用基準面下に対象船舶の喫水以上の適切な深さを確保することとされている。

なお、フェリー等によりスラスターを利用した回頭等の特殊な回頭の形態での利用が想定される泊地の余裕水深の設定にあたっては、一般的な最大喫水のおおむね 10% よりも大きく設定する等、特殊な回頭の形態の影響を適切に考慮することとされている。

3　泊地の静穏度

船舶の停泊又は係留の用に供される泊地の内、岸壁、係留くい、桟橋及び浮桟橋の前面の泊地にあっては、原則として、年間を通じて 97.5% 以上の荷役を可能とする静穏度が確保されることとされている。

また、必要に応じて、船舶の停泊、係留及び荷役に支障を及ぼすような波浪等の状況を適切に評価することとされている。

4　荒天時の避泊の用に供される泊地にあっては、荒天時の波浪の状況が対象船舶の避泊に許容されるものであることとし、対象船舶の種類、主要諸元、避泊方法等に応じて、当該泊地内の波浪の波高、波の向き及び周期を適切に考慮して、荒天時の波浪の状況の許容される範囲を適切に設定することとされている。

博多港

那覇港

下関カッターレース大会で力漕

第8回下関カッターレース大会が、令和元年7月21日（日）、山口県下関市下関漁港において開催され、本会チーム「西部海難防止協会」も出場しました。

下関カッターレース大会は、海に親しみ、海洋都市下関を元気にするとの理念のもと、平成24年に「市民参加型海の祭り」として始まりました。現在では全国有数の規模を誇るカッターレースとして定着しています。レースは全長6mのカッターに艇指揮、艇長、漕ぎ手6名が乗組み、180mのコースを往復します。

本会は、海事思想の普及、海難防止活動推進の一環として、青少年に対するカッター訓練を実施していますが、その活動を推進し、アピールするために平成29年度より本大会に参加しています。今年は、東正美艇指揮、寺地孝艇長、漕ぎ手には工藤健太郎1番手、小森田重寿2番手、本間睦裕3番手、三明薫4番手、豊田文昭5番手、白石喜代利6番手のメンバーで平均年齢59歳のチームを結成しました。決勝進出を目指して、6月上旬から練習を重ね、息の合ったオールさばきに磨きをかけてきました。

（手前:本会チーム）

大会には市内外から63チーム（一般48チーム、女子4チーム、エキスパート11チーム）、約630人が参加して、梅雨前線の影響で時折激しい雨が降る中、熱戦が繰り広げられました。本会が出場した一般では、予選各レース1位のチームと2位以下のチームのうちタイム上位8チームが準決勝に進む予定でしたが、気象の影響で全チームによるタイムトライアルに変更され、予選タイム上位3チームによって決勝が行われました。

臨んだ予選第6レースでは決勝に進んだ若いチームに競り負けて2位となったもののタイム2分53.74秒は第21レースまでは第3位の好タイムで、決勝進出に期待を膨らませながらレースの成り行きを見守りました。結果は全体第5位となり、残念ながら決勝には進めませんでしたが、その力漕を通して本会の活動をPRすることができました。

予選レース結果		
順位	チーム名	タイム
1	チームヤンマー 4.5馬力	2分36.89秒
2	滄溟昭和の輝き隊	2分42.04秒
3	西ニチ メガトンX	2分45.58秒
4	夜明けのコロッケ	2分45.76秒
5	西部海難防止協会	2分53.74秒

5　刊末寄稿

海図で知る北九州港 130 年の変遷
～第 148 回水路記念日展～

（公社）西部海難防止協会
海事広報展示館

北九州港は、その構成港である門司港が特別輸出港に指定された 1889 年（明治 22 年）から起算して、今年で 130 周年にあたります。1963 年に門司市、小倉市、若松市、八幡市、戸畑市の五市が合併して北九州市が誕生しましたが、それを契機に翌年の 1964 年、外国貿易の「門司港」、国内流通の「小倉港」及び工業港の「洞海港」が統合して「北九州港」となりました。その後は物流、産業、にぎわいの拠点として発展してきましたが、開港 130 周年を迎えるにあたり北九州市によって各種の記念行事が行われています。

海事広報展示館（関門海峡らいぶ館）では、併設する展示スペースで毎年 8 月中旬から約 1 ケ月間、第七管区海上保安本部海洋情報部による「水路記念日展」を行っています。今年は北九州市の記念行事に合わせて「海図で知る北九州港 130 年の変遷」の展示が行われましたので、その一部をご紹介します。

▶　水路記念日

水路記念日は、海上保安庁海洋情報部の創立の日をいいます。1869 年（明治 2 年）8 月に兵部省が設置され、1971 年（明治 4 年）7 月 28 日には兵部省が海軍部と陸軍部に分けられました。海軍部には秘史局、軍務局、造船局、水路局、会計局の 5 局が置かれ、当時我が国の緊急課題であった日本沿岸の安全を図るための海図作製を使命とする組織が発足することとなりました。

1941 年（昭和 16 年）の水路部創立 70 周年記念行事を期に、毎年 7 月 28 日を水路部の創立の日と制定していましたが、1971 年（昭和 46 年）の創立 100 年を期して太陰暦から太陽暦に換算し、以後 9 月 12 日を「水路記念日」としています。

▶　水路部による海図作製

長崎海軍伝習所でオランダ式の航海・測量術を学んだ柳楢悦少佐（初代水路部長）を中

心に、東京築地の海軍兵学寮（後の兵学校）の一室で、水路業務の基礎がスタートし、日本人による近代的な海図作りが開始されました。

我が国における海図第１号は、「陸中国釜石港之図」で 1872 年（明治５年）９月に刊行されました。

▶　関門海峡全体の初めての海図（明治 19 年海図）

関門海峡全体を包含する初めての海図は、1886 年（明治 19 年）８月に刊行された「長門海峡」で、水深や海峡中央付近に推薦航路が描かれています。

門司港はアジア大陸との交易船の停泊地として古くから利用されていましたが、当時は漁業が中心で浅瀬が多数存在し、浚渫等は行われていません。

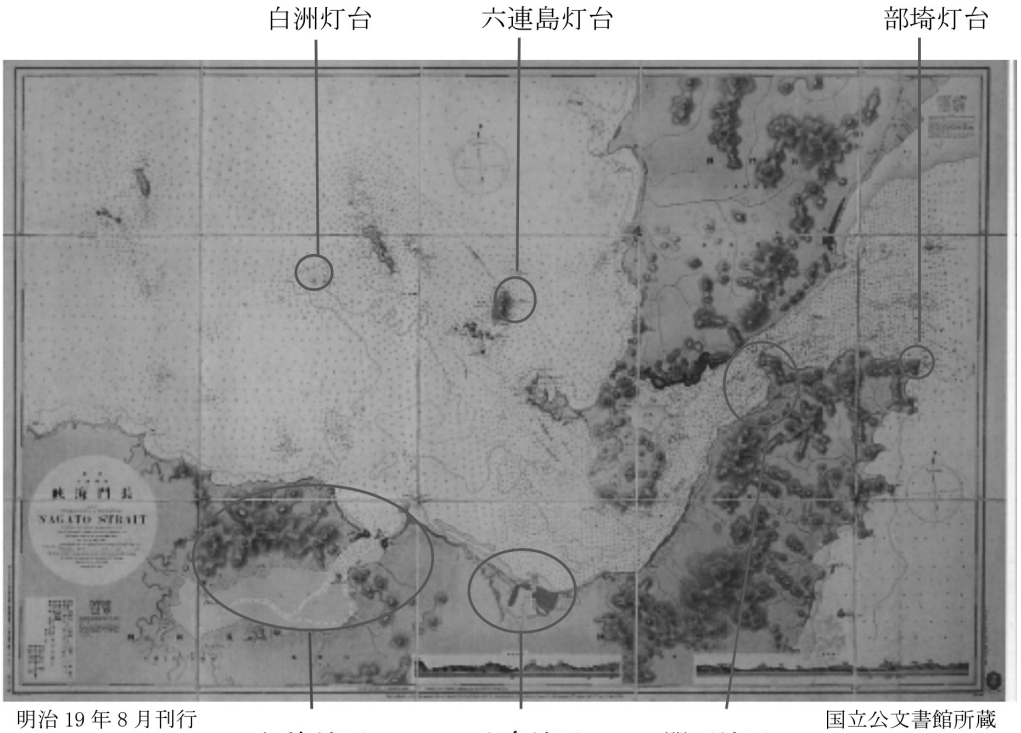

明治 19 年 8 月刊行　　国立公文書館所蔵

▶　港湾整備初期の海図（大正７年海図）

1889 年（明治 22 年）11 月、門司港が国の特別輸出港に指定されました。その後、1910 年（明治 43 年）には関門海峡第一期改良工事が始まり、海峡東口部埼沖より西口塵寄洲に至る航路約 11 海里間を、幅員 560m ～ 1,020m、水深－10m にするための浚渫・除礁工事、周防灘より部埼沖に至る航路約２海里間を、幅員 560m、水深－9m に浚渫する工事、港内泊地浚渫工事などが行われ、外貿の門司港、内貿の小倉港、鉄・石炭の洞海港としての発展がはじまります。

第一期改良工事は、19 年の歳月を経て昭和３年に完了しました。（運輸省第四港湾建設局北九州港工事事務所「門司港五十年の歩み」より）

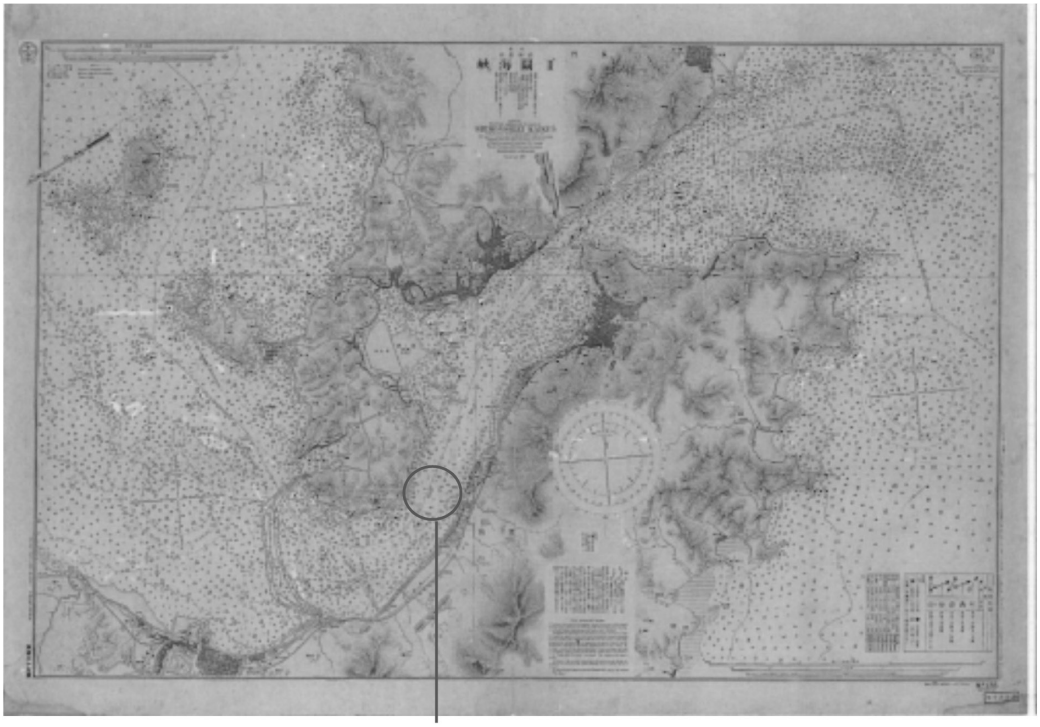

与次兵衛岩は撤去された　　海上保安庁海洋情報部所蔵

▶　戦後間もない海図（昭和 27 年海図）

船舶の大型化や軍事上の必要性から 1929 年（昭和 4 年）に関門海峡第二期改良工事において、彦島・大山の鼻以西の拡幅及び屈曲の緩和、部埼沖から周防沖に至る北水道の水深－ 11m 浚渫が計画されましたが、世界恐慌等の影響を受けて、工事が十分進まないまま昭和 14 年に打ち切られました。（前掲「門司港五十年の歩み」より）

海上保安庁海洋情報部所蔵

▶　戦後の港湾整備進展時の海図（昭和 39 年海図）

1940 年（昭和 15 年）は門司港、小倉港、下関港の 3 港が合併し関門港となります。第二次世界大戦の戦災でしばらく港湾機能が低下しましたが、1949 年（昭和 24）年に関門港開港宣言、1951 年（昭和 26 年）に特定重要港に指定されます。

1903 年（昭和 36 年）に作成された港湾整備 5 カ年計画に基づき、本格的に港湾整備が行われ、小倉から洞海湾、巌流島付近の埋め立て等が進みます。

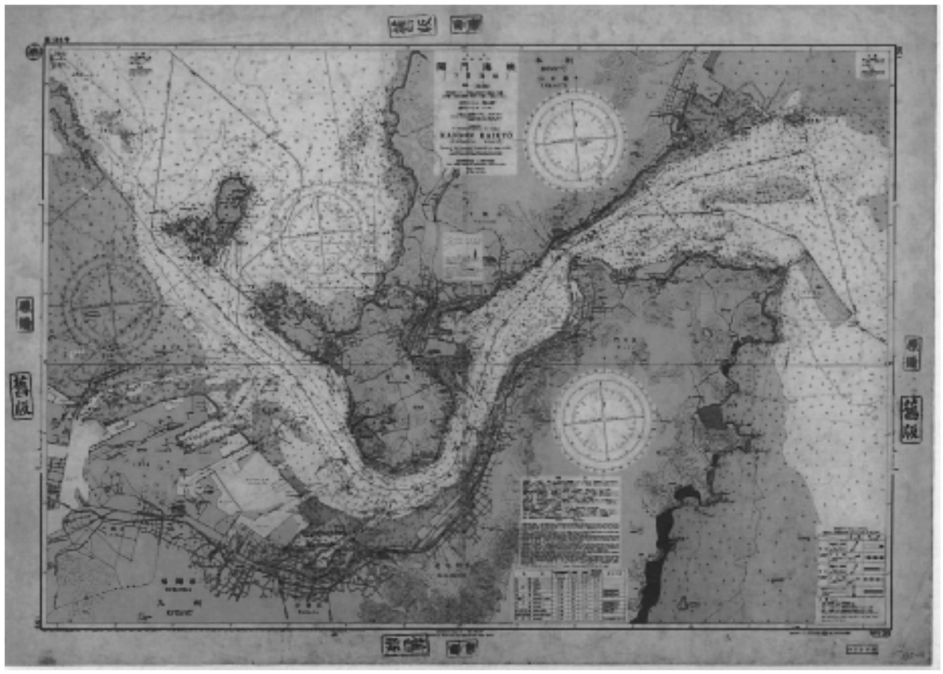

海上保安庁海洋情報部

▶　港湾整備がほぼ完了した地形の海図（平成 24 年海図）

関門航路は水深 12m に掘下げられ、関門海峡東口の中ノ洲が撤去され現在に至っています。

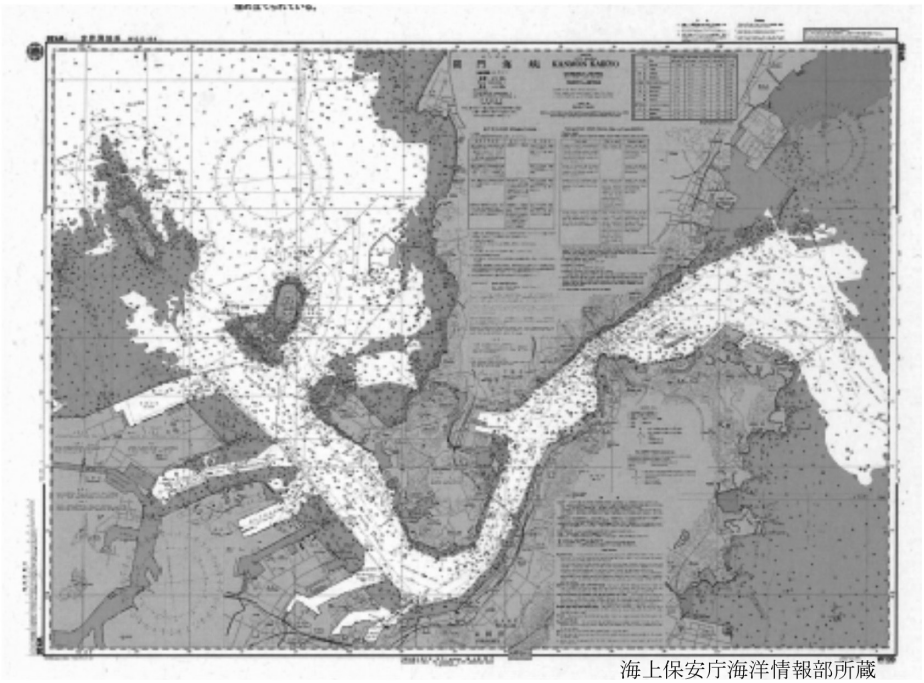

海上保安庁海洋情報部所蔵

海の事件・事故は
局番なし「118」

（公社）西部海難防止協会所在地略図

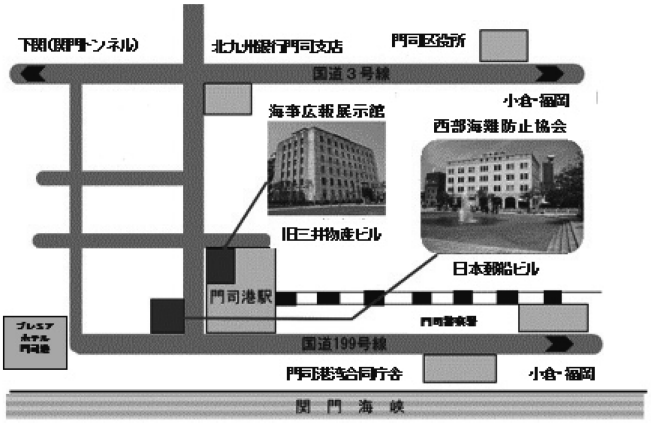

会 報 第186号
（令和元年9月号）

発行所 公益社団法人西部海難防止協会
〒801-0852 北九州市門司区港町7番8号 郵船ビル4F
TEL （093）321－4495
FAX （093）321－4496
URL http://www.seikaibo.ecweb.jp/
E-mail seikaibou-moji@iris.ocn.ne.jp

印刷所 門司印刷株式会社
〒801-0851 北九州市門司区東本町1－3－9